

第 1 ～ 3 章

第 2 回子ども・子育て会議時からの
追加・修正箇所は、赤字又は赤囲み部分

	頁	修正内容
第 1 章	P4	注釈の修正
第 2 章	P9	文言の追加
	P10	年表の追加
	P19～P21	グラフの追加
	P56、 P58～P75	資料の追加 ・ (7) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の取組状況 (P56) ・ (8) こども計画策定に向けたアンケート調査結果 (概要) (P58～P75)
第 3 章	P80	数値の修正

第 1 章

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 策定の趣旨

令和5年4月に施行された「こども基本法」は、全てのこどもの人格形成や自立した個人としての成長、こどもの心身の状況や環境等に左右されない権利の擁護、さらには将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものであり、こどもに関する様々な取組を講じるにあたっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や国や地方公共団体等の責務等を定めています。

同年12月に閣議決定された「こども大綱」では、「こどもまんなか社会[※]」の実現に向けて、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱をひとつに束ね、こども・若者の視点から分かりやすくライフステージ別に、施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めています。また、こども基本法の施行とあわせて、同年4月にこども家庭庁が設置され、こども・子育てにやさしい社会づくりに向けた幅広い施策も順次実施されています。

本市においても、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化の中で、未来の力となる子どもたちの明るく健やかな成長を支え、安心して子どもを産み育てられるまちづくりを進めていくため、令和2年3月に妊娠・出産期から切れ目ない子ども・子育て支援に関する総合的な計画として「第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画（以下、「第二期計画」）」（期間：令和2～6年度）を策定し、令和3年3月には、こどもの貧困対策を推進する「子どもの未来応援プラン」を策定して、第二期計画にリーディングプロジェクトとして位置づけました。さらに、こどもを社会全体で守り育てるという気運を醸成し、すべてのこどもが生まれ育った環境にかかわらず、現在から将来の生活にわたり夢や希望をもてるまちの実現を目指し、「鹿児島市こどもの未来応援条例」を制定し、令和5年5月に施行するなど、総合的な子ども・子育て支援に取り組んできました。今回の「鹿児島市こども計画（仮称）（以下「本計画」という。）」は、近年の国の動向等も踏まえ、本市のこども・若者・子育て当事者等に関するこども施策を更に推進するための総合的な計画として策定するものです。

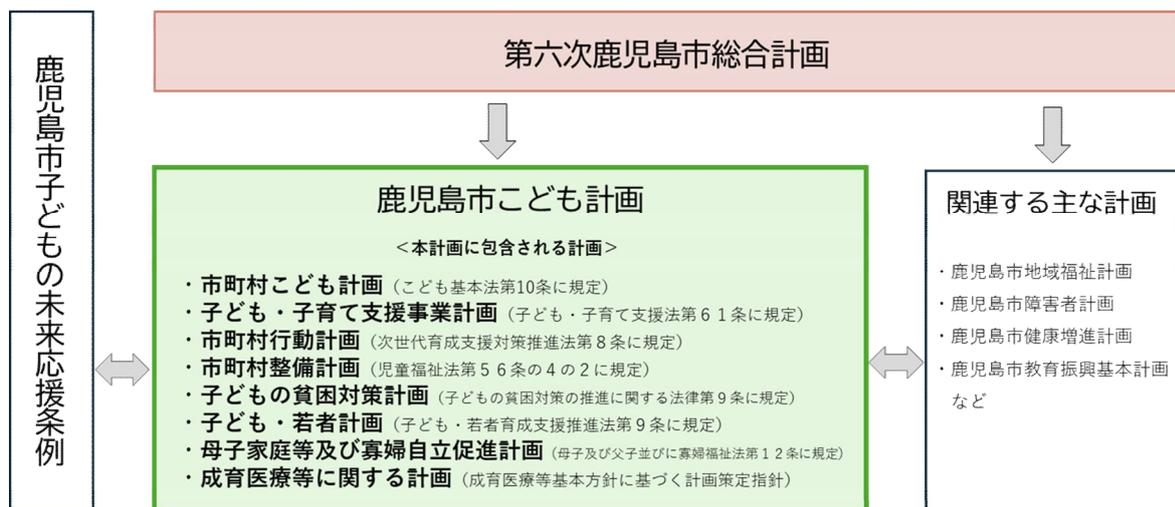
※「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態ウェルビーイングで生活を送ることができる社会

(2) 計画の位置づけ

本計画は、鹿児島市こどもの未来応援条例（以下「条例」という。）第 19 条に基づき、こども基本法第 10 条に規定する市町村こども計画として策定します。また、子ども・子育て支援事業計画や子ども・若者計画など、下図に示したその他の各計画を包含するとともに、条例の基本理念や市の責務、保護者の役割等も踏まえながら策定します。

なお、本計画はこども大綱を勘案して定めるよう努めるとされており、こども大綱で示される分野はこどもや若者、子育て当事者のみならず、地域社会を構成している様々な分野と密接に関係していることから、上位計画である第六次鹿児島市総合計画や他の関連する計画とも連携し、整合性を図りながら、効果的・効率的に施策を推進します。

■鹿児島市こども計画（仮称）の位置づけ



2 計画の対象・期間

(1) 計画の対象となる者

本計画は、こども・若者*自身のほか、子育て当事者やその家族、地域、学校、企業、各種団体、行政など社会全体を対象とします。

※ 関連する法律等において「こども」とは、心身の発達の過程にある者（こども基本法第2条）とされています。また「若者」とは、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期）の者とされており、「こども」と「若者」は重なり合う部分がある（こども大綱）とされています。

(2) 計画の対象とする分野

本計画の対象とする分野は、福祉、保健、教育、医療、労働、住宅、都市計画、生活環境など、こども・若者に関わる社会のあらゆる分野とします。

(3) 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年計画とします。

第 2 章

第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

1 国の取組

国においては、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通じて、次世代育成支援対策の推進を図ってきましたが、この取組をさらに充実するために、平成 26 年 4 月の法改正により、同法の有効期限が 10 年間延長されました。

しかしながら、我が国では、合計特殊出生率の低下に伴い少子化が進んでおり、子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっており、そうした状況を前に、子どもが欲しいという希望をかなえられない人も多くなっています。

これらの課題に対応するため、子ども・子育て関連 3 法に基づき平成 27 年 4 月に本格施行された子ども・子育て支援新制度の実施により、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図り、子どもを生み育てやすい環境の整備に取り組んできました。

また、結婚や妊娠・出産、子育てに関する国民一人一人の希望がかなう社会を実現するため、平成 27 年 3 月に決定された「少子化社会対策大綱」や平成 28 年 6 月に決定された「ニッポン一億総活躍プラン」などに基づき、長時間労働の是正や同一労働同一賃金の実現等の働き方改革、待機児童解消に向けた保育の受け皿整備などの施策に取り組んできました。

さらに、昨今の虐待相談件数の増加や、相次ぎ発生する児童虐待による痛ましい事件を踏まえ、令和 2 年度から児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が施行され、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置が講じられています。

加えて、こどもの貧困が厳しい現状を踏まえて、平成 26 年 8 月には基本的な方針や当面の重点施策を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、令和元年 6 月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」において、児童の権利に関する条約の精神に則り、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することが示さ

れました。

これまでの少子化対策や子育て支援など、諸法律に基づいて国の関係省庁や地方公共団体においてこどもや若者に関する様々な取組が進められてきましたが、その共通の基盤となるものとして、令和5年4月には、「こども基本法」が施行されました。また令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」において、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」をひとつに束ね、こども・若者の視点から分かりやすくライフステージ別に、施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めています。

こども基本法の施行とあわせて、令和5年4月にこども家庭庁が設置され、こども・若者・子育て当事者等に関わる幅広い施策が順次実施されています。令和5年12月に「こども未来戦略」が閣議決定され、令和8年度までの集中取組期間の具体的な政策を示した「こども・子育て支援加速化プラン（加速化プラン）」が示されました。加速化プランでは、児童手当の拡充、教育費の負担を軽減する高等教育の修学支援新制度といった経済的支援の強化や、全てのこども・子育て世帯への支援を拡充するため、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」の創設、共働き・共育での推進、加速化プランを下支えするこども・子育て支援金制度等による財源確保等を掲げています。2030年代に入るまでが少子化傾向を反転できるラストチャンスと認識して、企業も含めて、社会経済の参加者全員が子育て世帯を支え、応援していくことが重要であるとしています。

本市および国の動き

鹿兒島市の動き	国の動き
平成	
15年 7月	少子化社会対策基本法 次世代育成支援対策推進法
16年 6月	少子化社会対策大綱
16年12月	子ども・子育て応援プラン
17年 3月	地方公共団体、企業等における行動計画の実施
18年 4月	
18年 6月	新しい少子化対策
19年12月	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章 仕事と生活の調和推進のための行動指針 「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略
20年 2月	新待機児童ゼロ作戦
21年 7月	子ども・若者育成支援推進法
22年 1月	子ども・子育てビジョン
22年 3月	
22年 7月	子ども・若者ビジョン
22年11月	待機児童解消「先取り」プロジェクト
24年 8月	子ども・子育て関連3法
25年 4月	待機児童解消加速化プラン
25年 6月	子どもの貧困対策の推進に関する法律
26年 8月	子供の貧困対策に関する大綱
27年 3月	少子化社会対策大綱（第2次）
27年 4月	子ども・子育て支援新制度
28年 2月	子供・若者育成支援推進大綱（第2次）
28年 6月	児童福祉法等改正 ニッポン一億総活躍プラン 子育て安心プラン
29年 6月	
29年11月	新・放課後子ども総合プラン
30年 9月	
令和	
元年 6月	児童福祉法等改正 子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正
元年10月	子ども・子育て支援法の改正
元年11月	子供の貧困対策に関する大綱（第2次）
2年 3月	
2年 4月	子ども・子育て支援法の改正
2年 5月	少子化社会対策大綱（第3次）
3年 3月	
3年 4月	子供・若者育成支援推進大綱（第3次）
3年 5月	子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正
4年 4月	子ども・子育て支援法の改正 少子化対策推進法の改正
5年 4月	こども基本法 育児・介護休業法の改正 こども家庭庁の設置
5年 5月	
5年 12月	こども大綱 こども未来戦略 こども・子育て支援加速化プラン
6年10月	子ども・子育て支援法等の改正
17年 3月	かごしま市すこやか子ども元気プラン策定 次世代育成行動計画・前期計画
22年 3月	かごしま市すこやか子ども元気プラン策定 次世代育成行動計画・後期計画
27年 3月	第一期鹿兒島市子ども・子育て支援事業計画策定
29年 11月	鹿兒島市イクボス推進同盟設立
2年 3月	第二期鹿兒島市子ども・子育て支援事業計画策定
3年 3月	子どもの未来応援プラン策定
5年 5月	鹿兒島市こどもの未来応援条例施行

2 少子化の動向

(1) 少子化の現状

① 人口の推移

令和2年の国勢調査の結果によると、本市の人口は593,128人で、人口規模では全国で24番目、中核市で3番目の都市になっています。

本市の人口の推移は、表1-1（図1-1）のとおり、平成25年の607,604人をピークに減少し、平成27年以降は、60万人を下回り、令和5年10月1日現在では587,049人となっています。

(表1-1) 人口の推移

年次	人口			増減	増加率(%)	備考
	総数	男	女			
平成2	536,752	252,127	284,625	—	—	第15回国勢調査
3	536,895	251,648	285,247	143	0.0	
4	537,775	251,691	286,084	880	0.2	
5	539,911	252,677	287,234	2,136	0.4	
6	542,932	254,110	288,822	3,021	0.6	
7	546,282	255,999	290,283	3,350	0.6	第16回国勢調査
8	548,392	256,932	291,460	2,110	0.4	
9	549,977	257,543	292,434	1,585	0.3	
10	550,557	257,646	292,911	580	0.1	
11	550,815	257,766	293,049	258	0.0	
12	552,098	258,135	293,963	1,283	0.2	第17回国勢調査
13	552,817	258,320	294,497	719	0.1	
14	554,007	258,805	295,202	1,190	0.2	
15	555,116	259,173	295,943	1,109	0.2	
16	605,308	282,542	322,766	50,192	9.0	編入合併(11月1日) 新市発足
平17	604,367	281,389	322,978	△ 941	△ 0.2	第18回国勢調査
18	604,480	281,180	323,300	113	0.0	
19	604,571	280,827	323,744	91	0.0	
20	604,619	280,519	324,100	48	0.0	
21	605,424	280,878	324,546	805	0.1	
22	605,846	281,133	324,713	422	0.1	第19回国勢調査
23	606,890	281,325	325,565	1,044	0.2	
24	607,203	281,195	326,008	313	0.1	
25	607,604	281,456	326,148	401	0.1	
26	606,750	281,012	325,738	△ 854	△ 0.1	
27	599,814	279,108	320,706	△ 6,936	△ 1.1	第20回国勢調査
28	599,136	278,876	320,260	△ 678	△ 0.1	
29	597,932	278,319	319,613	△ 1,204	△ 0.2	
30	597,193	278,012	319,181	△ 739	△ 0.1	
令和元	595,319	277,095	318,224	△ 1,874	△ 0.3	
2	593,128	276,130	316,998	△ 2,191	△ 0.4	第21回国勢調査
3	591,856	275,623	316,233	△ 1,272	△ 0.2	
4	589,676	274,684	314,992	△ 2,180	△ 0.4	
5	587,049	273,549	313,500	△ 2,627	△ 0.4	

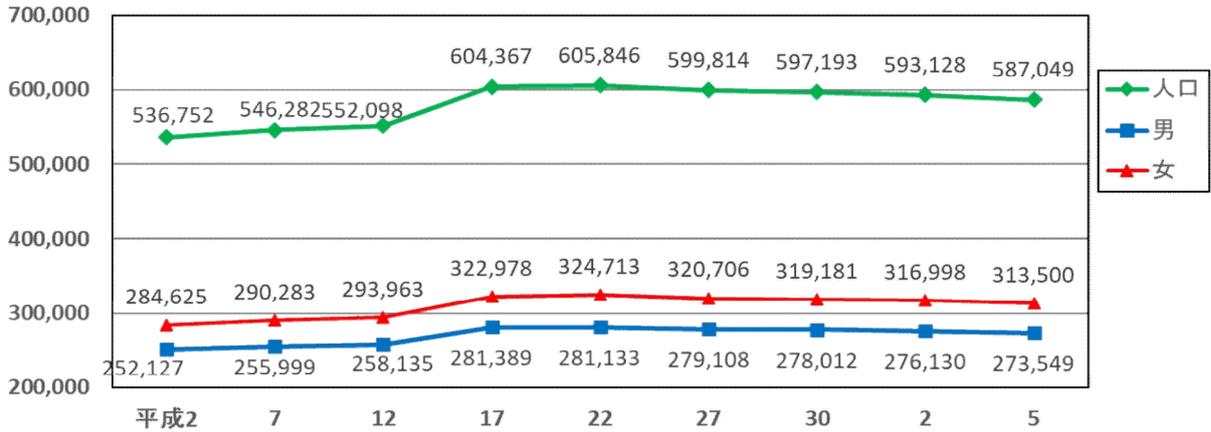
注1) 10月1日現在の推計人口。ただし、国勢調査年次については、国勢調査人口を記載。

注2) 平成16年は、平成16年11月1日現在の推計人口。

資料: 国勢調査、市推計人口

※この計画における市町村合併（H16. 11. 1）以前の数値は、旧鹿児島市の統計データを使用

(図1-1) 人口の推移



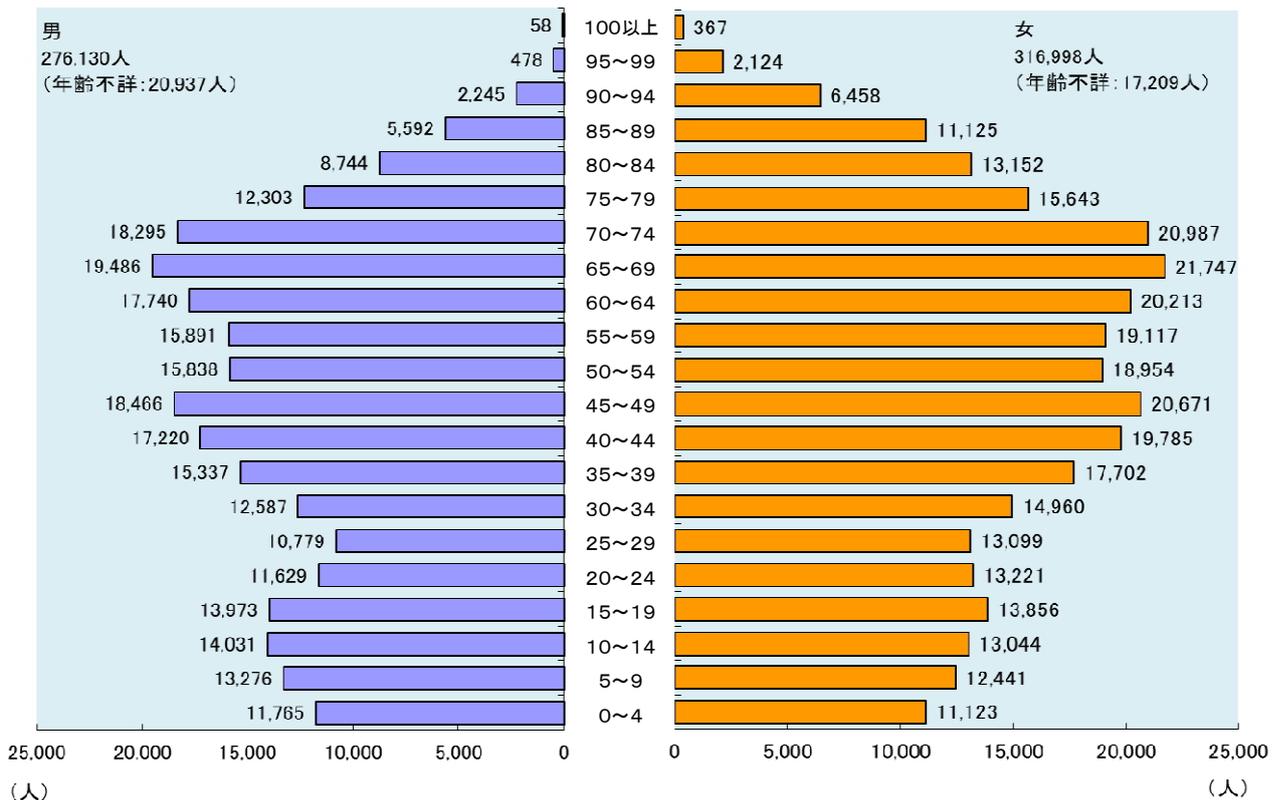
※資料等については、表1-1に同じ

② 人口構造

国勢調査における5歳階級ごとの人口ピラミッドは、図1-2のとおりです。昭和20年代前半と昭和40年代後半のベビーブームの時期に出生数が多かったことを反映し、人口構成としては2つのピークを形成しており、本市の人口ピラミッドの形態は、2段階の膨らみをもった「ひょうたん型」に近い形となっています。

また、19歳以下の人口は階級ごとに減少しており、将来、親となる世代の全体数が減少していくことから、一層の少子化が懸念されます。

(図1-2) 5歳階級別人口ピラミッド(令和2年)



資料: 国勢調査

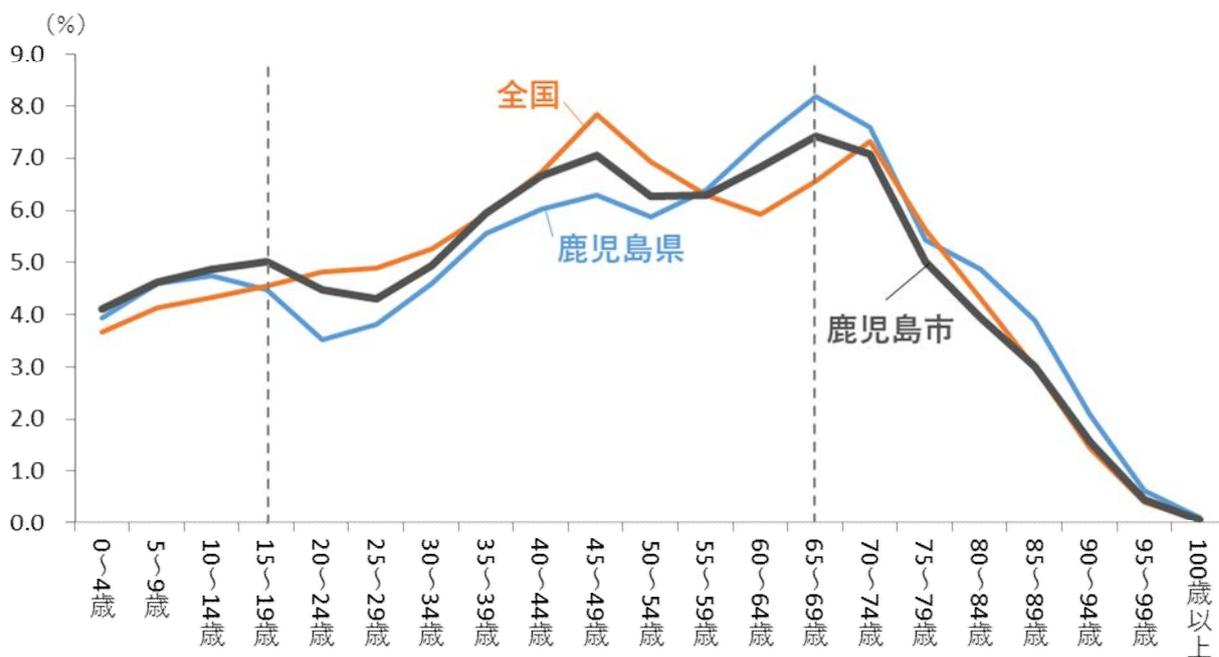
国・県・市の5歳階級別構成比からみた人口構造は、図1-3の通りです。国のグラフをみると、団塊の世代にあたる70～74歳と団塊ジュニア世代にあたる45～49歳との2つを頂点としたM字型になっています。

市・県の状況を国と比較すると、0～19歳までは国より人口比率がやや上回っていますが、20～50歳代にかけて国を下回っています。特に20～30歳、45～54歳での市・県の比率が低くなっています。一方、60歳代の比率は市・県がともに高くなっています。

市と県のグラフを比較すると、県と比べて市では国との乖離が少なくなっており、県よりも20～49歳の人口比率は高い状況です。

このような人口構造から市は、国よりも0～19歳の乳幼児期や学童期、思春期にあたるこどもの比率が高い一方で、就学や就職を機に20～30代の若者の比率が低くなるという人口構造にあるといえます。

(図1-3) 人口構造の比較(国・県・市、5歳階級別構成比、令和2年)



資料：国勢調査

③ 年齢別人口

国勢調査によると、本市の年少人口（15歳未満）は、表1-2のとおり、平成2年に109,433人であったものが、令和2年では75,680人と33,753人減少し、総人口に占める割合で20.4%が13.6%と6.8ポイント減少しており、年々減少傾向にあります。

一方、老年人口（65歳以上）は、平成2年に59,004人であったものが、令和2年では158,804人と99,800人増加し、総人口に占める割合で11.0%が28.6%と17.6ポイント増加しており、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

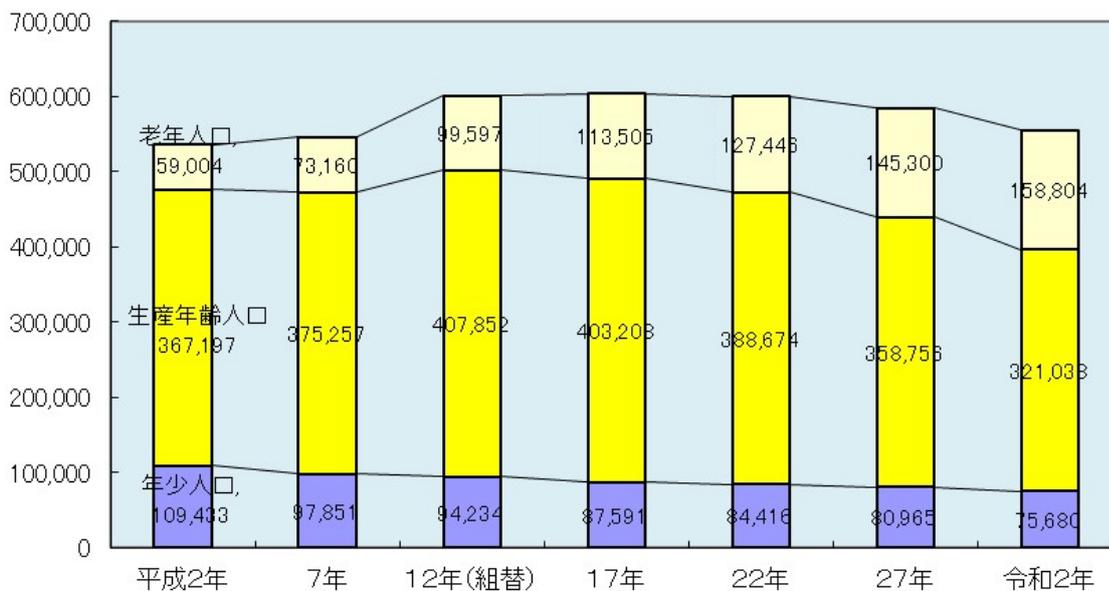
(表1-2) 年齢3区分別人口

	年少人口		生産年齢人口		老年人口		総人口
	人口	割合(%)	人口	割合(%)	人口	割合(%)	
平成2年	109,433	20.4	367,197	68.4	59,004	11.0	536,752
7年	97,851	17.9	375,257	68.7	73,160	13.4	546,282
12年	86,269	15.6	377,347	68.3	88,475	16.0	552,098
12年(組替)	94,234	15.7	407,852	67.8	99,597	16.6	601,693
17年	87,591	14.5	403,208	66.7	113,505	18.8	604,367
22年	84,416	14.1	388,674	64.7	127,446	21.2	605,846
27年	80,965	13.8	358,756	61.3	145,300	24.8	599,814
令和2年	75,680	13.6	321,038	57.8	158,804	28.6	593,128

注1) 区分別人口割合は総人口から「不詳」を除いて算出

資料：国勢調査

(人) (図1-4) 年齢3区分別人口の推移

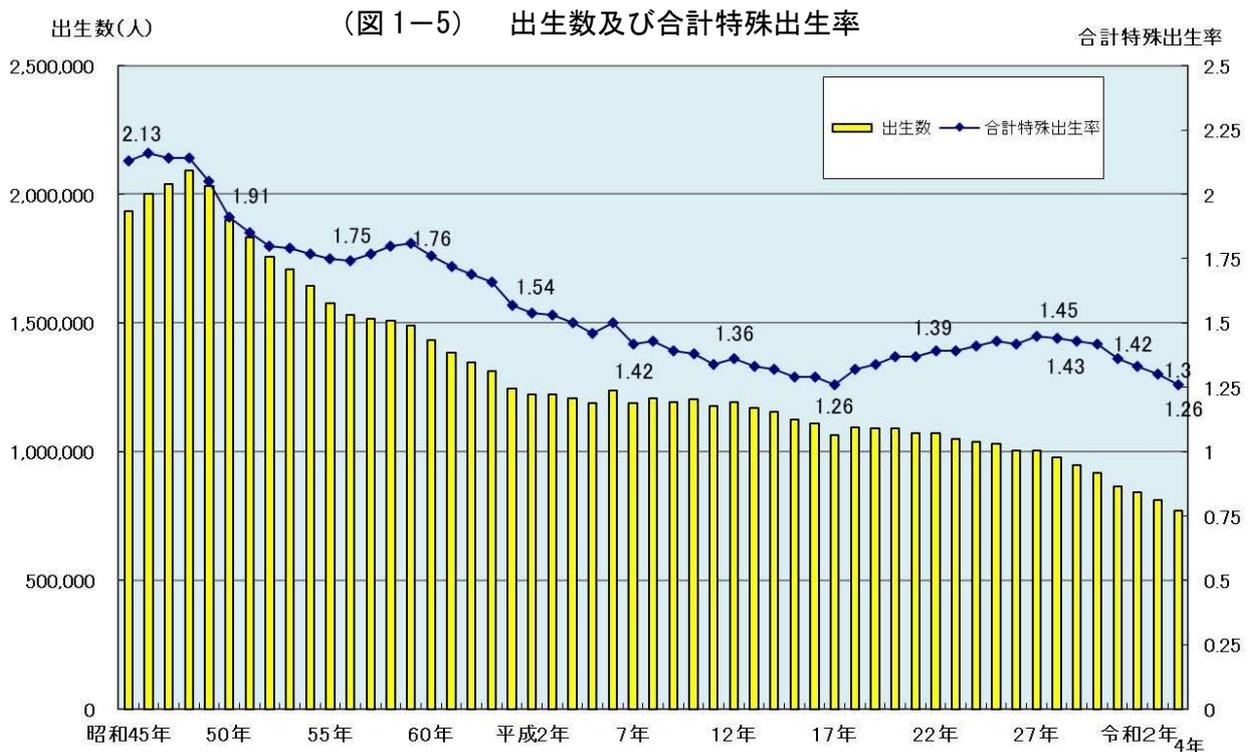


資料：国勢調査

④ 出生数及び合計特殊出生率

厚生労働省の「人口動態統計」によると、図 1-5 のとおり、わが国の出生数は、平成元年以降で見ますと、120 万人前後で推移していたものが、平成 28 年には 100 万人を割り込み、近年減少傾向は続いており令和 4 年は 81 万 1,622 人となっています。

また、1 人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均を示す合計特殊出生率[※]は、昭和 50 年に 2.0 を下回り、50 年代後半を除いて低下傾向が続いていましたが、平成 18 年から微増に転じ、平成 27 年からは、ほぼ横ばいで推移し、平成 30 年からは再び減少し、令和 4 年は 1.26 と過去最低となり、現在の人口を維持する水準とされる 2.07 を大きく下回る状況が続いています。少子化は、経済面で成長の制約要因であるとともに、地域・社会の担い手の減少や現役世代の負担増加など、深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

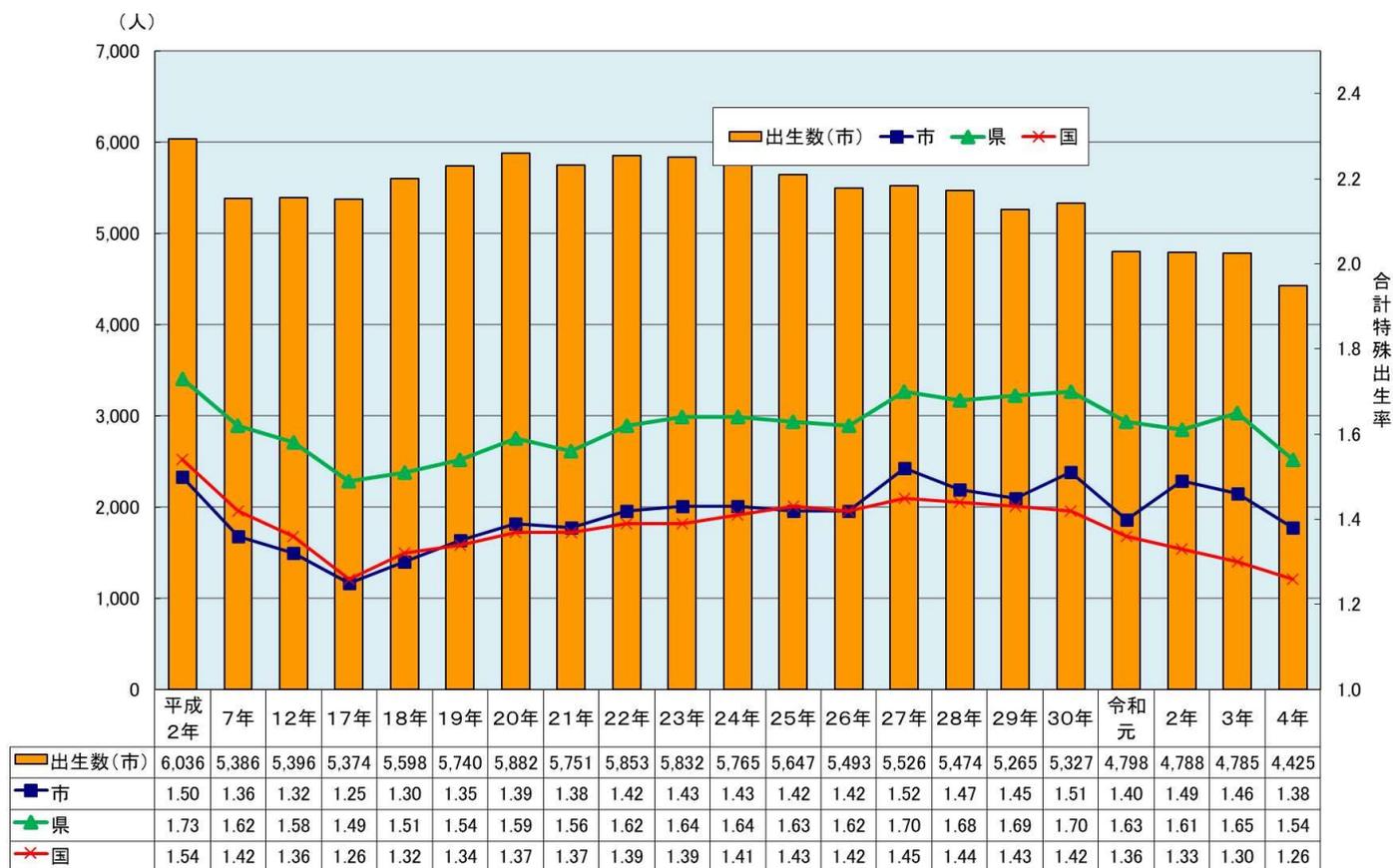


資料：厚生労働省「人口動態統計」

※合計特殊出生率：その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数のこと

本市における出生数は図 1-6 のとおり、平成 27 年の 5,526 人が令和 4 年には 4,425 人に、合計特殊出生率は、平成 27 年の 1.52 が令和 4 年には 1.38 と、減少傾向で、国の状況と同様に低い水準であり、少子化が進行している状況です。

(図 1-6) 本市の出生数及び国、県、市の合計特殊出生率



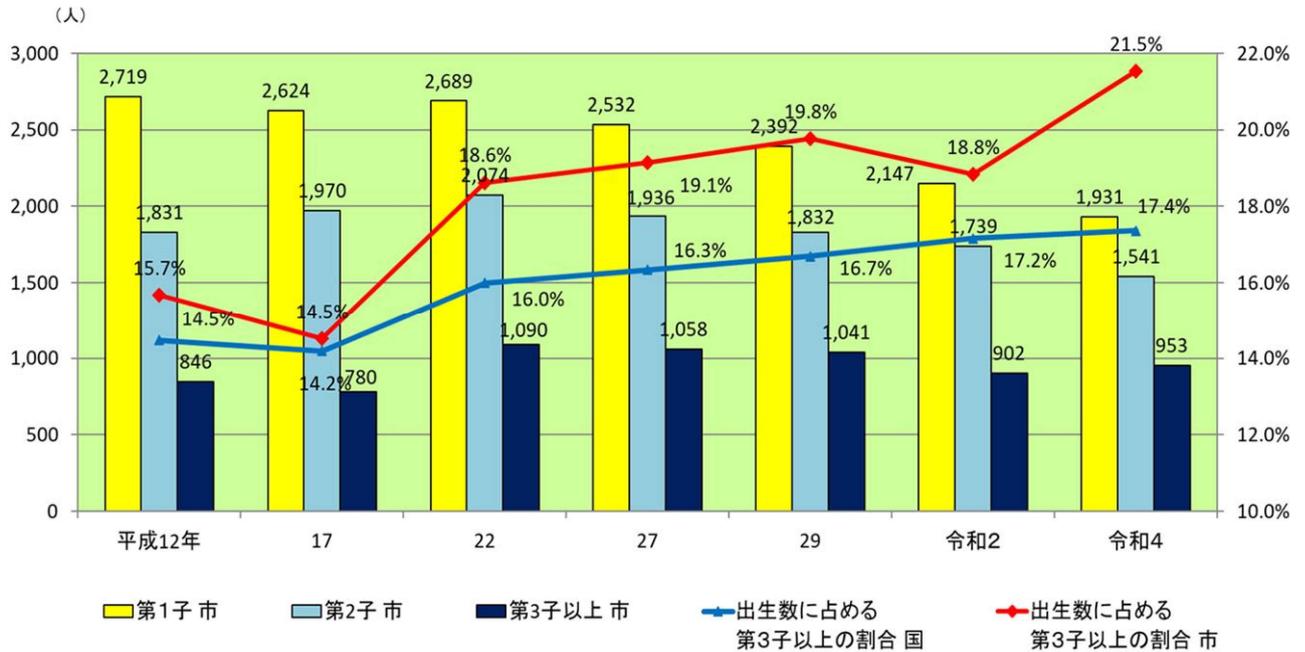
資料：かごしま市の保健と福祉

⑤ 出生数に占める第3子以上の割合

図 1-7 のとおり、近年、本市の第1子・第2子の出生数は減少傾向にある一方で、第3子以上の出生数は、微増となっています。

出生数に占める第3子以上の割合は、平成17年に14.5%であったものが上昇傾向にあり、令和4年は21.5%と国の17.4%と比較しても4.1ポイント高くなっています。

(図 1-7) 年次別出生数における第3子以上の出生数とその割合



資料：厚生労働省人口動態統計、かごしま市の保健と福祉

(2) 少子化の要因と背景

令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」において、少子化の背景には、経済的な不安定さや出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・育児の負担が依然として女性に偏っている状況、子育ての孤立感や負担感、子育てや教育にかかる費用負担など、個々人の結婚、妊娠・出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が複雑に絡み合っていると指摘されております。

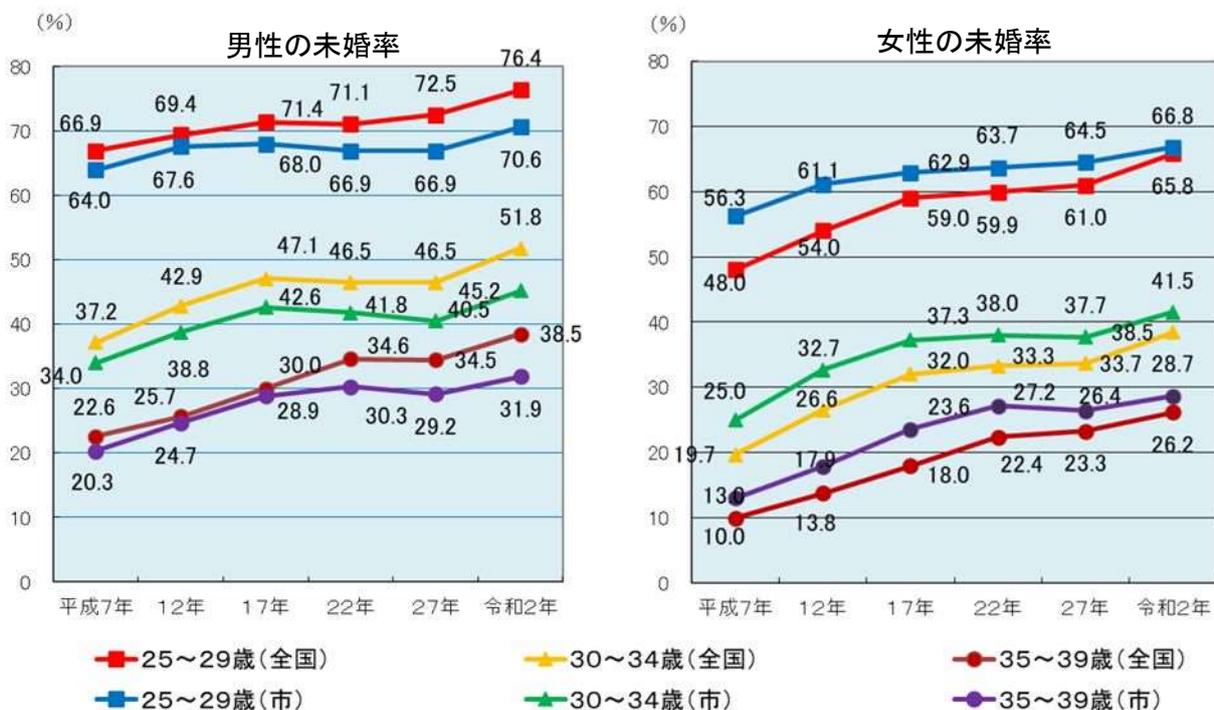
本市においても、このような社会状況の中で、未婚化・晩婚化の進行、有配偶出生率の低下、若年人口の減少などの要因により、少子化が進行しているところ です。また、将来人口の推計においても少子高齢化が進行していくと見込まれます。

① 未婚率・平均初婚年齢

「国勢調査」によると、図1-8のとおり、男性、女性の未婚率は、全国、本市ともに、上昇傾向にあります。全国平均との比較では、男性は低く、女性は高くなっています。

また、平均初婚年齢は、図1-9のとおり、男女ともに上昇傾向にあり、晩婚化傾向にあるといえます。

(図1-8) 未婚率の推移



資料：国勢調査

(図 1-9) 男女の平均初婚年齢の年次推移

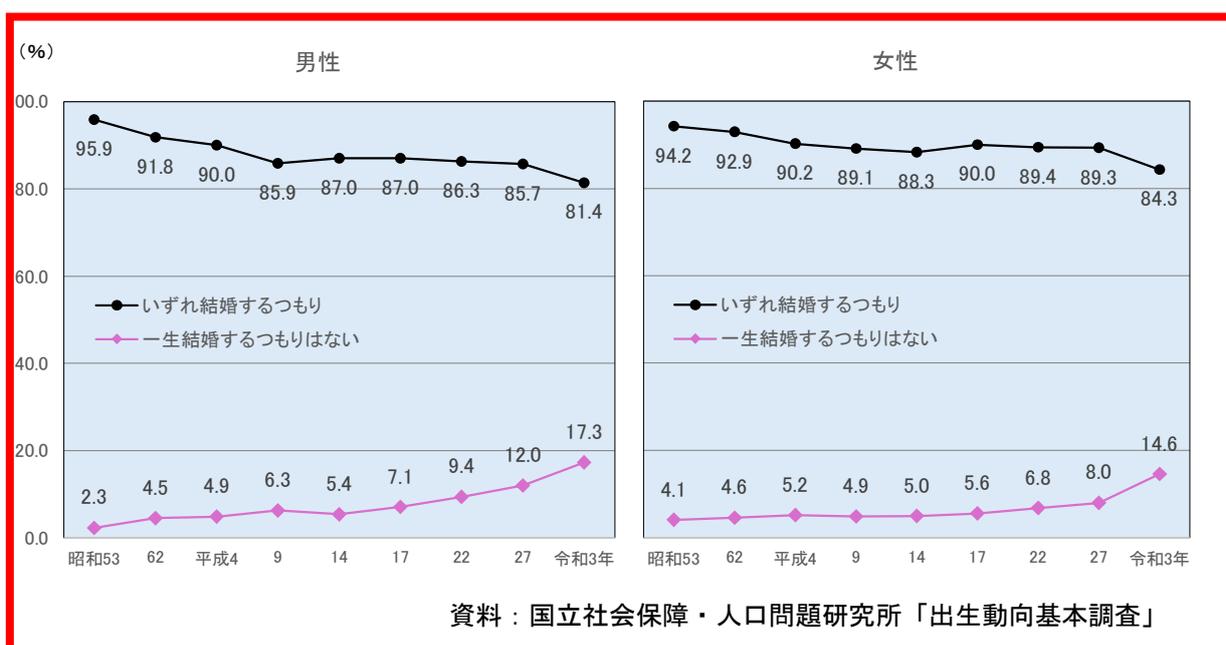


資料：国勢調査

令和3年6月に行われた「出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」の報告書において、国立社会保障・人口問題研究所は、独身者の結婚に対する意識に関して、次のような結果を紹介しています。

○いずれは結婚しようとする未婚者の割合は、依然として高い水準にあり、18～34歳の男性では81.4%、女性では84.3%である。一方、「一生結婚するつもりはない」と答える未婚者の微増傾向は続いており、男性では17.3%、女性では14.6%となっている。

(図 1-10) 18～34歳の未婚者の生涯の結婚意思

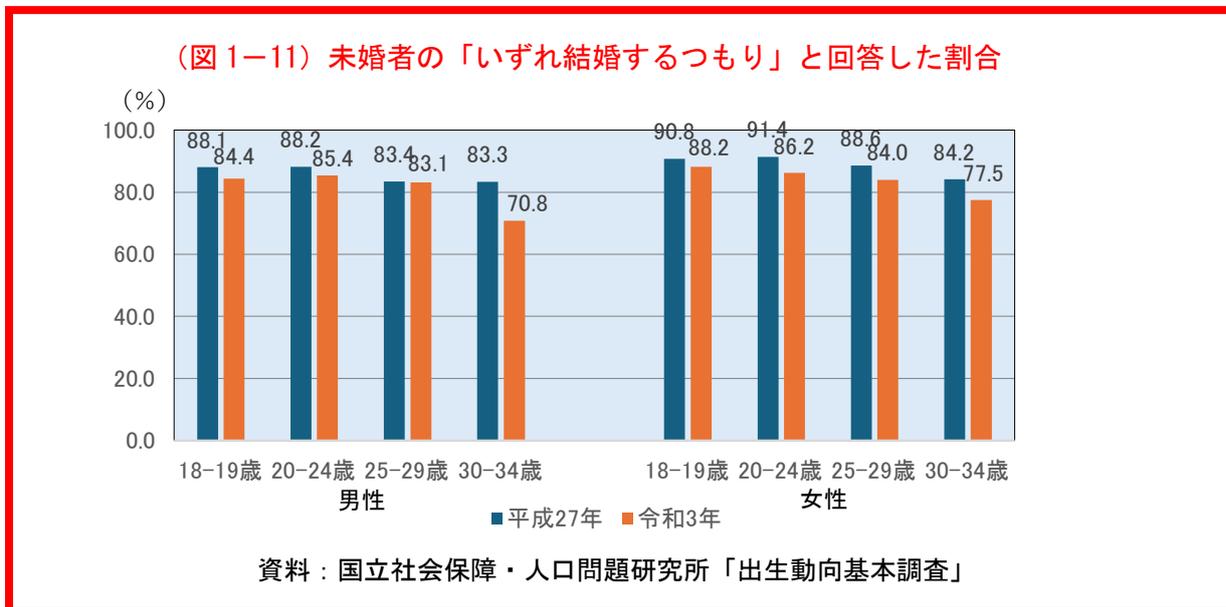


資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

※追加

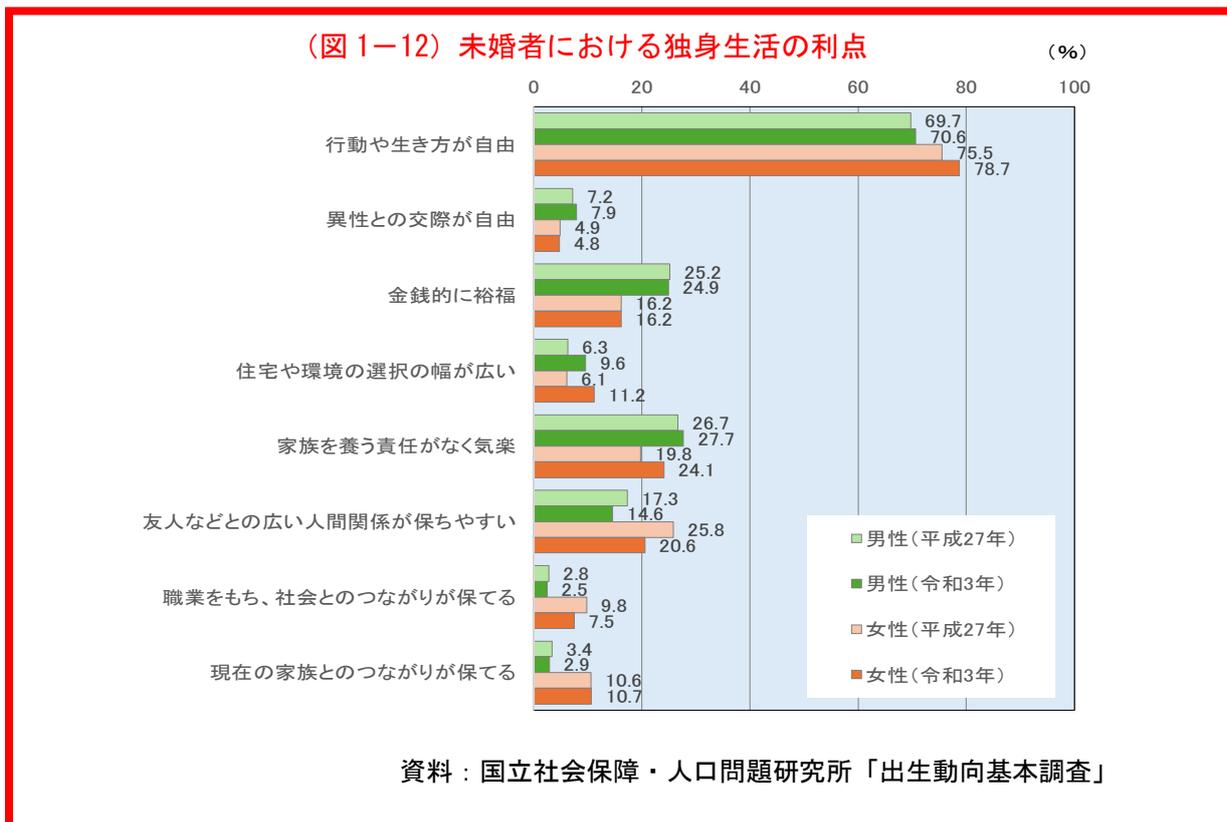
○いずれ結婚するつもりと考える未婚者の割合を年齢別にみると、男女いずれの年齢でも、前回調査より「いずれ結婚するつもり」と答える割合が減少している。とくに減少がみられたのは、30～34歳の男性と女性、20～24歳の女性となっている。

※追加



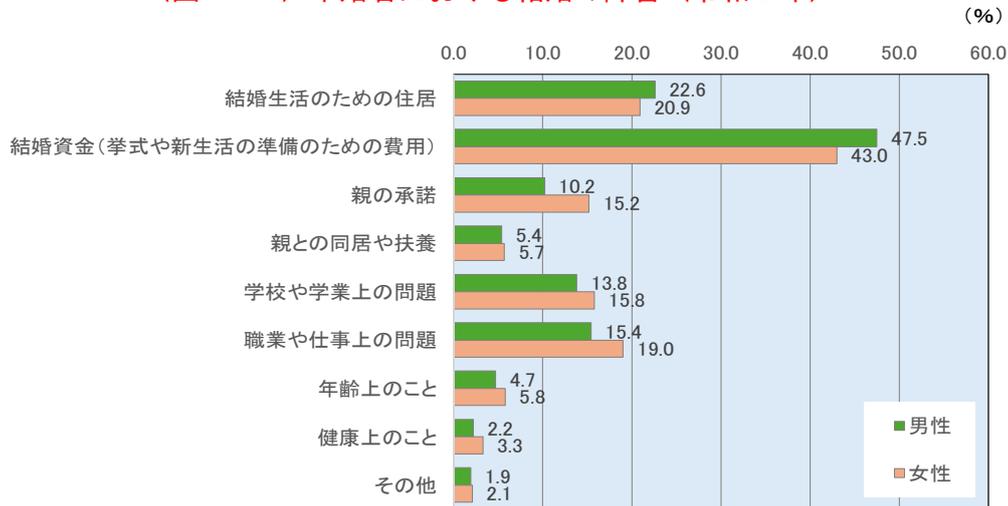
○独身生活の利点は、男女ともに「行動や生き方が自由」を挙げる人が圧倒的に多く、男性では70.6%、女性では78.7%であった。その他、「家族を養う責任がなく、気楽」や「住宅や環境の選択の幅が広い」を挙げる人が増加している。

※追加



○一年以内に結婚するとした場合、何らかの障害があるかをたずねると、男性で65.2%、女性では69.3%が、障害があると回答しており、その理由は、「結婚資金」を挙げる未婚者がもっとも多く、次いで多いのが、「住居」、「職業や仕事上の問題」となっている。

(図1-13) 未婚者における結婚の障害 (令和3年)

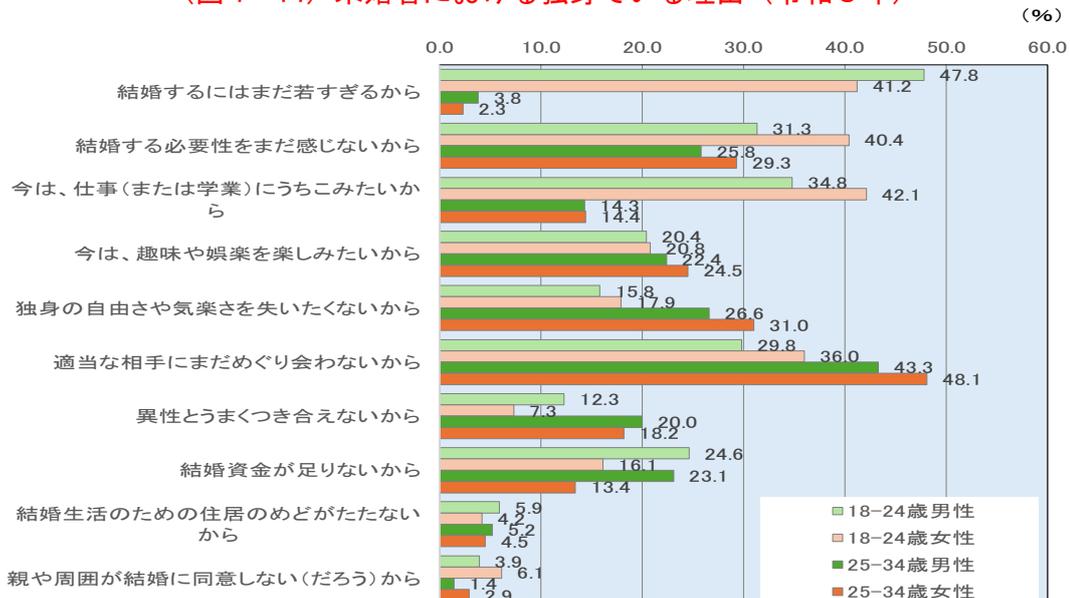


資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

※追加

○現在独身でいる理由については、若い年齢層（18～24歳）では「結婚するにはまだ若すぎるから」、「今は、仕事（または学業）にうちこみたいから」などといった、積極的な結婚の動機がないことが現在独身でいる理由の上位に挙げられている。一方、25～34歳では、「適当な相手にまだめぐり合わないから」の選択率がもっとも高くなっている。

(図1-14) 未婚者における独身でいる理由 (令和3年)



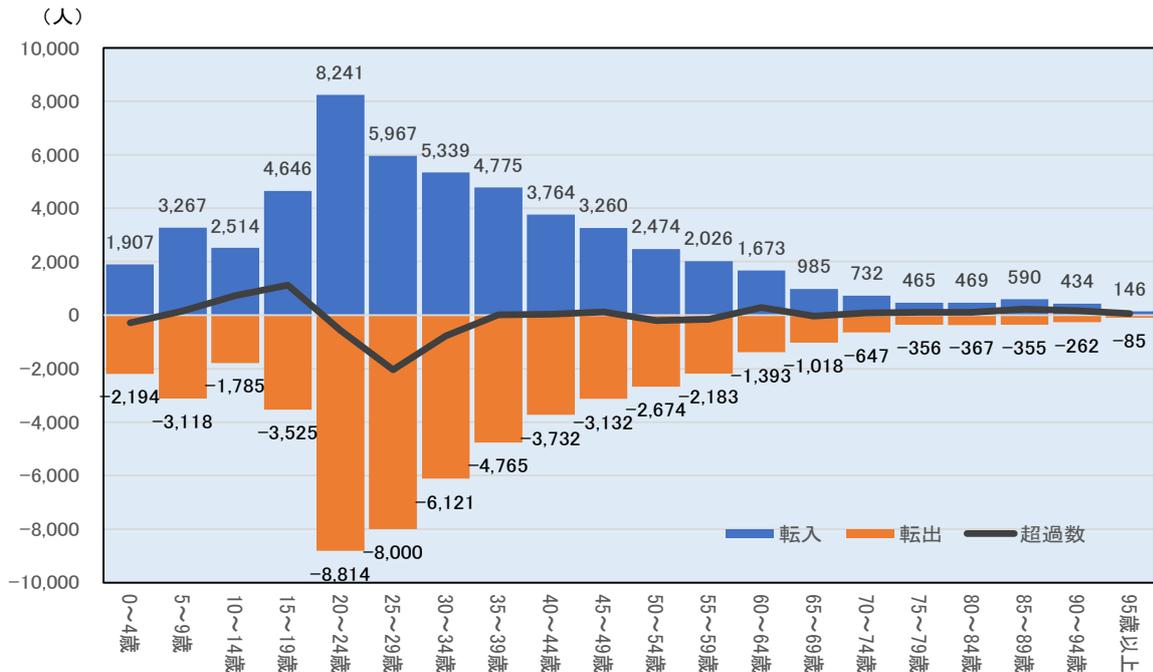
資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

※追加

② 転入・転出の状況

令和2年時点での5年前の常住地と現住所からみた5年間のうちの本市の年齢別の転入・転出の状況は、図1-15のとおり、20～24歳で転入者数も転出者数も最も多くなっており、20～24歳から30～34歳の年代で超過数が大きくマイナスとなっています。一方、転入の超過数が大きくプラスとなっているのは、15～19歳が1,121人、10～14歳が729人となっています。

(図1-15) 5歳階級別の転入・転出の状況(令和2年(5年前の常住地・現住所))

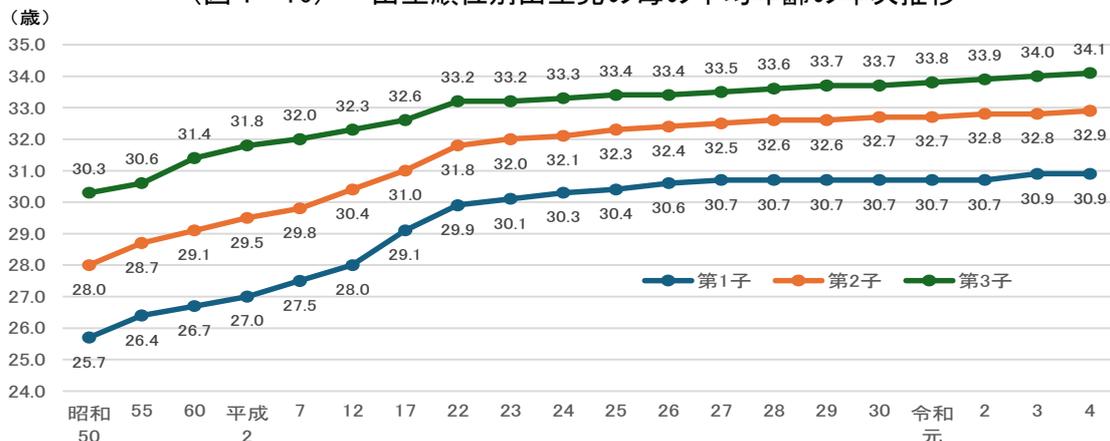


資料：国勢調査

③ 母親の出生時の平均年齢

出生時の母の平均年齢をみると、昭和50年～令和4年の間にかけて第1子出産年齢は25.7歳から30.9歳(+5.2歳)へ、第2子出産年齢は28.0歳から32.9歳(+4.9歳)へ、第3子出産年齢は30.3歳から34.1歳(+3.8歳)へと、出産年齢の上昇がみられます。

(図1-16) 出生順位別出生児の母の平均年齢の年次推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

④ 母親の年齢階級別出生数

母親の年齢階級・年次別出生数は図1-17のとおりです。

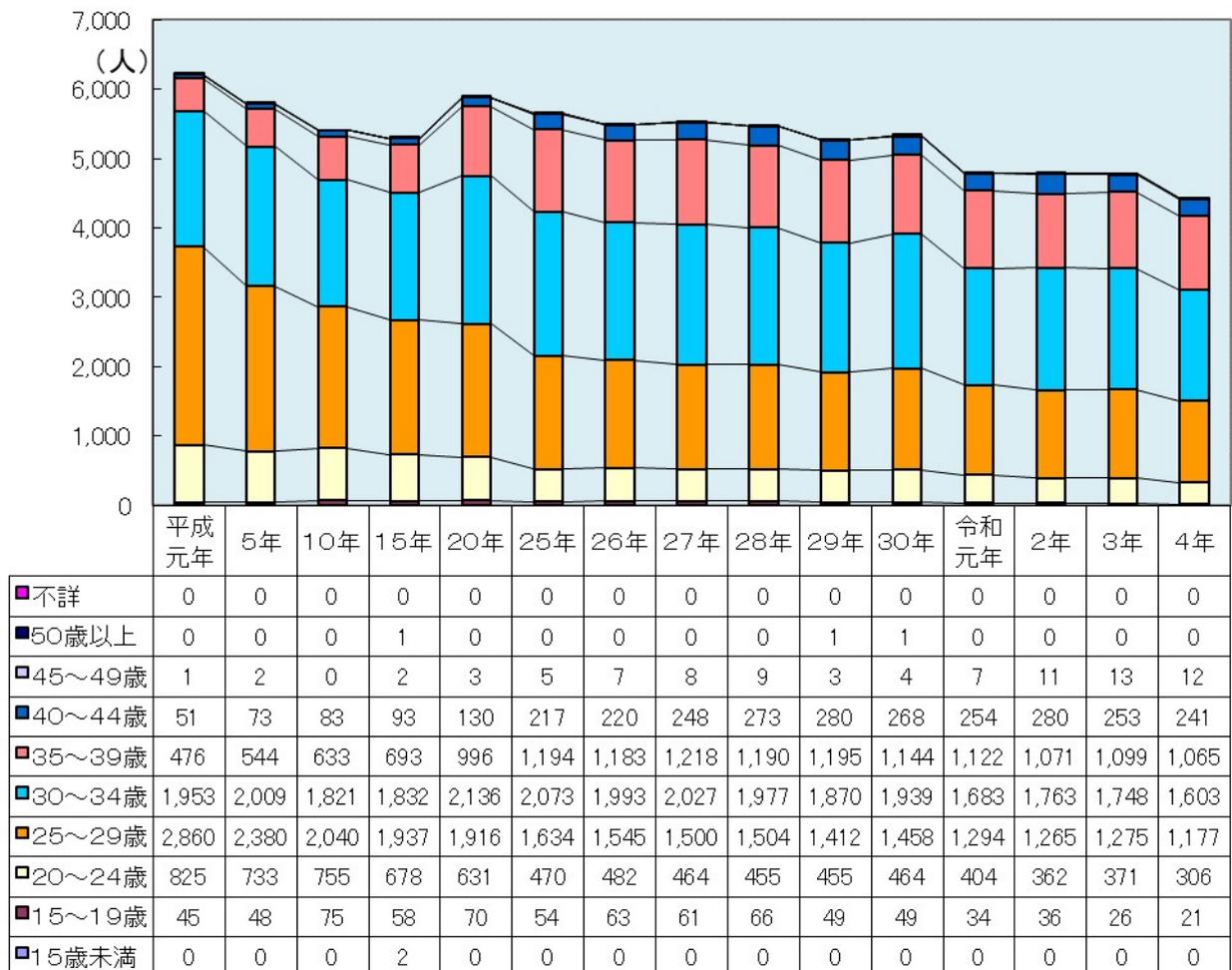
平成元年以降における母親の5歳階級ごとの出生数は、平成15年までは25～29歳の出生数が最も多く、次いで30～34歳の階級が続いていたものが、平成20年以降は30～34歳の出生数が最も多く、次いで25～29歳の階級が続いています。

20～24歳の階級では、平成元年に825人であったものが令和4年で306人と減少し、構成比では13.3%が6.9%と6.4ポイント減少しています。

25～29歳の階級では、平成元年に2,860人であったものが、令和4年では1,177人と減少し、構成比では、46.0%が26.6%と19.4ポイント減少しています。

一方で、35～39歳の階級では、平成元年に476人であったものが令和4年では1,065人と増加し、構成比も7.7%が24.1%と16.4ポイント増加しています。

(図1-17) 母親の年齢階級・年次別出生数



資料：かごしま市の保健と福祉

(構成比)

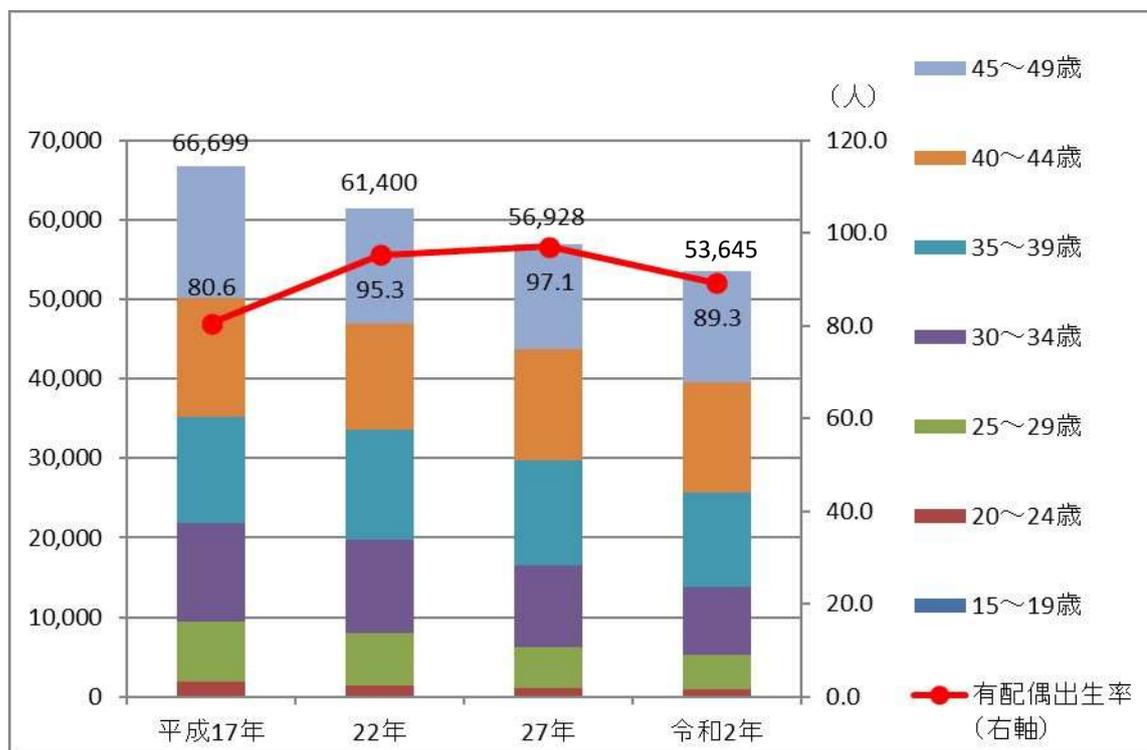


資料：かごしま市の保健と福祉

⑤ 女性有配偶者数^{※1}、有配偶出生率^{※2}

図1-18のとおり、平成17年から令和2年まで女性の有配偶者数は減少傾向にあり、有配偶出生率は平成27年をピークに減少傾向となっています。

(図1-18) 年次別の女性有配偶者数及び有配偶出生率



資料：国勢調査（「出生数」はかごしま市の保健と福祉）

※1 女性有配偶者数：現在結婚している女性の数

※2 有配偶出生率：出生数の15~49歳日本人女性有配偶者数1,000人当たりに対する比率

⑥ 将来人口推計

本市の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法[※]により将来の人口を推計した結果、本市の人口は、表 1-3 のとおり、令和 6 年 4 月 1 日現在で 592,631 人であったものが、令和 11 年では 553,302 人となると見込まれます。

年齢 3 区分でみると、まず、年少人口（0 歳～14 歳）は、令和 6 年の 78,472 人が、令和 11 年に 67,917 人（▲10,555 人）、総人口に対する構成比では 13.2% が 12.3%と緩やかに減少していきます。

次に、生産年齢人口（15 歳～64 歳）は、令和 6 年の 342,727 人が、令和 11 年には 319,658 人（▲23,069 人）、構成比は横ばいで推移していきます。

最後に、高齢人口（65 歳以上）は、令和 6 年の 171,432 人が、令和 11 年に 165,727 人（▲5,705 人）、構成比では 28.9%が 30.0%に増加し、少子高齢化が進行していくと見込まれます。

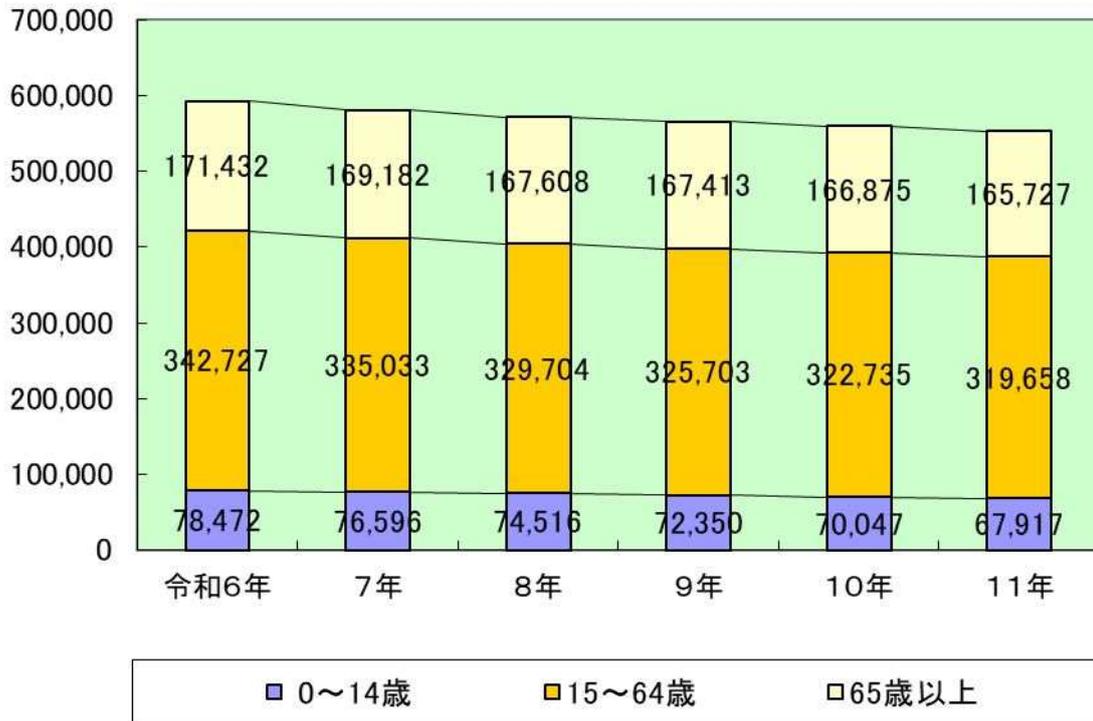
（表 1-3） 将来人口の推移

		令和 5 年	6 年	7 年	8 年	9 年	10 年	11 年
総人口		596,245	592,631	580,811	571,828	565,466	559,657	553,302
	0～14歳	80,474	78,472	76,596	74,516	72,350	70,047	67,917
	15～64歳	345,862	342,727	335,033	329,704	325,703	322,735	319,658
	65歳以上	169,909	171,432	169,182	167,608	167,413	166,875	165,727
構成比	0～14歳	13.5%	13.2%	13.2%	13.0%	12.8%	12.5%	12.3%
	15～64歳	58.0%	57.8%	57.7%	57.7%	57.6%	57.7%	57.8%
	65歳以上	28.5%	28.9%	29.1%	29.3%	29.6%	29.8%	30.0%
人口増加率		-	-0.6%	-2.0%	-1.5%	-1.1%	-1.0%	-1.1%

※コーホート変化率法：同年又は同期間に出生した集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

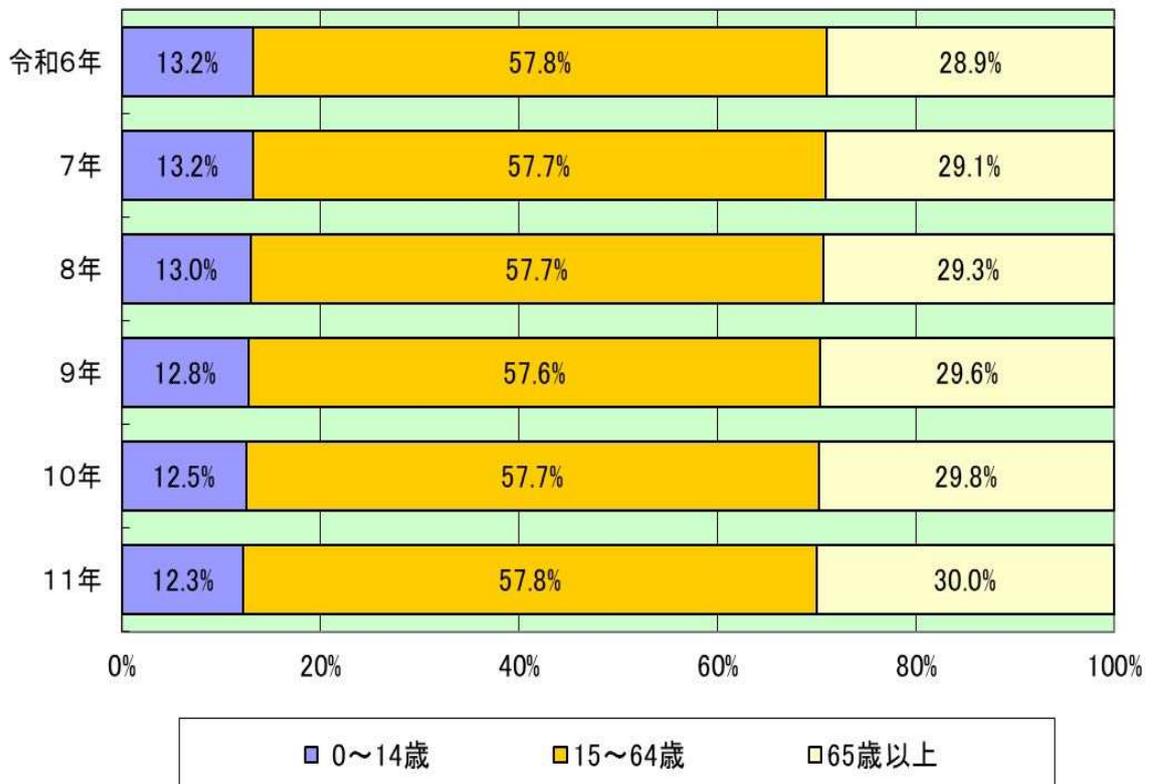
(人)

(図 1-19) 将来人口の推移



資料：市こども政策課

(構成比)



資料：市こども政策課

3 こども・若者と子育て家庭を取り巻く本市の状況

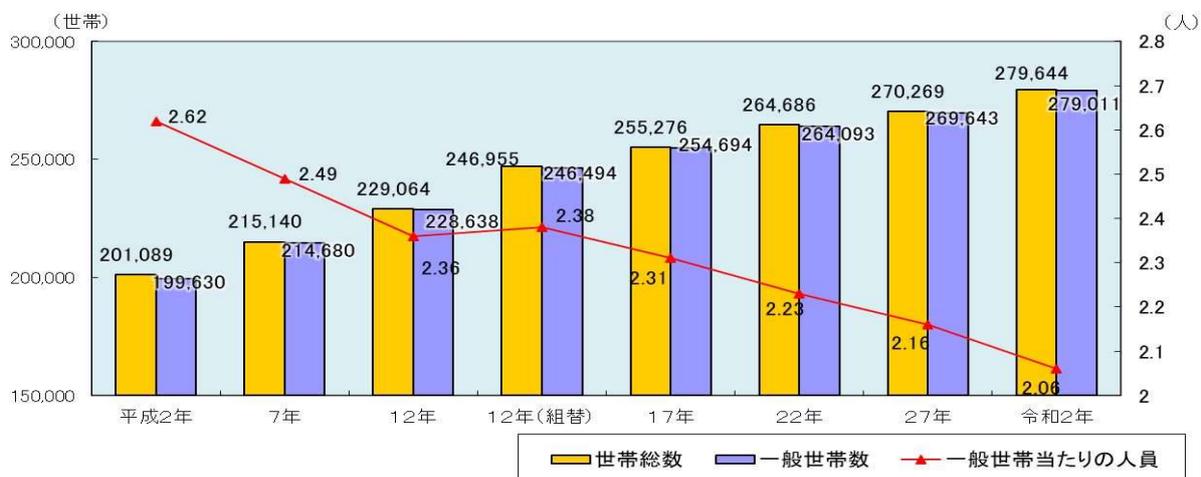
(1) 世帯の状況

① 世帯及び世帯人員の推移

令和2年10月1日現在の本市の世帯数は図2-1のとおり、279,644世帯であり、そのうち一般世帯が279,011世帯で、残りは寮の学生や社会施設の入居者等から成る世帯です。

世帯総数、一般世帯数の推移は、ともに増加傾向ですが、一般世帯の1世帯当たりの人員は、平成2年に2.62人であったものが、令和2年には2.06と減少してきています。

(図2-1) 一般世帯の推移



資料：国勢調査

また、世帯人員分布をみると、表 2-1 のとおり、令和 2 年には 1 人世帯が 117,959 世帯で一般世帯の 42.3%と最も多く、4 人以下の世帯が全体の 95.8%を占めています。

(表 2-1) 世帯人員別一般世帯

区分	一般世帯人員	世帯人員 1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
平成2年	199,630	58,036	46,303	34,984	39,564	16,565	3,267	911
7年	214,680	68,447	53,057	37,178	37,032	15,288	2,946	732
12年	228,638	78,874	59,468	39,541	34,838	12,963	2,362	592
12年(組替)	246,494	82,549	65,110	42,853	37,933	14,552	2,761	736
17年	254,694	88,232	69,958	44,780	36,298	12,409	2,408	609
22年	264,093	96,554	74,559	45,320	34,190	10,986	1,930	554
27年	269,643	105,105	76,741	43,478	31,357	10,493	1,945	524
令和2年	279,011	117,959	80,133	40,906	28,249	9,567	1,728	469

(構成比)

区分	一般世帯人員	世帯人員 1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
平成2年	100%	29.1%	23.2%	17.5%	19.8%	8.3%	1.6%	0.5%
7年	100%	31.9%	24.7%	17.3%	17.2%	7.1%	1.4%	0.3%
12年	100%	34.5%	26.0%	17.3%	15.2%	5.7%	1.0%	0.3%
12年(組替)	100%	33.5%	26.4%	17.4%	15.4%	5.9%	1.1%	0.3%
17年	100%	34.6%	27.5%	17.6%	14.3%	4.9%	0.9%	0.2%
22年	100%	36.6%	28.2%	17.2%	12.9%	4.2%	0.7%	0.2%
27年	100%	39.0%	28.5%	16.1%	11.6%	3.9%	0.7%	0.2%
令和2年	100%	42.3%	28.7%	14.7%	10.1%	3.4%	0.6%	0.2%

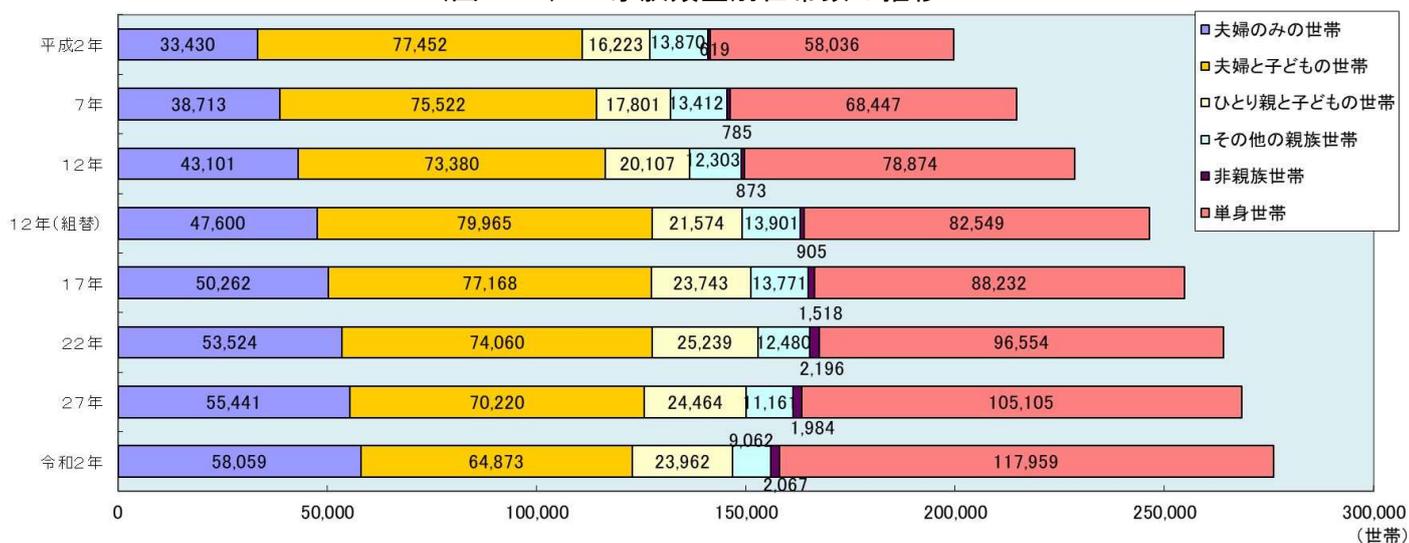
資料：国勢調査

② 類型別の世帯数の推移

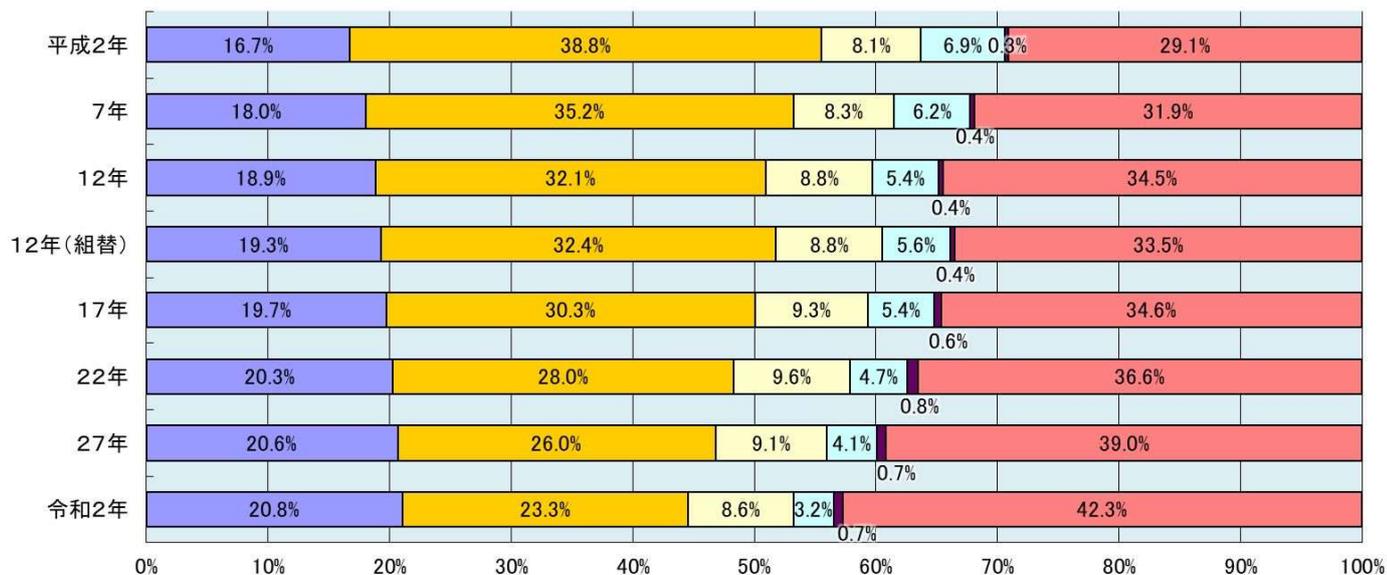
令和2年の一般世帯を家族類型別にみると、図2-2のとおり、夫婦のみの世帯は58,059世帯（一般世帯の20.8%）、夫婦と子どもの世帯は64,873世帯（23.3%）、ひとり親と子どもの世帯（8.6%）となっており、合計で核家族世帯は146,894世帯で一般世帯の52.7%を占め、その他の親族世帯は9,062世帯などとなっています。

家族類型別の世帯数の推移は、夫婦のみの世帯、単身世帯がそれぞれ増加傾向にあり、夫婦と子どもの世帯が減少傾向にあります。

(図2-2) 家族類型別世帯数の推移



(構成比)



※平成22年以降は、総数に世帯の家庭類型「不詳」含む

資料：国勢調査

③ ひとり親家庭の状況

ア. 母子及び父子世帯数の推移

表 2-2 の子どものいる世帯別の状況をみると、未婚、死別又は離別の親と、その未婚の 20 歳未満の子どものみからなる母子世帯数、父子世帯数は、それぞれ減少しております。6 歳未満の子どものいる世帯の割合は減少傾向にあり、令和 2 年は母子世帯で 18.1%、父子世帯で 6.6%となっています。1 世帯当たりの子どもの数の平均は、母子世帯、父子世帯ともに横ばいで推移しています。

表 2-3 の令和 2 年の配偶者別の内訳をみると、離別は、母子世帯 5,664 世帯のうち 4,514 世帯(79.7%)、父子世帯 633 世帯のうち 418 世帯(66.0%)と、最も多くなっています。年齢別でみると、母子世帯、父子世帯ともに 40～44 歳が最も多く、母子世帯では次いで 35～39 歳、45～49 歳の順となっています。

(表 2-2) 子どものいる世帯別母子及び父子世帯数 (令和 2 年)

	母子世帯数				父子世帯数			
	総数	1世帯当たりの子どもの数	6歳未満の子どものいる世帯		総数	1世帯当たりの子どもの数	6歳未満の子どものいる世帯	
			世帯数	構成比			世帯数	構成比
平成17年	5,052	1.6	1,167	23.1	573	1.6	61	10.6
平成22年	4,935	1.6	1,012	20.5	459	1.5	50	10.9
平成27年	4,791	1.6	916	19.1	450	1.5	32	7.1
令和2年	4,418	1.6	801	18.1	422	1.5	28	6.6

※未婚、死別または離別の親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯

(表 2-3) 年齢、配偶者関係別母子及び父子世帯数

	総数	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55歳以上
母子世帯数	5,664	9	110	330	657	1,242	1,454	1,197	500	165
死別	334	0	3	3	9	37	79	99	66	38
離別	4,514	1	57	251	526	1,049	1,180	960	383	107
未婚	816	8	50	76	122	156	195	138	51	20
父子世帯数	633	1	8	13	43	96	153	146	104	69
死別	127	0	0	0	1	10	23	35	33	25
離別	418	0	4	5	30	75	109	94	64	37
未婚	88	1	4	8	12	11	21	17	7	7

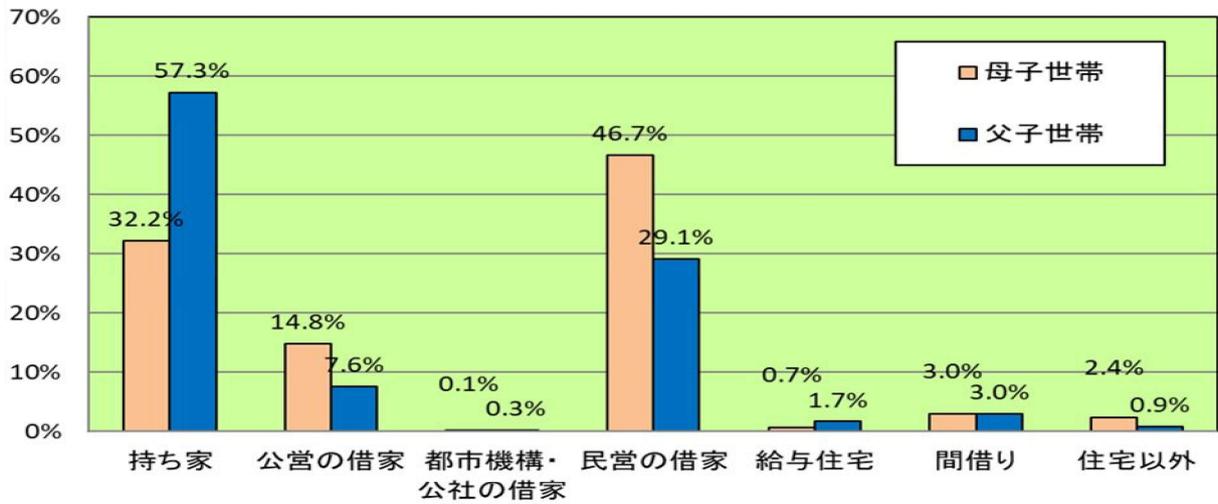
資料：国勢調査

イ. 母子及び父子世帯の住居の状況

母子世帯では、民間の借家が 46.7%と最も多く、次いで持ち家が 32.2%、公営の借家が 14.8%となっています。

父子世帯では、持ち家が 57.3%と最も多く、次いで民間の借家が 29.1%、公営の借家が 7.6%となっています。

(図 2-3) 母子及び父子世帯の住居の状況 (令和 2 年)



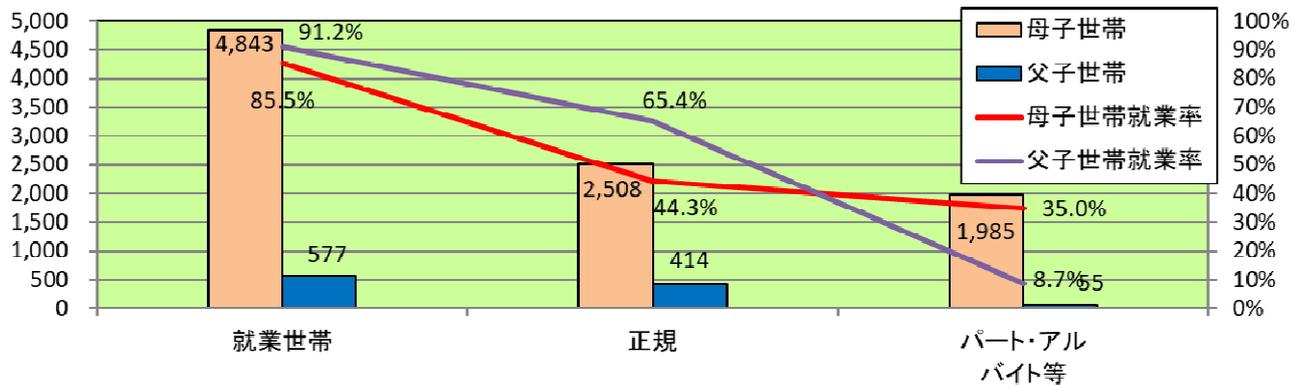
資料：国勢調査

ウ. 母子及び父子世帯の就業状況

母子世帯では、4,843 世帯（就業率：85.5%）が就業しており、うち、正規の職員等が 2,508 世帯、パート・アルバイト等が 1,985 世帯となっています。

父子世帯では、577 世帯（就業率：91.2%）が就業しており、うち、正規の職員等が 414 世帯、パート・アルバイト等が 55 世帯となっています。

(図 2-4) 母子及び父子世帯の就業の状況 (令和 2 年)



資料：国勢調査

(2) 貧困の状況

① 生活保護受給世帯等及び保護率の推移

我が国においては、日本国憲法第 25 条第 1 項で「生存権」が規定されています。「第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」

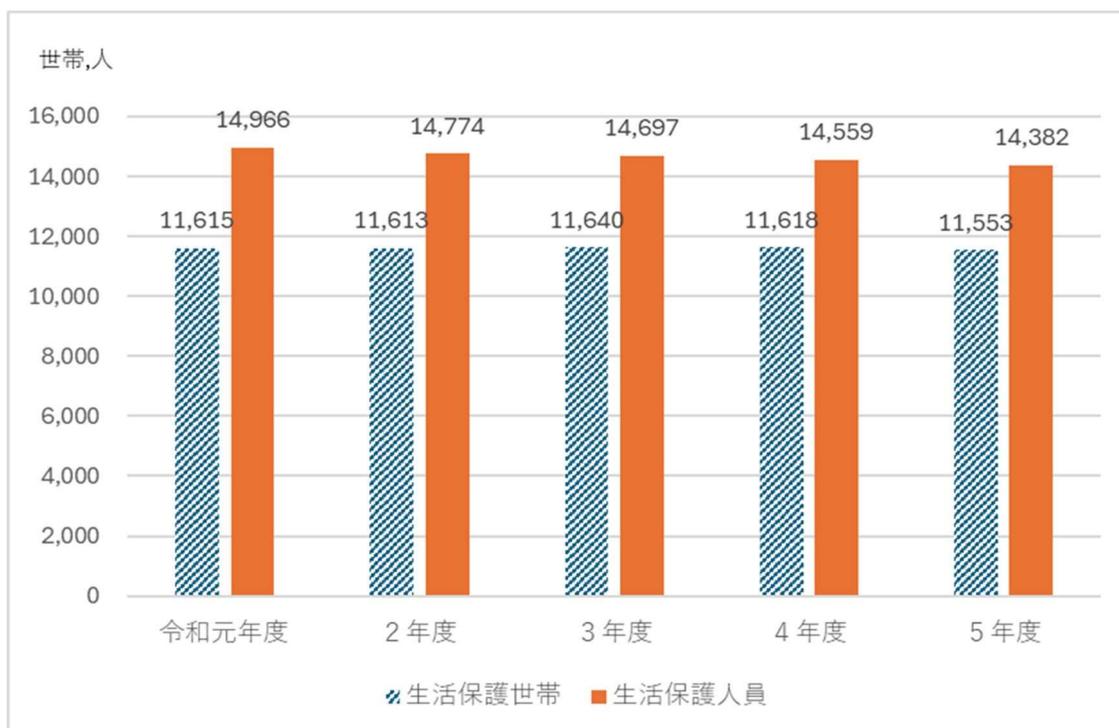
生存権とは文字どおり、私達一人一人が生きていくための権利であり、それは生物学的に「生存する」というだけでなく、社会の一員として尊厳を持って生活する権利です。生活保護制度はこの「健康で文化的な最低限度の生活」を国が保障するための制度であり、生活に困窮し、一定程度以下の収入や資産の状況におちいってしまった場合、誰でも利用することができます。

この生活保護を受給している子どもや家庭がどの程度本市に存在するかを把握することで、経済的に困っている家庭が増えているのか・減っているのか、生活保護世帯が多いのか少ないのか、その傾向を把握することができます。

近年の推移を見てみると、生活保護世帯数は横ばい、生活保護人員は減少傾向にあります。しかし、本市の保護率は国や県を上回っており、生活保護人員が多い状況にあることが分かります。

また、中学校卒業後の進学率についても、市全体の進学率に比べて、生活保護世帯の子どもの進学率は低くなっていることが分かります。

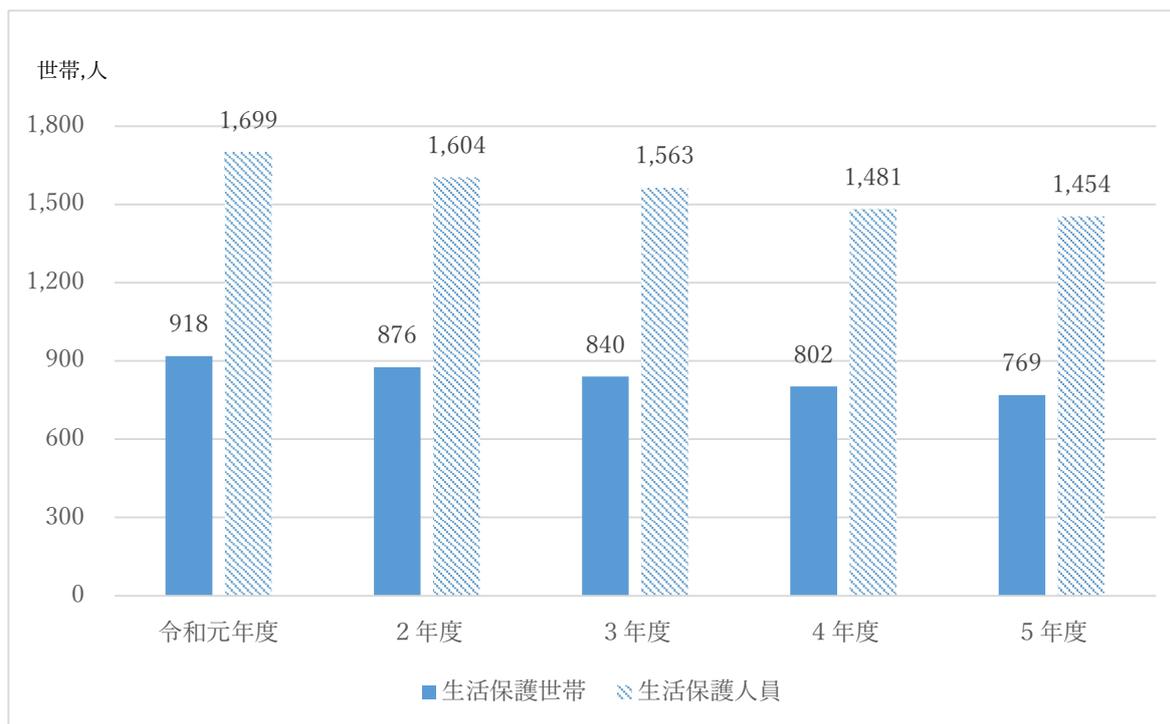
(図 2-5) 生活保護世帯及び生活保護人員の推移



(単位：生活保護世帯は世帯、生活保護人員は人)

資料：市保護第一課

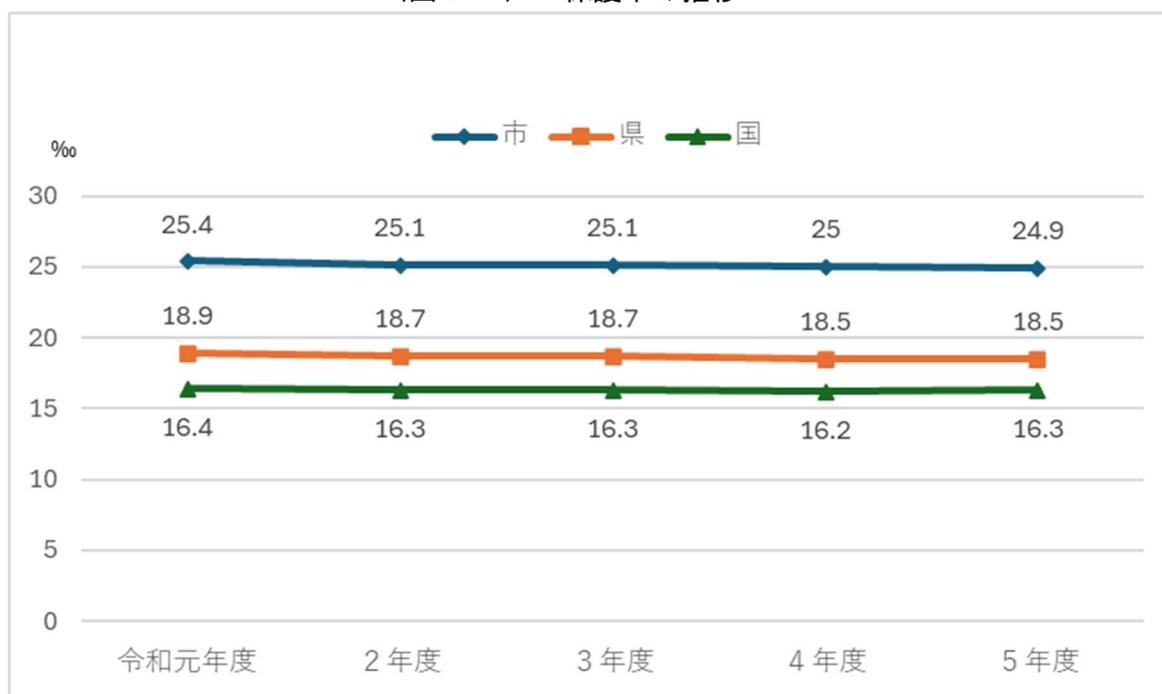
(図 2-6) 生活保護を受給している 18 歳以下のこどもの数及びその世帯数



(単位：生活保護世帯は世帯、生活保護人員は人)

資料：市保護第一課

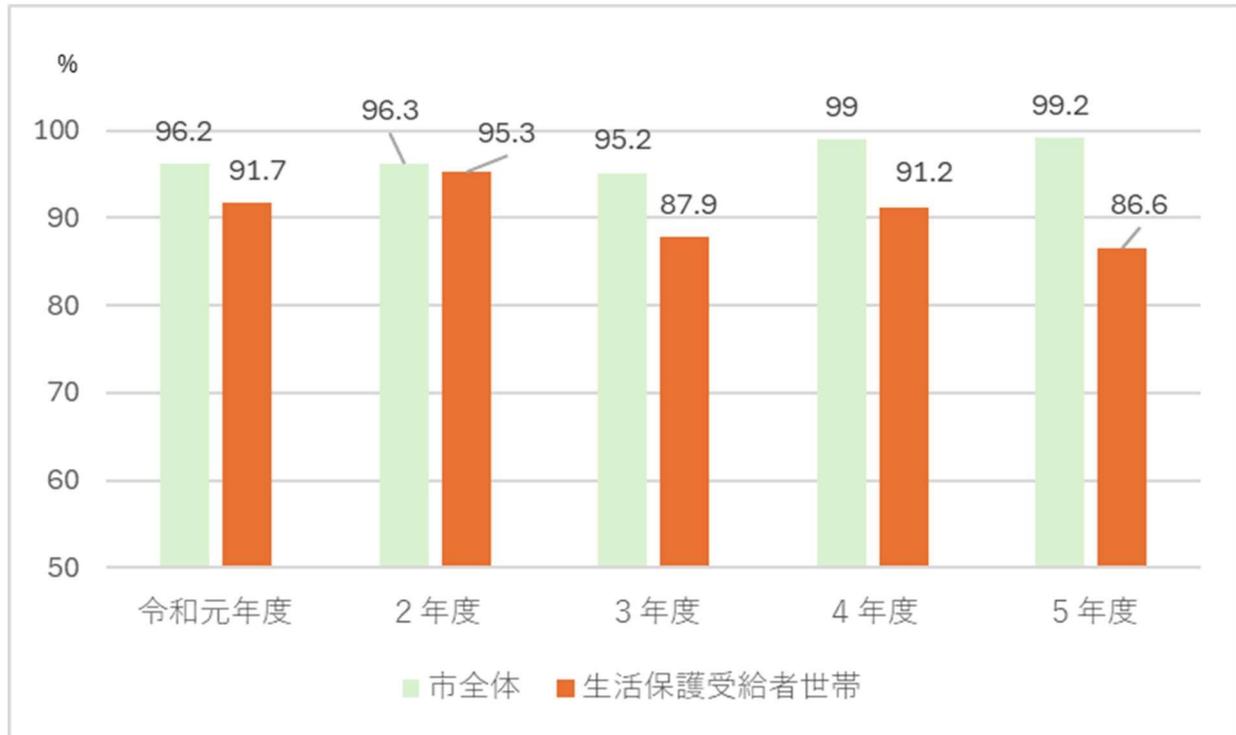
(図 2-7) 保護率の推移



※保護率：被保護人員÷推計人口×1000 (単位 %))

資料：市保護第一課

(図 2-8) 中学校卒業後の進学率



(単位：%)

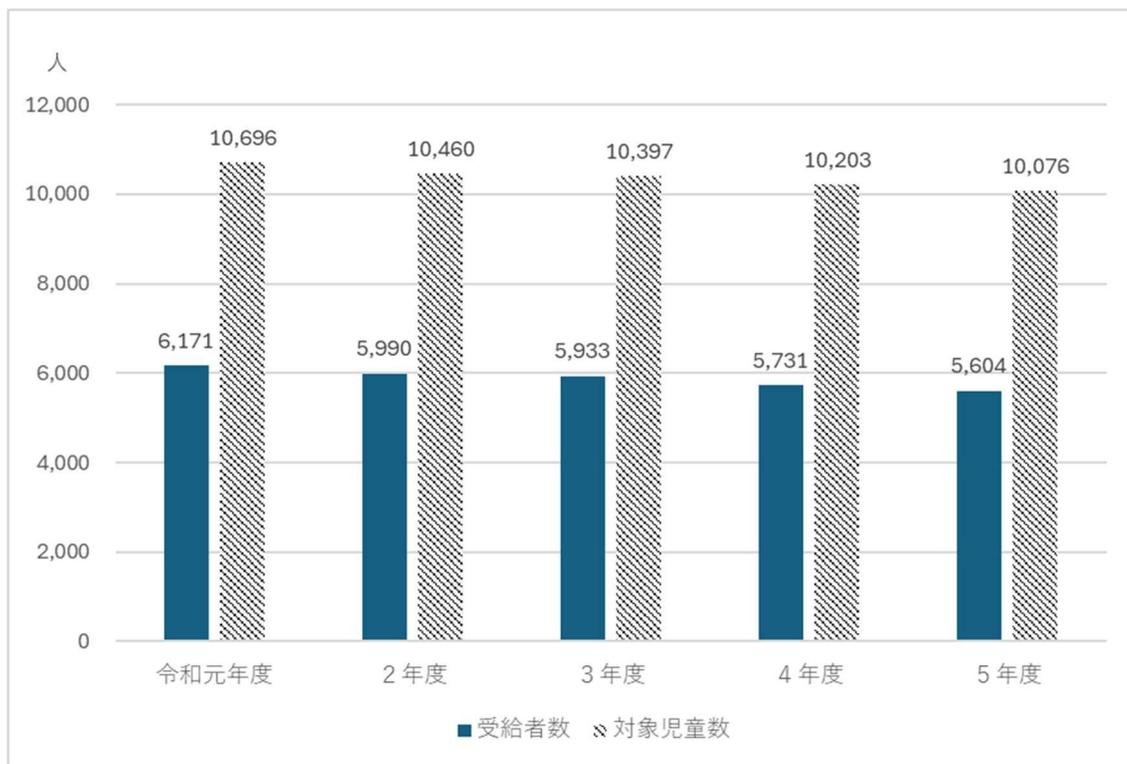
資料：市教育委員会学校教育課・市保護第一課

② 児童扶養手当受給者数及び対象児童数

児童扶養手当は、18歳以下の児童（中度以上の障害がある児童については、20歳未満まで）を養育するひとり親家庭等に対して支給される手当で、離婚等により父または母がいないひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。児童扶養手当の受給にあたっては、一定の所得制限が設けられており、この手当の受給者数や対象児童数の推移を見ることで、経済的課題を抱えているひとり親家庭の方々が増えているのか・減っているのか、その傾向を把握することができます。

近年の推移を見てみると、児童扶養手当受給者数及び対象児童数は少子化等の影響により減少していますが、なお一定数の子どもがひとり親家庭で生活していることが分かります。

(図2-9) 児童扶養手当の受給者数と対象児童数の推移



(単位：人)

資料：市こども福祉課

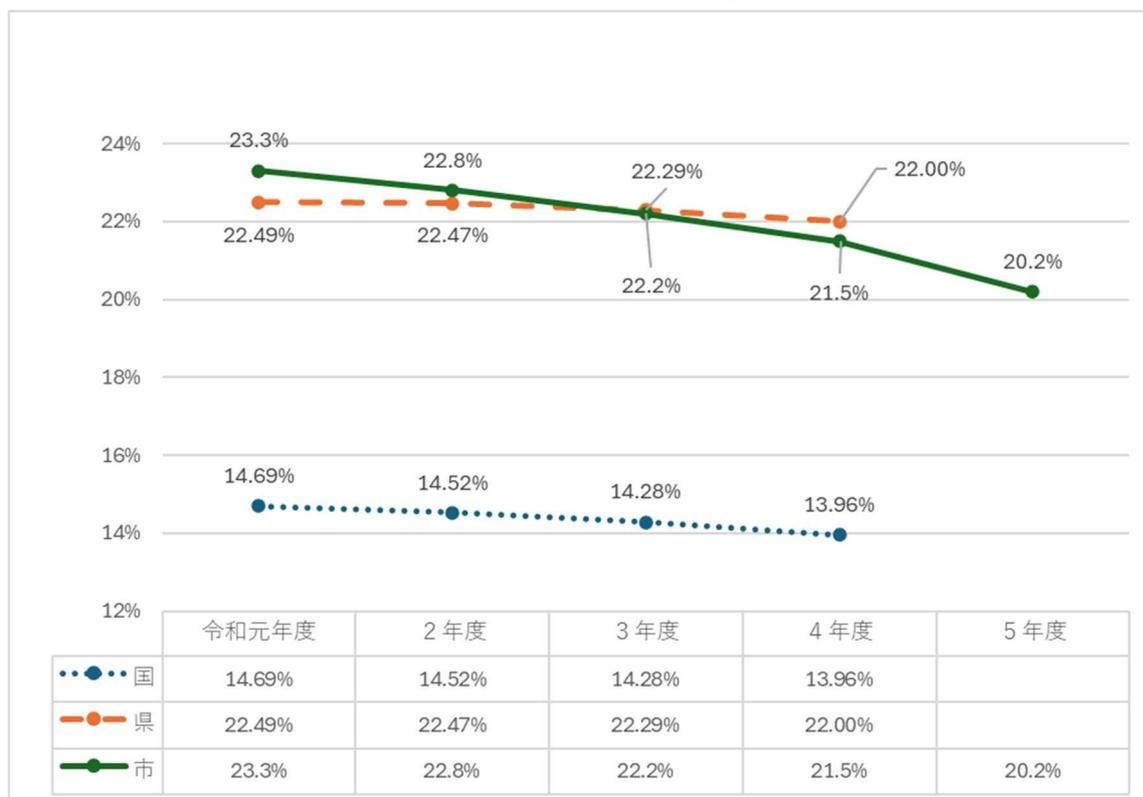
③ 就学援助率

就学援助とは経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費、給食費等の必要な援助を行うものです。

この就学援助を受給している子どもや家庭がどの程度本市に存在するかを把握することで、経済的に困っている子育て家庭が多いのか少ないのか、その傾向を把握することができます。

近年の推移を見てみると、本市の就学援助率は国を上回っており、就学援助受給者が多い状況であることが分かります。

(図 2-10) 就学援助率の推移



就学援助率：要保護及び準要保護児童生徒数を公立小中学校児童生徒数で除して算出 (単位：%)

資料：市教育委員会総務課、文部科学省「就業援助実施状況等調査」

(3) 母子保健水準の状況

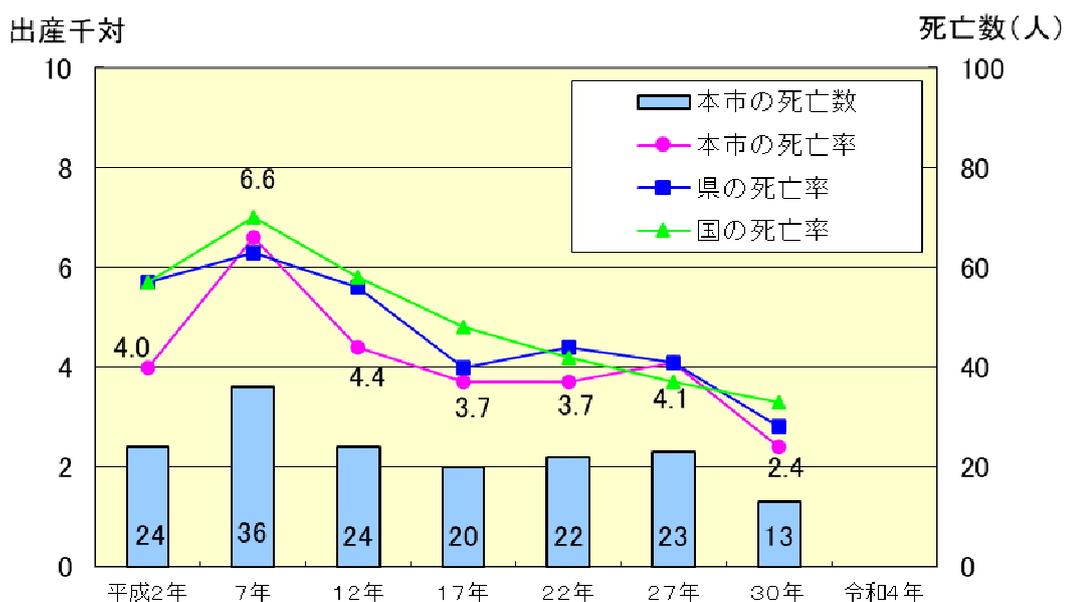
① 周産期死亡、新生児死亡及び乳児死亡の推移

妊娠満 22 週以後の死産数に、生後 1 週未満の乳児の死亡数を加えたものを周産期死亡とといいます。周産期死亡の推移を図 2-11 に示していますが、本市の周産期死亡率は、国より低率で推移し、増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。

また、新生児死亡（生後 4 週未満の死亡）の推移は、図 2-12 のとおりです。本市の新生児死亡率は、多少の変動はあるものの全体としては減少を続けています。

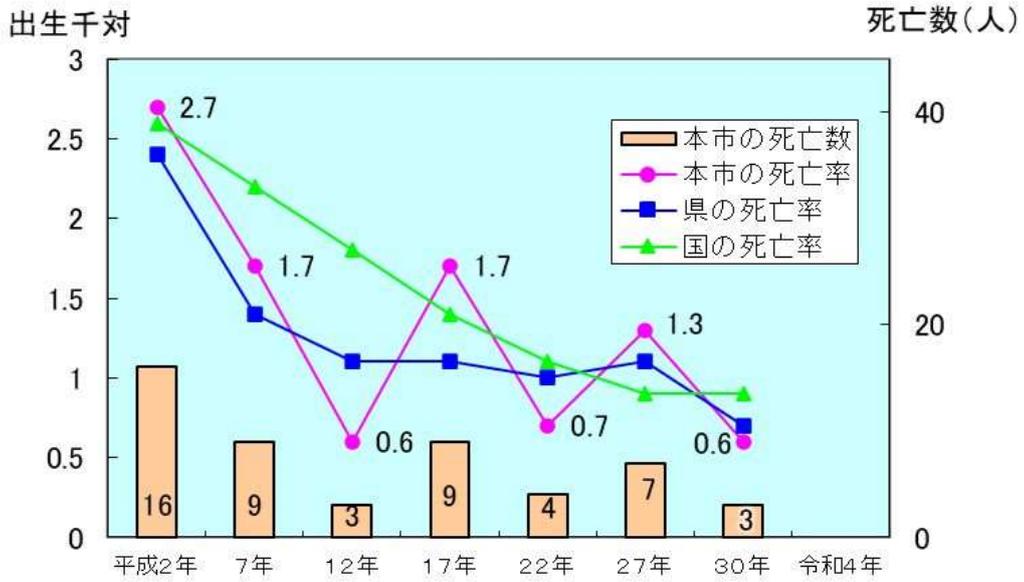
乳児死亡（生後 1 年未満の死亡）の推移は、図 2-13 のとおりです。本市の乳児死亡率は、平成 7 年頃までは減少傾向にあり、その後多少の変動はあるものの全体としては減少を続けています。

(図 2-11) 周産期死亡率の推移



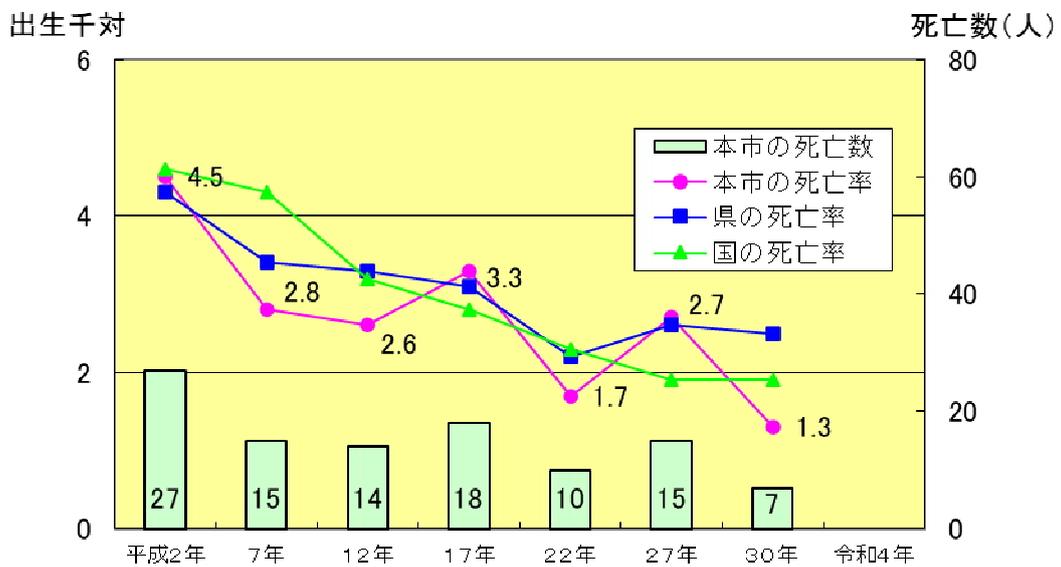
資料：人口動態統計

(図 2-12) 新生児死亡の推移



資料：人口動態統計

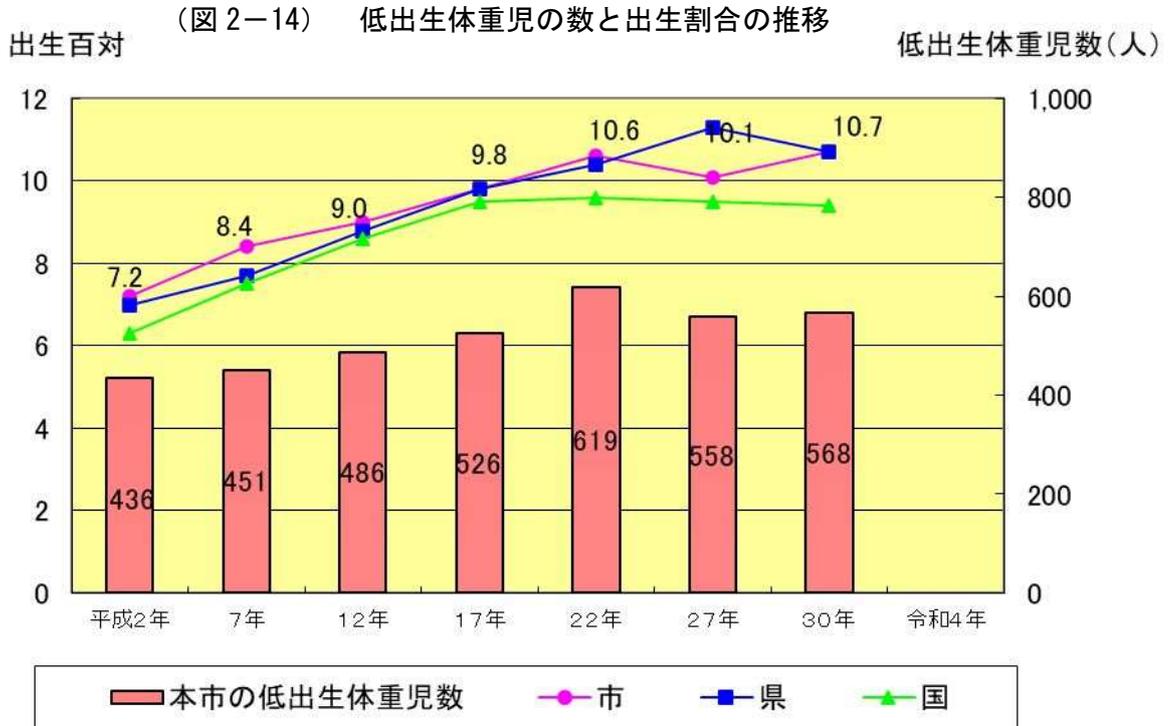
(図 2-13) 乳児死亡の推移



資料：人口動態統計

② 低出生体重児の出生割合の推移

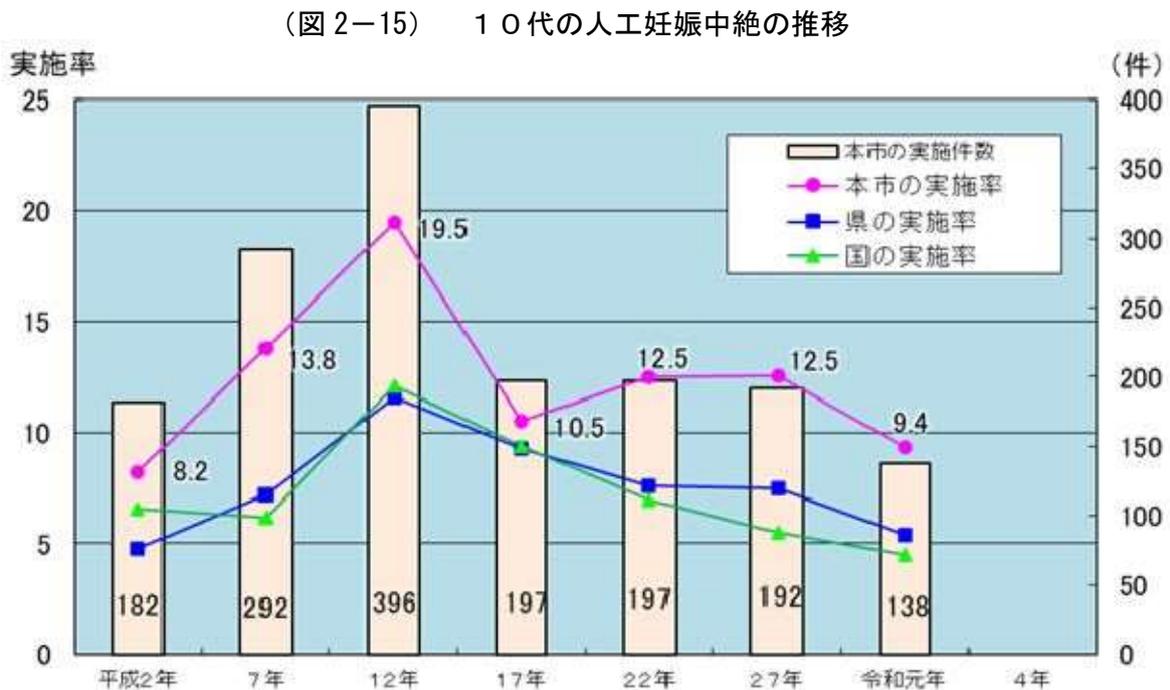
本市の全出生数に対する低出生体重児の数と出生割合は、図 2-14 のとおりです。本市では、国の割合を上回って推移し、上昇傾向が続いています。



資料：人口動態統計

③ 10代の人工妊娠中絶の推移

10代の人工妊娠中絶の推移は、図 2-15 のとおりです。本市の10代の人工妊娠中絶実施率は、県や国を上回って推移しています。

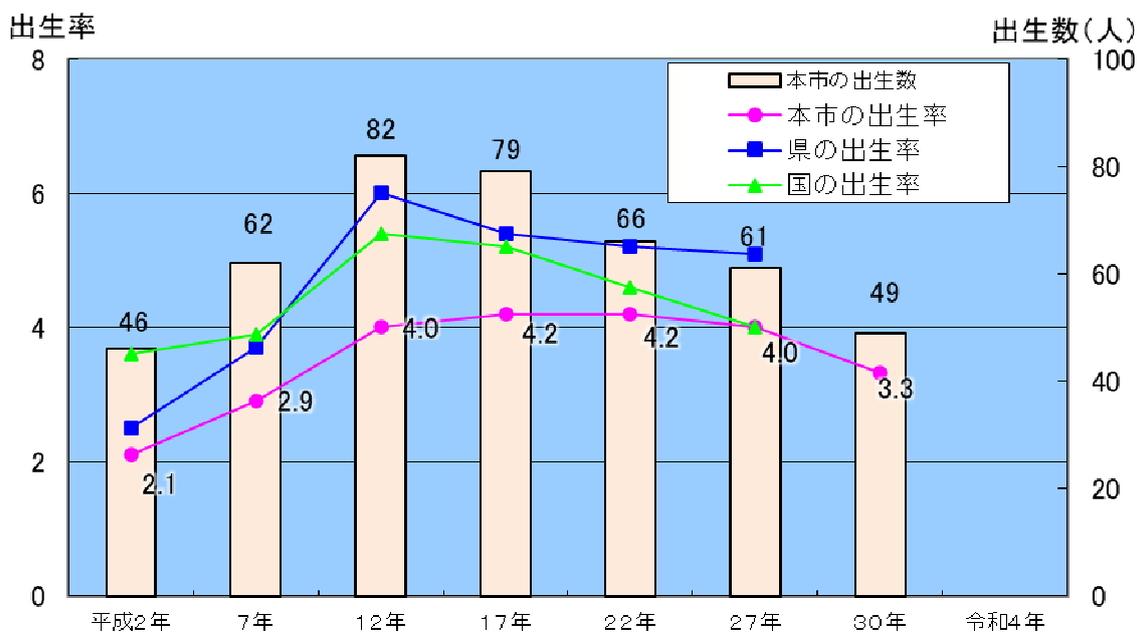


資料：母体保護統計

④ 15～19歳の母親からの出生の推移

15～19歳の母親による出生数を当該年齢女子総人口1,000人当たりの率に置き換えた出生率の推移は、図2-16のとおりです。本市の15～19歳の母親による出生率は、平成2年以降増加傾向にありましたが、平成22年以降は減少傾向で推移しています。

(図2-16) 15～19歳の母親からの出生の推移



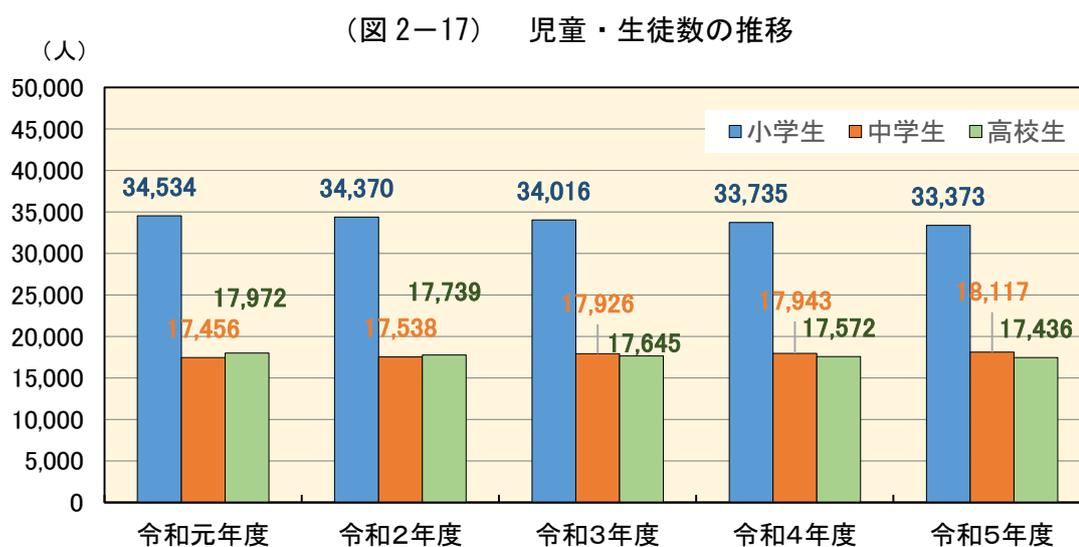
資料：人口動態統計

(4) 児童・生徒の状況

① 児童・生徒の推移

令和元年度から令和5年度までの児童・生徒数の推移は、図2-17のようになっています。

令和元年度と令和5年度を比較すると小学生は減少傾向にあり、1,161人減少しています。中学生は若干の増加傾向がみられ、661人増加しています。高校生は減少傾向にあり、536人減少しています。



資料：学校基本調査

② 卒業後の進路

本市の中学生の卒業後の進路は、表 2-4 のとおりです。高等学校等への進学率は、令和 5 年度は 99.1% となっています。

高校生の卒業後の進路は、表 2-5 のとおりです。大学等への進学率は、令和 5 年度に 53.0% であり、若干の増加傾向にあります。

(表 2-4) 中学生の卒業後の進路

年度	卒業者	高等学校等進学者	高等学校等進学率 (%)	専修学校 (高等課程) 進学者	専修学校 (一般課程) 等入学者	就職者等
令和元年度	5,978	5,938	99.3	-	4	5
令和2年度	5,790	5,749	99.3	2	3	5
令和3年度	5,663	5,620	99.2	5	3	8
令和4年度	6,008	5,962	99.2	3	5	6
令和5年度	5,860	5,810	99.1	1	1	12

資料：学校基本調査

(表 2-5) 高校生の卒業後の進路

年 度	卒業者	大学等進学者	大学等進学率 (%)	専修学校 (専門課程) 進学者	専修学校 (一般課程) 等入学者	就職者
令和元年度	5,845	2,980	51.0	964	571	1,096
令和2年度	5,799	2,863	49.4	1,080	571	1,063
令和3年度	5,724	2,980	52.1	1,065	505	1,013
令和4年度	5,801	3,045	52.5	1,137	488	915
令和5年度	5,566	2,952	53.0	1,058	432	894

資料：学校基本調査

③ 児童虐待の状況

児童虐待は、児童虐待の防止等に関する法律において、保護者による身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の四つのタイプに定義されます。こうした児童虐待は、児童の心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与えるばかりではなく、児童が死に至るケースもあり、深刻な社会問題となっています。

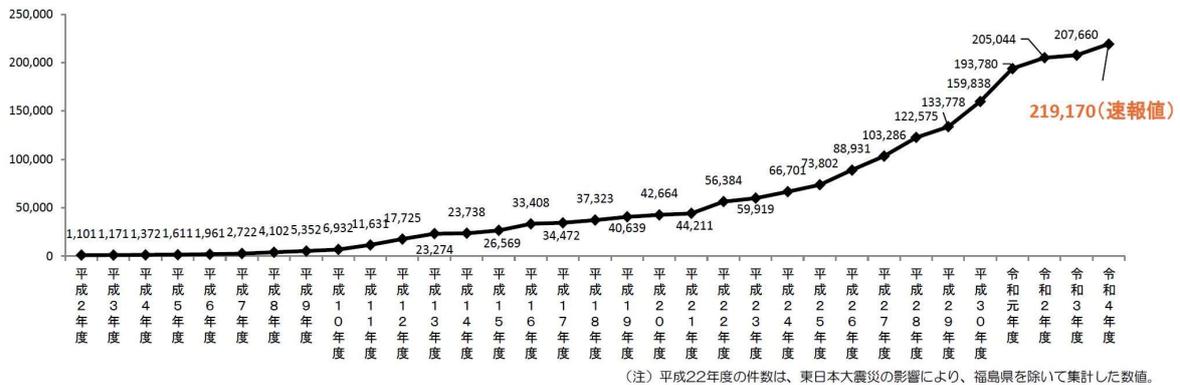
令和4年度の全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、図2-18のとおり、219,170件で、統計を取り始めた平成2年度以来増加を続け、21万件を超えました。

また、県の児童虐待相談件数及び児童虐待認定件数は、図2-19のとおり、令和5年度は、相談件数が4,504件で、認定件数が3,029件となっています。

次に、本市の児童虐待相談件数及び認定件数は、図2-20のとおり、令和5年度は、相談件数が1,878件で、認定件数が1,209件となっています。

こうした中、本市においては児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を目的とした様々な事業を実施しており、それらの施策を総合的に推進するとともに、関係機関との緊密な連携を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待防止対策の充実を図っています。

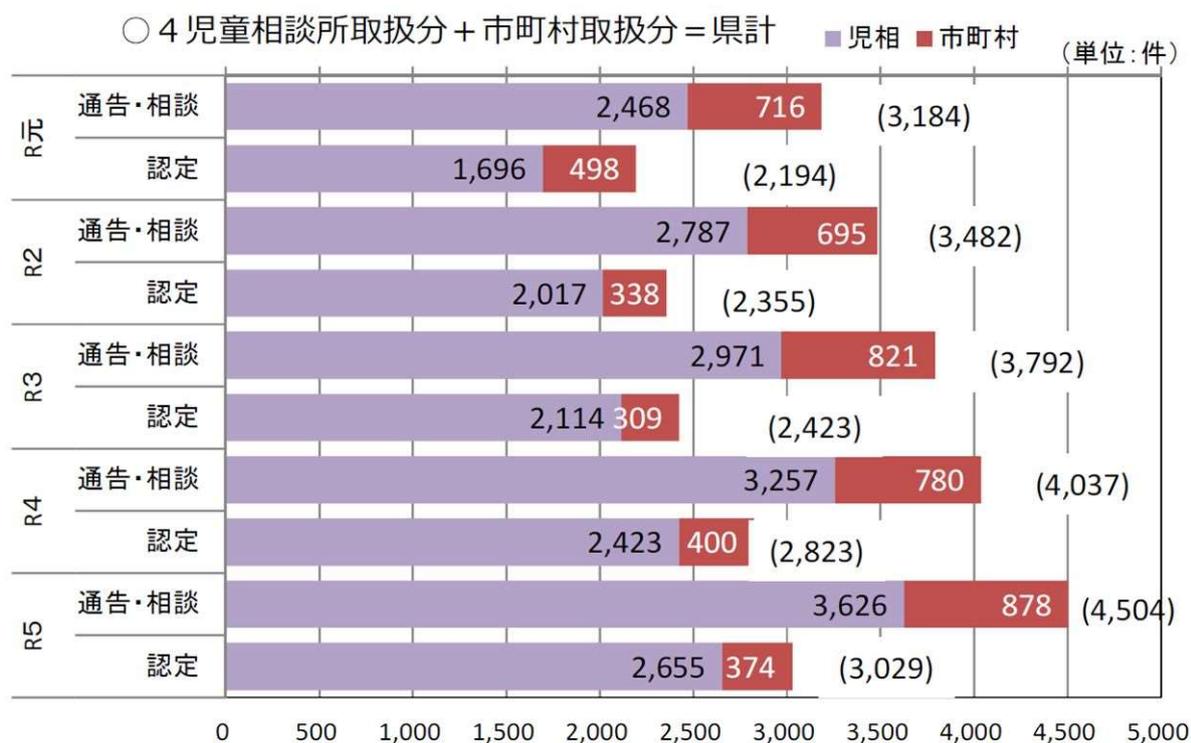
(図2-18) 全国の児童虐待相談対応件数



年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (速報値)
件数	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	219,170
対前年度比	+6.3%	+11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%	+1.3%	+5.5%

資料：こども家庭庁

(図 2-19) 鹿児島県児童虐待相談件数・認定件数



資料：県中央児童相談所

(図 2-20) 本市児童虐待相談件数・認定件数

○ 児童虐待の本市の状況(過去5年間) (単位: 件)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
相談件数	1,368	1,469	1,713	1,753	1,878
認定件数	957	882	1,023	1,183	1,209

※ 本市受付分と中央児童相談所受付分のうち鹿児島市分の合計

資料：令和5年度鹿児島市要保護児童対策地域協議会代表者会議資料

④ いじめ・不登校の状況

いじめの認知件数の推移は、図 2-21 のとおりです。

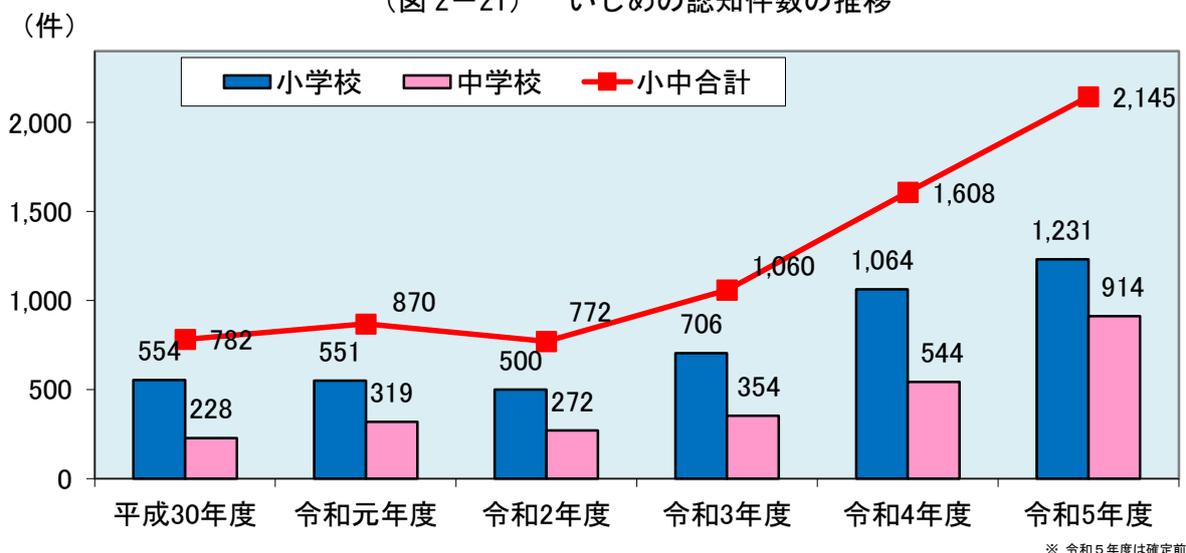
文部科学省は、「いじめ」とは、「当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義しています。

本市においては、「いじめ防止等のための基本的な方針」(平成 29 年 3 月文部科学省)等を踏まえ、「鹿児島市いじめ防止基本方針」を改定(平成 30 年 3 月、令和 4 年 7 月)し、市・学校・地域住民・家庭・その他の関係者が連携して、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進しています。

特に、各学校においては、児童・生徒がいじめ防止への理解と認識を深め、実践意欲の喚起を図るため「いじめ防止強調月間」を設定(5 月 25 日から 6 月 25 日)したり、児童生徒の心身の状況を把握し、早期発見・早期対応の実効性を高めるために 1 人 1 台端末を活用したりして、児童・生徒に寄り添った認知・対応に努めています。

さらに、令和 6 年度からは全小学校の主に 5・6 年生を対象に、法的なものの考え方を身に付けさせ、他者の立場にも立って多角的に物事を考えることができるように弁護士によるいじめ防止教育を実施している。

(図 2-21) いじめの認知件数の推移



資料：鹿児島市の教育

不登校（年間30日以上の欠席）の人数の推移は、図2-22のとおりです。不登校とは、なんらかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）をいいます。

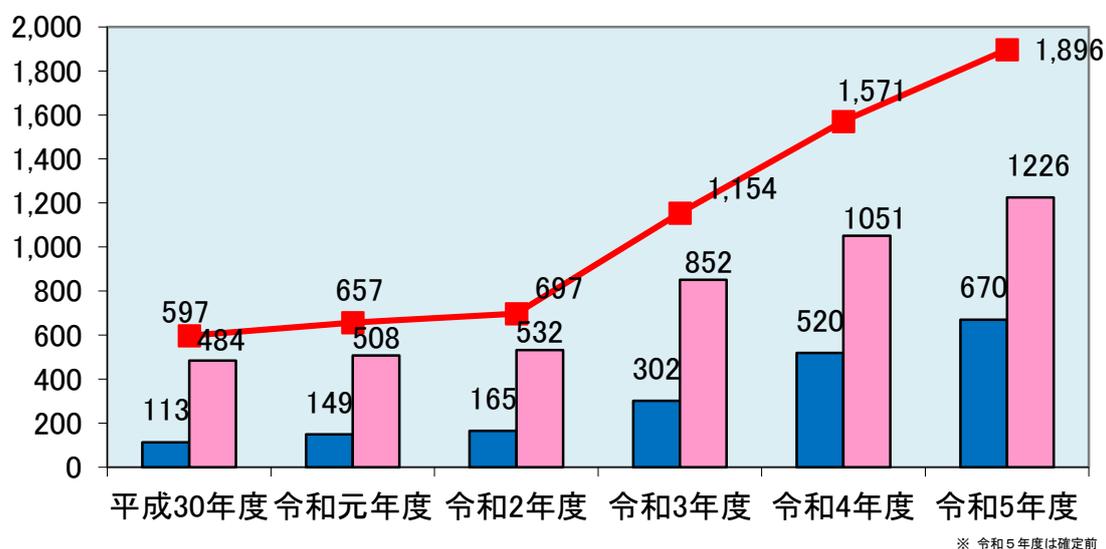
不登校の人数は年々増加しており、本市において対策を推進すべき喫緊の課題です。

本市では、教育相談室や教育支援センターを開設しているほか、学校や家庭に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、臨床心理相談員等を派遣し、児童生徒や保護者への相談に応じるとともに、家庭や関係機関との連携も図っています。

さらに、令和6年度からは、市内3中学校内に校内教育支援センターを設置し、相談員による学習・相談支援を行うとともに、メタバース（仮想空間）を活用した相談活動や学習支援等を開始しています。

また、各学校においては、魅力ある学校づくりに向けた取組を土台とし、不登校の未然防止や早期対応への取組の充実を図るとともに、定期的な教育相談の設定、学校外の相談窓口の周知など、専門家や関係機関との連携を通して、不登校の減少に向けた取組を行っています。

(図2-22) 不登校（年間30日以上欠席）の人数の推移



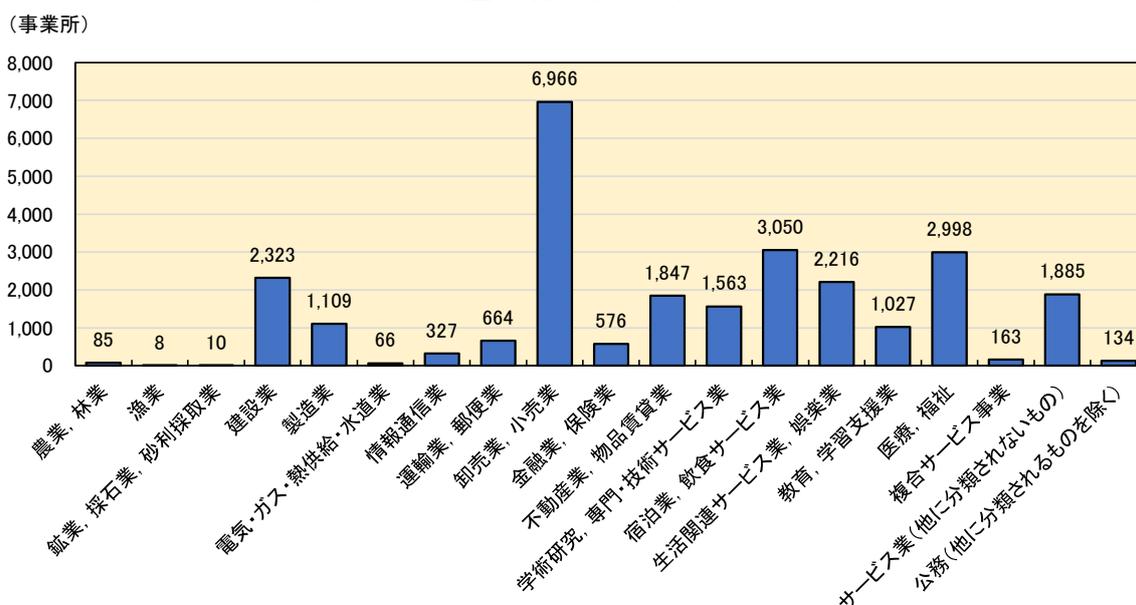
資料：鹿児島市の教育

(5) 産業・就労の状況

① 産業構造

令和3年の産業別事業所数は図2-23の通り、「卸売業、小売業」が6,966事業所と最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が3,050事業所、「医療、福祉」が2,998事業所、「建設業」が2,323事業所となっています。

(図2-23) 産業別の事業所数(令和3年)



資料：経済センサス

② 就業状況

15歳以上の就業者数は、表2-6のとおり、令和2年では271,403人で、就業率(15歳以上の人口に占める「就業者」の割合)は、58.9%となっています。

男女別にみると、男性の就業者数は、平成27年に141,929人であったものが令和2年では138,999人と2,930人減少したものの、就業率は65.4%から66.9%へと1.5ポイント増加しています。一方、女性の就業者数は、平成27年に127,831人であったものが令和2年では132,404人と4,573人増加し、就業率も48.5%から52.3%と3.8ポイント増加しています。

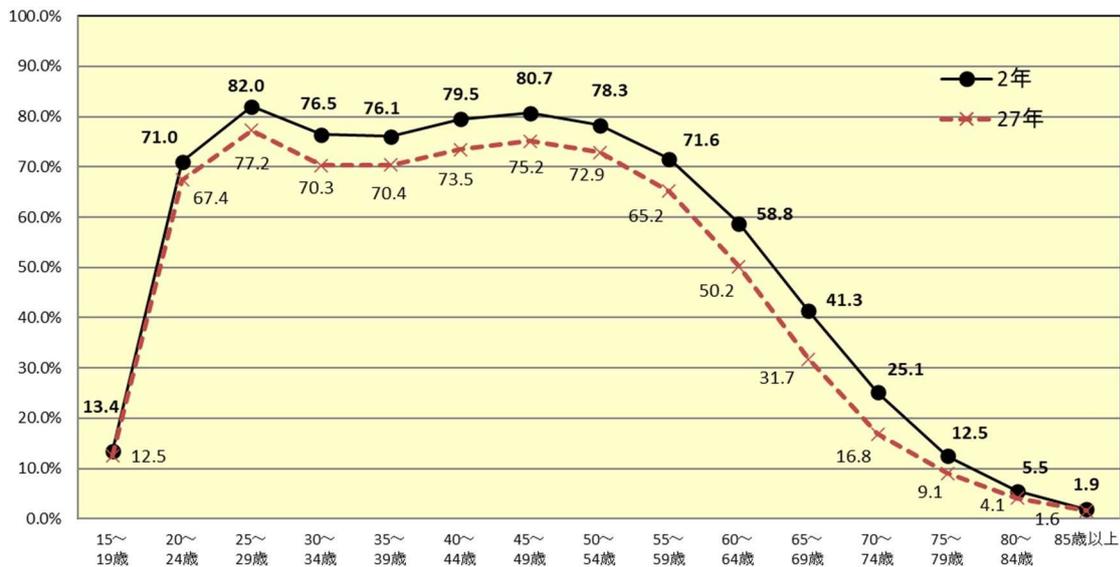
また、図2-24のとおり、女性の就業率は、平成27年と令和2年国勢調査ともに、25~29歳、及び45~49歳をピークとするM字型を示していますが、65~69歳の就業率が9.6ポイント増加しているほか、全ての年代で増加しており、全体的に底上げがみられます。

(表 2-6) 就労の状況

区 分		2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)	増 減
総数(15歳以上)	就業者数(人)	269,760	271,403	1,643
	就業率(%)	56.1	58.9	2.8
男性(15歳以上)	就業者数(人)	141,929	138,999	▲ 2,930
	就業率(%)	65.4	66.9	1.5
女性(15歳以上)	就業者数(人)	127,831	132,404	4,573
	就業率(%)	48.5	52.3	3.8

資料：国勢調査

(図 2-24) 女性の年齢階層別(5歳階級)の就業率

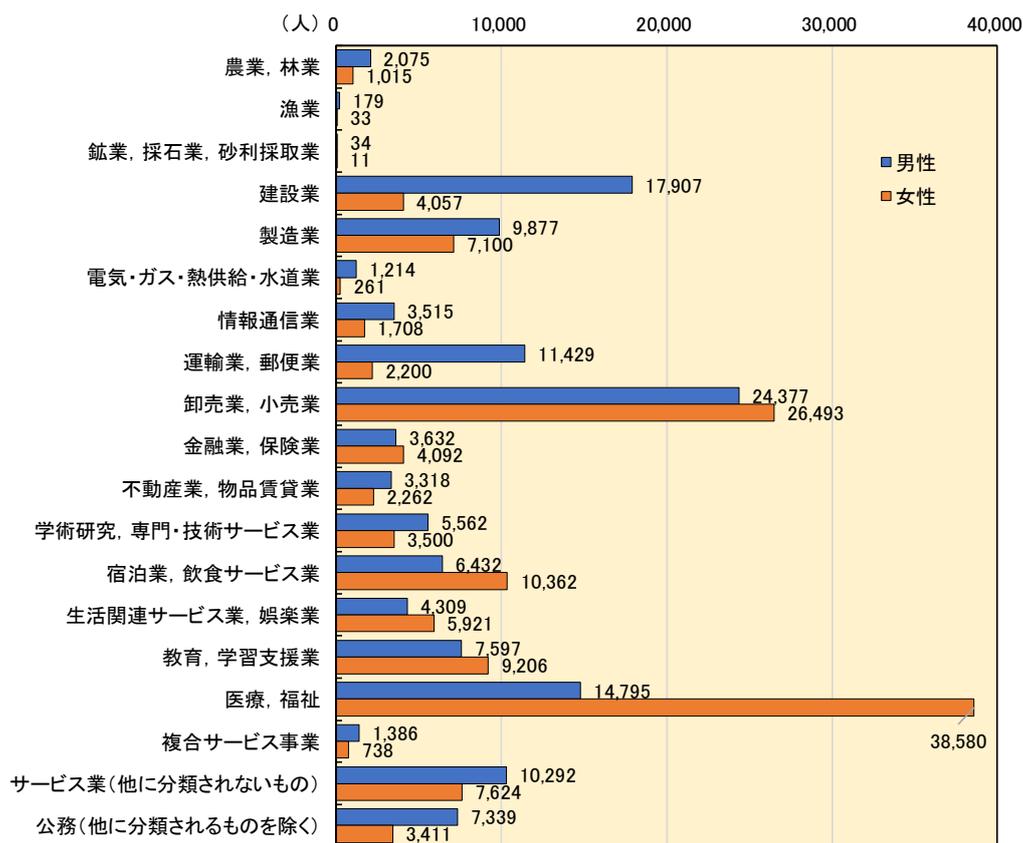


資料：国勢調査

15歳以上の産業別・男女別の就業者数は図 2-25 のとおりです。男性では、「卸売業、小売業」が最も多く 24,377 人となっています。次いで「建設業」「医療、福祉」「運輸業、郵便業」と続いています。

女性では「医療、福祉」が最も多く 38,580 人となっています。次いで、「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」となっています。

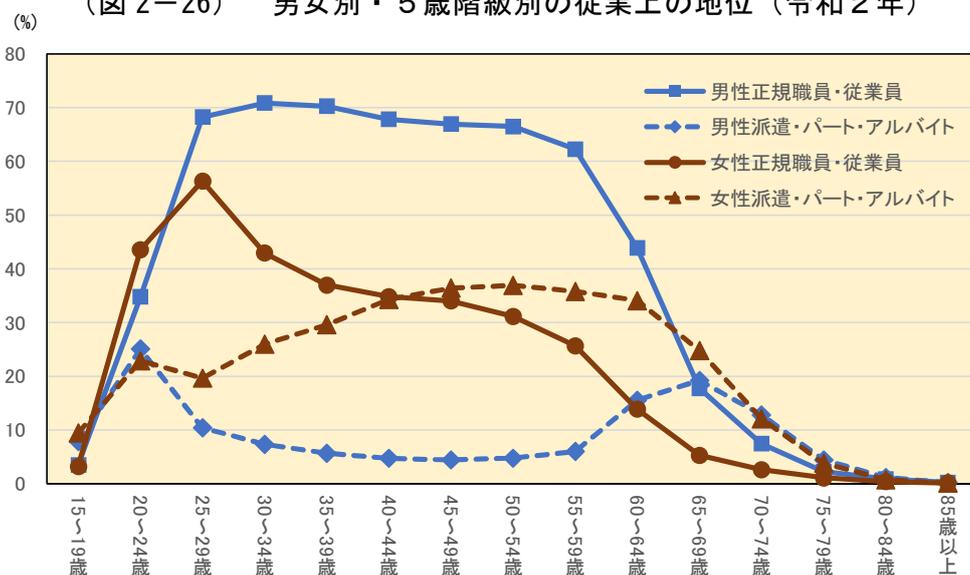
(図 2-25) 産業別・男女別の就業者数 (令和 2 年)



資料：国勢調査

男女別・5歳階級別の従業上の地位は図 2-26 のとおりです。女性の正規職員・従業員の割合は 25～29 歳でピークとなり、それ以降減少し続けています。一方女性の派遣・パート・アルバイトは 25～29 歳から上昇し続け、45～49 歳で正規職員・従業員と逆転しています。40 歳から 64 歳まで 30% を超えて推移しています。

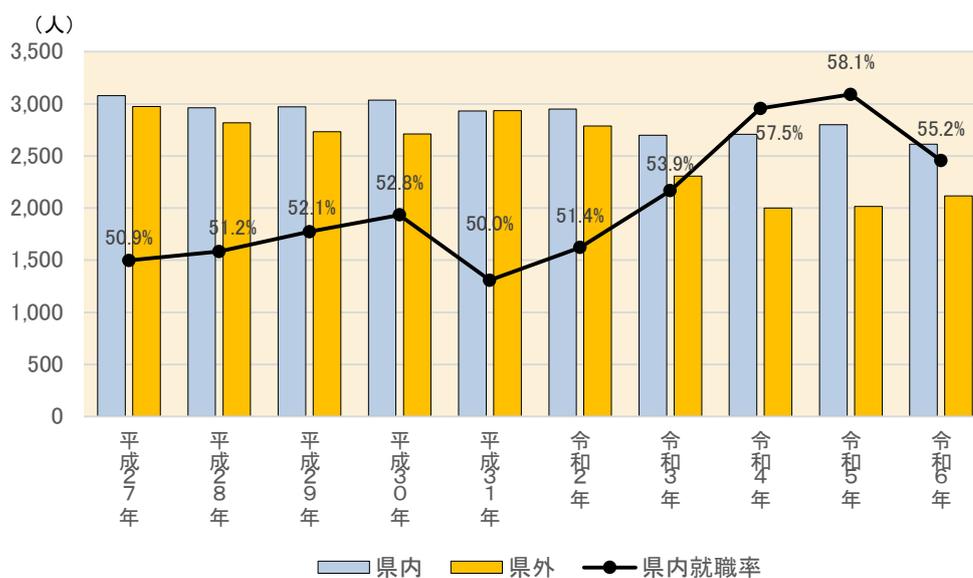
(図 2-26) 男女別・5歳階級別の従業上の地位 (令和 2 年)



資料：国勢調査

鹿児島県における高等学校及び大学の新規学卒者の県内・県外への就職者数の状況をみると、図 2-27 のとおり、平成 31 年を除いて県内就職者の方が多い状況です。県内就職率は平成 31 年より上昇傾向にあり、令和 5 年には 58.1% となりましたが、令和 6 年には 55.2% と減少しています。学校の種類別に就職者数をみると、令和 6 年 3 月の新規学卒者では、高等学校 3,174 人、大学 1,555 人となっています。大学では県内就職率が 46.2% と、県外就職者の方が多い状況です。

(図 2-27) 鹿児島県の新規学卒者の就職者数と県内・県外比率



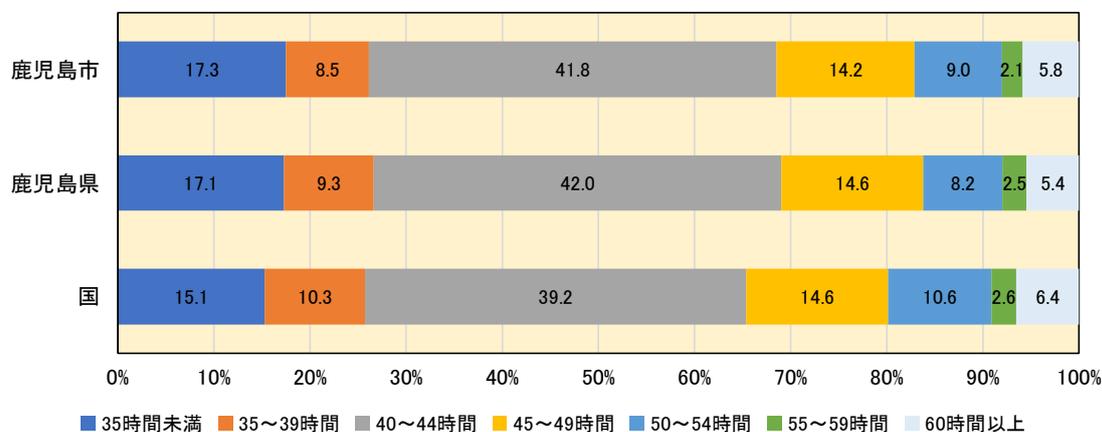
令和6年3月	新規学卒者の就職者数(人)			県内就職比率
	県内	県外	合計	
高等学校	1,894	1,280	3,174	59.7%
大学	718	837	1,555	46.2%

注) 新規学卒者の就職者数は、就職内定者数
資料：鹿児島労働局

週間就業時間は、図 2-28 の通り、40～44 時間が 41.8%となっており、最も高くなっています。60 時間以上は 5.8%となっています。

全国や県と比較すると、大きな違いはみられません。

(図 2-28) 週間就業時間 (全国・県・市) (令和 4 年)



資料：就業構造基本調査

鹿児島県と全国との 1 か月の所定内給与額 (労働契約等で定めているおおよそ基本給にあたるもので、時間外手当や交通費、賞与等を含まない額) を比較すると、男性の全年齢平均は、鹿児島県が 29 万 8,100 円、全国が 35 万 900 円で、全国の 85.0%の水準です。女性の全年齢平均は、鹿児島県が 22 万 8,400 円、全国が 26 万 2,600 円で、全国の 87.0%の水準です。年齢別にみると、年齢の上昇に伴って給与水準は上昇して、男性では 55 歳以降、女性では 60 歳以降で減少に転じています。全国と比較すると、男性では 25 歳以降、女性では 20 歳以降で給与水準の差が開いている状況にあります。

(図 2-29) 年齢別の 1 か月の所定内給与額 (鹿児島県・全国) (令和 5 年)
(単位:千円、%)

	男性			女性		
	鹿児島県	全国	全国との水準差	鹿児島県	全国	全国との水準差
合計	298.1	350.9	85.0%	228.4	262.6	87.0%
～19歳	189.8	191.1	99.3%	214.0	188.4	113.6%
20～24歳	229.0	229.3	99.9%	200.5	219.6	91.3%
25～29歳	242.7	267.8	90.6%	209.6	245.8	85.3%
30～34歳	262.0	302.1	86.7%	239.9	259.6	92.4%
35～39歳	290.6	337.9	86.0%	225.9	270.1	83.6%
40～44歳	308.9	371.8	83.1%	229.5	276.8	82.9%
45～49歳	335.2	396.9	84.5%	250.4	281.7	88.9%
50～54歳	356.5	417.7	85.3%	238.3	285.9	83.4%
55～59歳	334.2	427.4	78.2%	250.2	281.7	88.8%
60～64歳	299.4	334.2	89.6%	226.0	246.6	91.6%
65～69歳	232.1	293.3	79.1%	191.3	217.1	88.1%
70歳～	226.0	270.7	83.5%	178.5	216.8	82.3%

資料：賃金構造基本統計調査

③ 育児休業等の状況

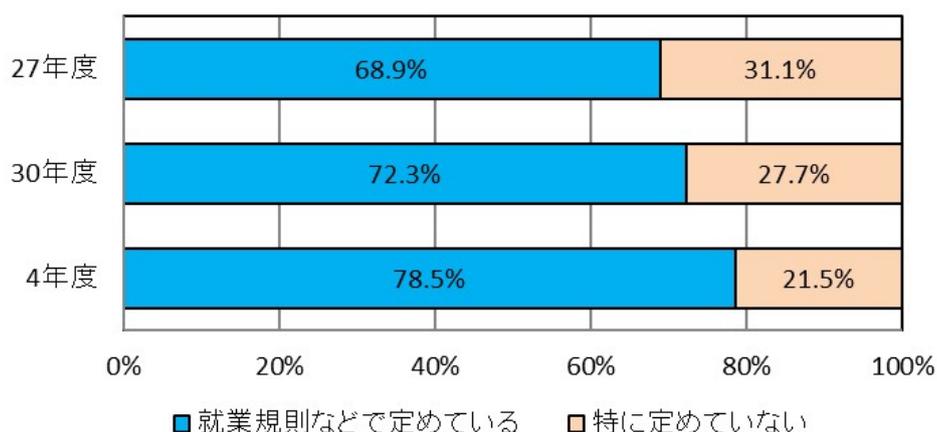
育児休業等については、育児・介護休業法が令和3年6月に改正され、令和4年4月から段階的に施行されました。この改正により、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みとして「産後パパ育休」の創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、育児休業の分割取得、育児休業の取得の状況の公表の義務付け、有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和など、法律で定める制度はさらに充実したものとなりました。育児休業制度等の促進は、子どもの養育を支援するとともに、子どもを養育する労働者の雇用の継続の促進に寄与するものであり、子育てと仕事とを両立させる上で大きな役割を果たすものです。

少子高齢化が急速に進行する社会情勢のなかで、将来にわたって安定した労働力を確保し、未来を担う子ども達が健全に成長していくためには、育児休業制度等の普及と定着を図り、育児等を行う男女労働者が制度を安心して利用できる職場環境の整備がますます必要不可欠となっています。

ア. 事業所における育児休業制度の導入状況

本市が令和4年度に実施した事業所に対する調査結果（対象1,000事業所、回答573事業所）では、図2-30のとおり、育児休業制度の有無について、約8割の事業所が「就業規則などで定めている」と回答しています。

(図2-30) 育児休業制度の有無

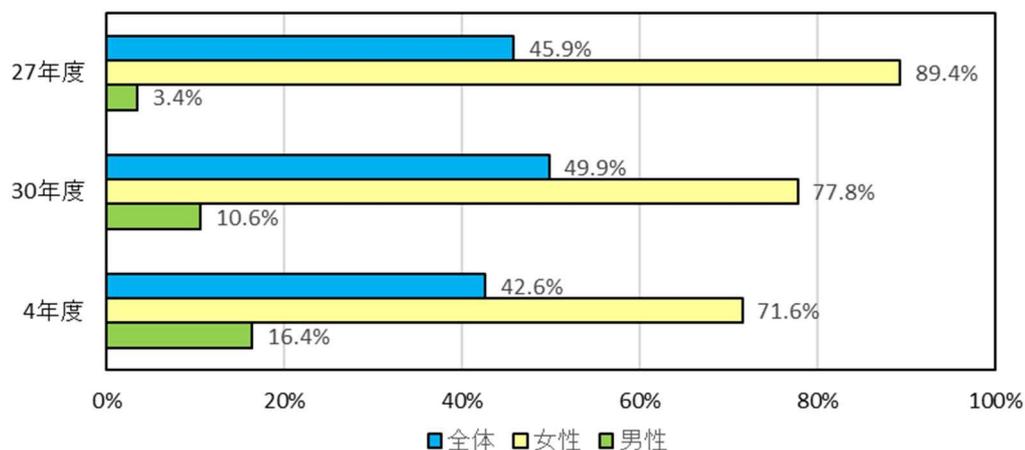


資料：鹿児島市労働基本調査

イ. 育児休業の取得状況

育児休業の取得率は、令和4年度調査において、42.6%（女性 71.6%、男性 16.4%）（※平成27、30年度は正規従業員のみ、令和4年度は非正規従業員含む）となっています。

（図2-31） 育児休業の取得状況

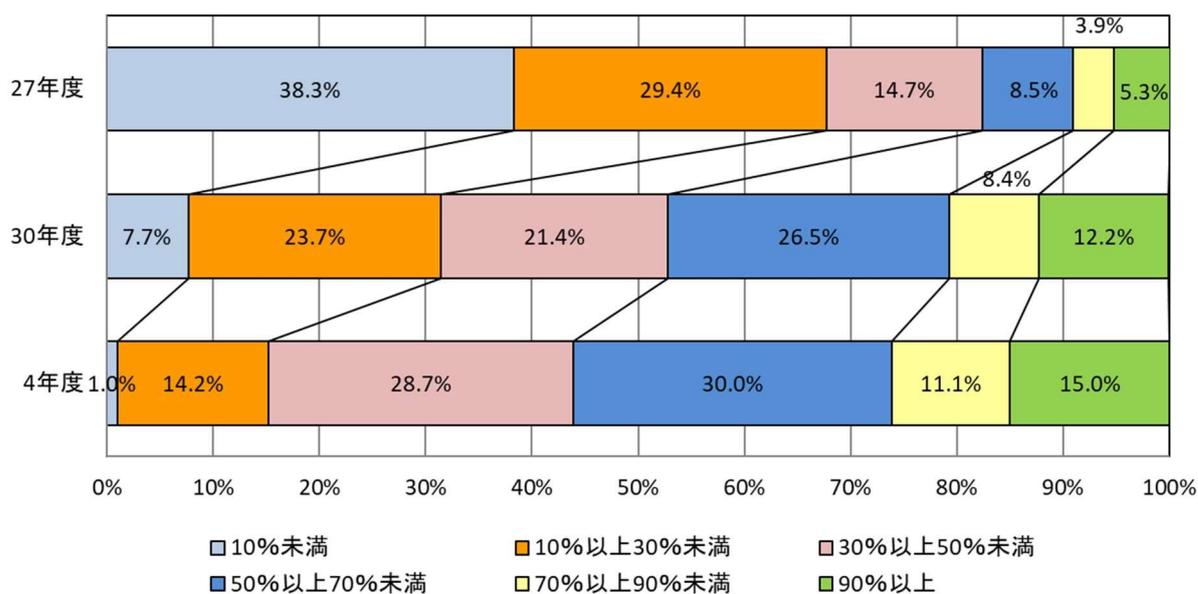


資料：鹿児島市労働基本調査

ウ. 年次有給休暇の取得状況

年次有給休暇の取得率について、令和4年度を平成27年度調査と比較すると、取得率50%以上の事業所の割合が約20%から約60%に増加するなど、全体的に取得率が向上しています。

（図2-32） 年次有給休暇の各事業所における取得状況



資料：鹿児島市労働基本調査

(6) 子ども・子育ての地域資源

本市においては、多様な子ども・子育て支援施設等の整備が進むとともに、子ども・子育て支援の取組には、多くの市民やボランティアが関わっています。

① 主な子ども・子育て支援施設等

No.	施設名	施設数等
1	幼稚園	23 か所
2	保育所	125 か所
3	認定こども園	64 か所
4	認可外保育施設	168 か所
	(うち、事業所内保育所)	33 か所
5	病児・病後児保育施設	8 か所
6	ショートステイ	10 か所
7	トワイライト	10 か所
8	すこやか子育て交流館	1 か所
9	親子つどいの広場	4 か所
10	児童センター	3 か所
11	地域子育て支援センター	9 か所
12	ファミリー・サポート・センター	1 か所
13	児童クラブ(公設民営)	181 か所
14	児童クラブ(民設民営)	35 か所
15	放課後子ども教室	78 教室
16	放課後等デイサービス	274 施設
17	小児科	77 施設
18	産婦人科(産科、婦人科含む)	49 施設
19	保健センター・保健福祉課	10 か所
20	子育て世代包括支援センター	5 か所
21	母子生活支援施設	4 か所
22	助産施設	2 か所
23	母子福祉センター	1 か所
24	婦人保護施設	1 か所
25	児童心理治療施設	1 か所
26	児童相談所	1 か所
27	乳児院	2 か所
28	児童養護施設	5 か所
29	児童発達支援事業所	226 事業所
30	居宅訪問型児童発達支援事業所	5 事業所
31	保育所等訪問支援事業所	78 事業所

No.	内容	施設数等
32	基幹相談支援センター	1 か所
33	障害児相談支援事業所	75 事業所
34	障害児入所施設	4 か所
35	市立小学校	79 校
36	国立、私立小学校	3 校
37	市立中学校	39 校
38	国立、私立中学校	6 校
39	市立高校	3 校
40	県立高校	11 校
41	私立高校	9 校
42	大学・短大・高専	6 校
43	特別支援学校	7 校
44	校区公民館	77 館
45	地域公民館	14 館
46	図書館(公営)	2 館
47	科学館	1 館
48	美術館(公営)	1 館
49	少年自然の家	1 か所
50	給食センター	6 か所
51	公園	697 か所
52	ちびっこ広場	87 か所
53	子育て世帯向け市営住宅募集戸数	155 戸
54	地域福祉館(児童ルーム)	37 館
55	文学館	1 館
56	メルヘン館	1 館
57	子ども110番の家	944 か所
58	公共体育施設(市営)	24 か所
59	動物公園	1 か所
60	水族館	1 か所
61	観光農業公園	1 か所
62	男女共同参画センター	1 か所
63	国際交流センター	1 か所
64	都市農業センター	1 か所

② 主な子ども・子育てに係る人的資源等

No.	内容	人数・団体数等	No.	内容	人数・団体数等
1	子育てサークル	13 団体	31	図書館サポーター	94 人
2	放課後児童支援員・補助員	* 1494 人	32	読み聞かせボランティア	28 人
3	ファミリー・サポート・センター提供会員	697 人	33	あいご主事	189 人
4	子育てサポーター	285 人	34	スクールカウンセラー	14 人
5	すこやか子育て交流館企画運営指導員	5 人	35	教育相談室相談員	5 人
6	すこやか子育て交流館子育て支援員	16 人	36	適応指導相談員	8 人
7	にこにこ子育て応援隊	1249 団体等	37	学習支援員	5 人
8	セーフコミュニティ子どもの安全取組団体	82 団体	38	臨床心理相談員	5 人
9	セーフコミュニティ学校の安全取組校	126 校	39	スクールソーシャルワーカー	6 人
10	保育士・保育教諭・幼稚園教諭	* 4023 人	40	ジュニアリーダークラブ	1 団
11	保育コーディネーター	4 か所	41	スクールガード等(学校安全ボランティア)	6,423 人
12	巡回支援指導員	2 人	42	スクールガードリーダー	14 人
13	母子保健支援員	8 人	43	スポーツ推進委員	183 人
14	乳幼児巡回支援専門員	7 人	44	スポーツ少年団	245 団
15	小児慢性特定疾病支援員	1 人	45	町内会	* 775 町内会
16	母子保健サポーター	571 人	46	地域コミュニティ協議会	* 79 協議会
17	育児サークル	14 団体	47	サンエールかごしま託児サポーター	54 人
18	家庭児童相談員	3 人	48	安心安全教育指導員	4 人
19	婦人相談員	3 人	49	安心安全推進員	151 人
20	母子・父子自立支援員	6 人	50	地域安心安全推進指導員	3 人
21	民生委員・児童委員	1033 人	51	安心安全まちづくりアドバイザー	1 人
22	保護司	197 人	52	児童通学保護員	192 人
23	ふれあい子育てサロン	62 校区	53	防犯団体連合会	3 団体
24	食育推進支援員	4 人	54	交通安全協会	3 団体
25	市立の学校教職員	* 3773 人	55	安心安全協力事業所	791 事業所
26	特別支援教育支援員	113 人			
27	小学校PTA加入者数	26,359 人			
28	中学校PTA加入者数	16,467 人			
29	学校支援ボランティア	9,443 人			
30	おやじの会	94 団体			

注) 各施設数・人数等の基準日は令和6年3月31日現在。基準日の数値を調査していない項目は、基準日直近の数値(*)を記載。

(7) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の取組状況

① 教育・保育施設の提供体制

No.	事業	項目	2年度(実績)	6年度 (実績見込み)	6年度(計画値)
1	教育ニーズ	量の見込み	7,451人	6,027人	6,229人
		確保方策	9,675人	9,044人	9,371人
		確保必要数	-	-	-
2	保育ニーズ	量の見込み	13,841人	13,093人	13,217人
		確保方策	13,917人	14,538人	14,984人
		確保必要数	200人	-	-

② 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

No.	事業	項目	2年度(実績)	6年度 (実績見込み)	6年度(計画値)
1	延長保育事業	量の見込み	7,541人	7,414人	7,414人
		確保方策	7,541人	7,414人	7,414人
2	放課後児童健全育成事業	量の見込み	7,986人	9,133人	9,003人
		確保方策	7,880人	9,074人	9,003人
3	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	量の見込み	371人	985人	985人
		確保方策	371人	985人	985人
	子育て短期支援事業 (トワイライト)	量の見込み	0人	20人	20人
		確保方策	0人	20人	20人
4	新生児・妊産婦訪問指導事業、こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)	量の見込み	4,853人	5,184人	4,539人
		確保方策	4,853人	5,184人	4,539人

No.	事業	項目	2年度(実績)	6年度 (実績見込み)	6年度(計画値)
5	育児支援家庭訪問事業	量の見込み	412人	404人	404人
		確保方策	412人	404人	404人
6	すこやか子育て交流館管理運営等事業、親子つどいの広場運営事業、児童センター運営事業、地域子育て支援センター事業(地域子育て支援拠点事業)	量の見込み	205,079人日	346,517人日	250,884人日
		確保方策	205,079人日	346,517人日	250,884人日
7	一時預かり事業(幼稚園在園児を対象とした一時預かり)	量の見込み	337,609人日	401,625人日	401,625人日
		確保方策	337,609人日	401,625人日	401,625人日
8	一時預かり事業(その他)	量の見込み	49,669人日	57,859人日	57,859人日
		確保方策	49,669人日	57,859人日	57,859人日
9	病児・病後児保育事業(病児保育事業)	量の見込み	6,295人日	9,274人日	9,322人日
		確保方策	6,041人日	9,274人日	9,446人日
10	ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)	量の見込み	3,890人日	6,012人日	4,121人日
		確保方策	3,890人日	6,012人日	4,121人日
11	妊婦健康診査・健康相談事業(妊婦に対して健康診査を実施する事業)	量の見込み	59,998回	44,568回	54,651回
		確保方策	59,998回	44,568回	54,651回
12	利用者支援に関する事業(利用者支援事業基本型分)	量の見込み	4か所	5か所	5か所
		確保方策	4か所	5か所	5か所
13	保育コーディネーター配置事業(利用者支援事業特定型分)	量の見込み	4か所	4か所	4か所
		確保方策	4か所	4か所	4か所
14	利用者支援に関する事業(利用者支援事業母子保健型分)	量の見込み	5件	5件	5件
		確保方策	5件	5件	5件

注) 単位：「人日」は、年間延べ利用人数

(8) こども計画策定に向けたアンケート調査結果（概要）

「鹿児島市こども計画」の策定に向け、鹿児島市に住む児童生徒・子育て当事者・若者の現状・ニーズ等を把握し、計画策定に向けた基礎資料とするため、令和6年6月から7月にかけて3種類のアンケート調査を実施しました。以下に、その結果を示します。

■ こども計画策定に向けたアンケート調査の実施状況

こども向けアンケート調査（令和6年こども支援に向けたアンケート調査）

- 対象者：鹿児島市内に居住している小学5～6年生、中学1～3年生
- 対象者数：27,087人（小学生10,877人、中学生16,210人）
- 調査期間：令和6年6月13日（木）～6月26日（水）
- 形式：オンライン形式でのアンケート調査
- 回答数：19,096人/27,087人（回収率70.5%）
 - うち小学生 8,459人/10,877人（回収率77.8%）
 - うち中学生 10,637人/16,210人（回収率65.6%）

若者向けアンケート調査（令和6年こども・若者支援に向けたアンケート調査）

- 対象者：鹿児島市内に居住している15歳～29歳
（令和6年4月1日時点）
- 対象者数：3,000人
- 調査期間：令和6年6月13日（木）～7月1日（月）
- 形式：オンライン形式でのアンケート調査
- 回答数：693人/3,000人（回収率23.1%）

子育て当事者向けアンケート調査（令和6年子育て支援に関するアンケート調査）

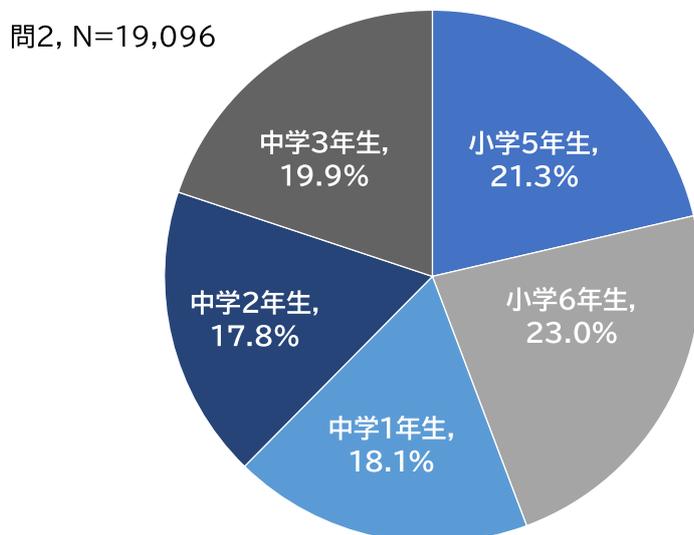
- 対象者：鹿児島市内に居住している未就学児の保護者、小学生の保護者
- 対象者数：未就学児の保護者3,000人、小学生の保護者1,500人
- 調査期間：令和6年6月13日（木）～7月1日（月）
- 形式：オンライン形式でのアンケート調査
- 回答数：2,185人/4,500人（回収率48.6%）
 - うち未就学児の保護者 1,504人/3,000人（50.1%）
 - うち小学生の保護者 681人/1,500人（45.4%）

① こども向けアンケート調査調査結果

回答者の学年

小学5年生が21.3%、小学6年生が23.0%、中学1年生が18.1%、中学2年生が17.8%、そして中学3年生が19.9%と、ほぼ同じ比率になっています。

(図4-1) 回答者の学年構成

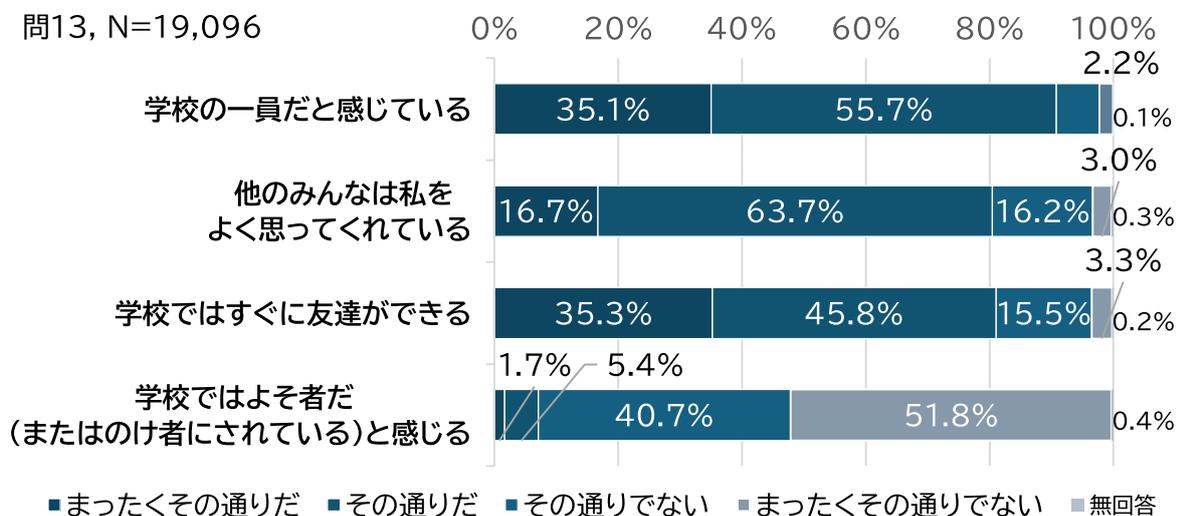


※図表の「N」は、質問に対する回答の総数を表します（以下、同様）

学校生活で感じている児童生徒のウェルビーイング

児童生徒で、「学校の一員だと感じている」割合は90.8%で、「他のみんなは私をよく思ってくれている」と感じている割合は80.4%、「学校ではすぐに友達ができる」と感じている割合は81.1%となっています。また、「学校ではよそ者だ（またはのけ者にされている）と感じる」割合は7.1%です。

(図4-2) 学校生活で児童生徒が感じていること

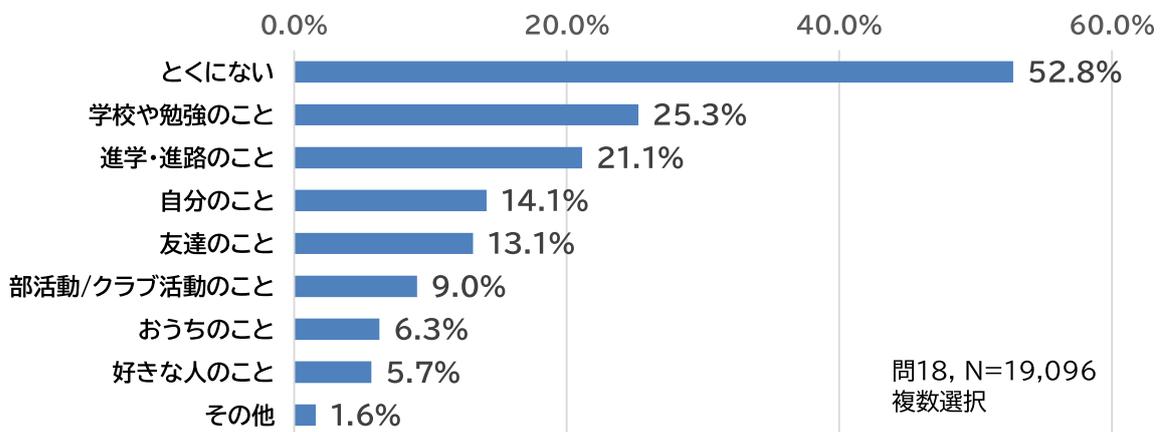


児童生徒が抱える悩みの種類と相談先

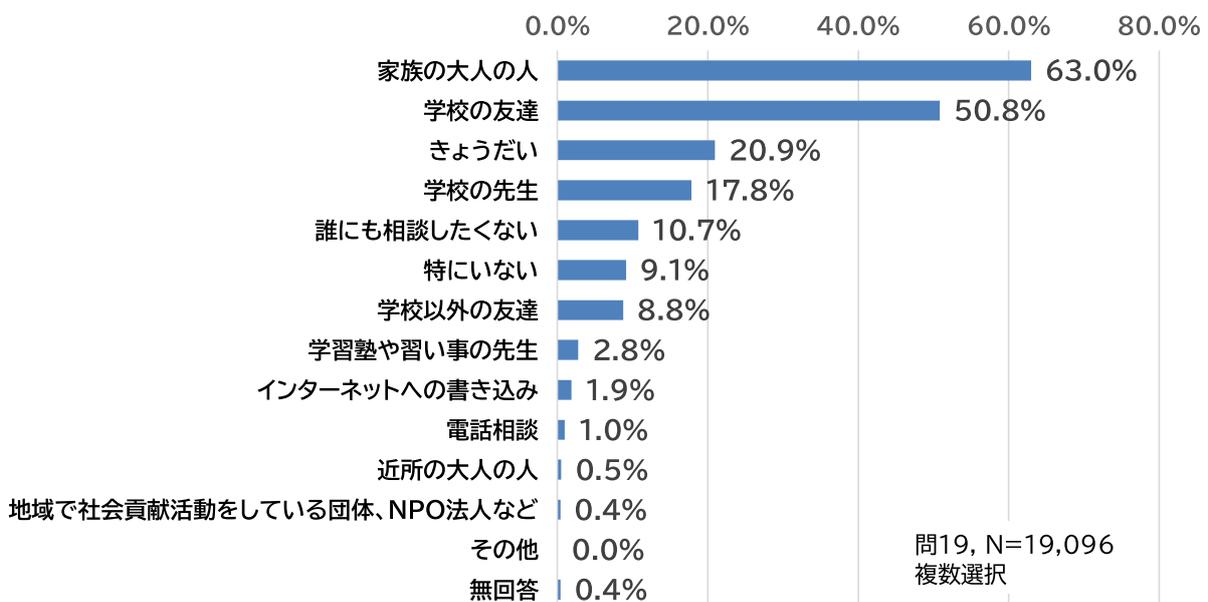
今の嫌なこと、悩んでいることについて「とくにない」とする人が 52.8%と最も高くなっています。次いで「学校や勉強のこと」の 25.3%、「進学・進路のこと」の 21.1%と続いています。鹿児島市の前回調査(鹿児島市子どもの生活に関するアンケート調査 平成29年7月実施)では、「とくにない」とする小学5年生の割合は 72.0%、中学2年生の割合は 63.0%であり、何らかの悩みごとを選ぶ児童生徒の割合は前回より増えています。

また、悩みごとがあったときの相談先については、「家族の大人の人」が 63.0%、「学校の友達」が 50.8%と群を抜いて高くなっています。次いで、「きょうだい」の 20.9%、「学校の先生」の 17.8%となります。

(図 4-3) 児童生徒がいま嫌なこと、悩んでいること



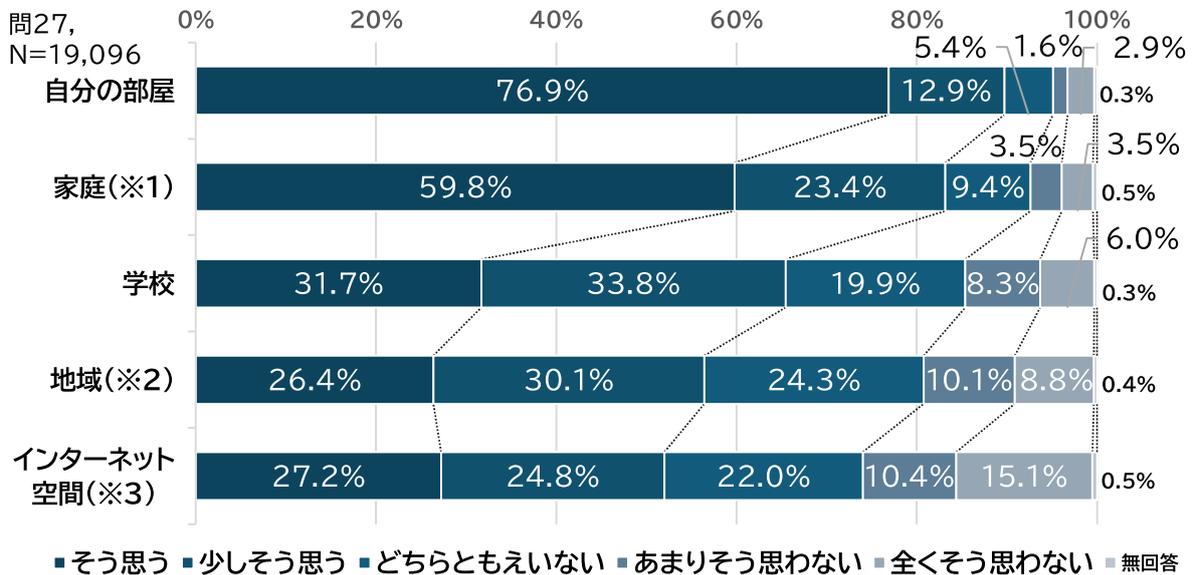
(図 4-4) 児童生徒における悩みごとの相談先



児童生徒にとっての居場所

自分の部屋や家庭などを居場所(ほっとできる、居心地の良い場所)だと感じている児童生徒の割合(「そう思う」「少しそう思う」を合わせた割合)は、「自分の部屋」が 89.8%、「家庭」が 83.2%、「学校」が 65.5%、「地域」が 56.5%、「インターネット空間」が 52.0%となっています。内閣府による「子ども・若者の意識と生活に関する調査(令和4年度)」では「自分の部屋」が 81.3%、「家庭」が 92.6%、「学校」が 73.4%、「地域」が 63.0%、「インターネット空間」が 65.4%となっており、「家庭」・「学校」・「地域」・「インターネット空間」に関して今回の調査結果の数値のほうが特に低くなっています。

(図4-5) 居場所だと感じている児童生徒の割合

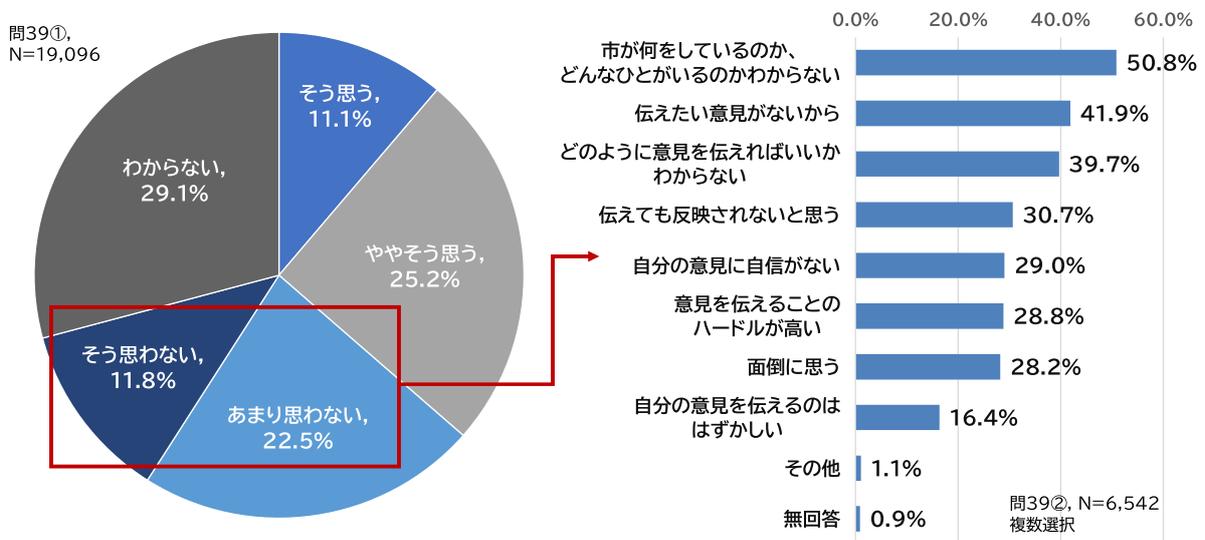


※1 親せきの家を含む、※2 図書館や公民館や公園など、※3 SNS、YouTube やオンラインゲームなど

児童生徒における市の制度や施策に対する意見の表明への意識

鹿児島市の制度・政策へ自分の意見を伝えたいと思う児童生徒の割合は「そう思う」が 11.1%、「ややそう思う」が 25.2%です。伝えたいと思わない理由としては「市が何をしているのか、どんなひとがいるのかわからない」が 50.8%と最も高く、次いで「伝えたい意見がないから」の 41.9%、「どのように意見を伝えればいいかわからない」が 39.7%です。

(図 4-6) 市の制度や施策に対する意見を伝えたいと思う児童生徒の割合(左)と、伝えたいと思わない児童生徒の理由(右)



② 若者向けアンケート調査結果

回答者の年齢（若者）

回答者の年齢（令和6年4月1日時点）について、最も多い年齢層が「27～29歳」の23.1%、次いで「24～26歳」が21.8%となっています。

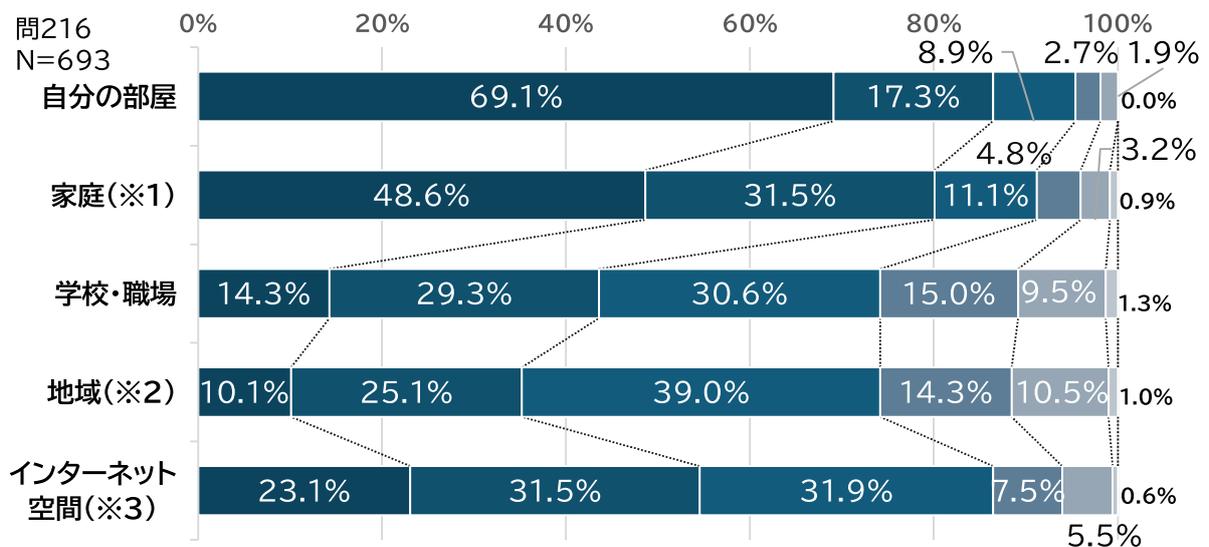
（図4-7） 回答者の年齢構成／若者



若者にとっての居場所

自分の部屋や家庭などを居場所（ほっとできる、居心地の良い場所）だと感じている若者の割合（「そう思う」「少しそう思う」を合わせた割合）は、「自分の部屋」が86.4%、「家庭」が80.1%、「学校・職場」が43.6%、「地域」が35.2%、「インターネット空間」が54.6%となっています。内閣府による「子ども・若者の意識と生活に関する調査（令和4年度）」では、「自分の部屋」が84.3%、「家庭」が87.0%、「学校」と「職場」がそれぞれ44.9%と41.0%、「地域」が50.6%、「インターネット空間」が56.6%となっており、「家庭」と「地域」に関して今回の調査結果の数値の方が特に低くなっています。

（図4-8） 居場所だと感じている若者の割合



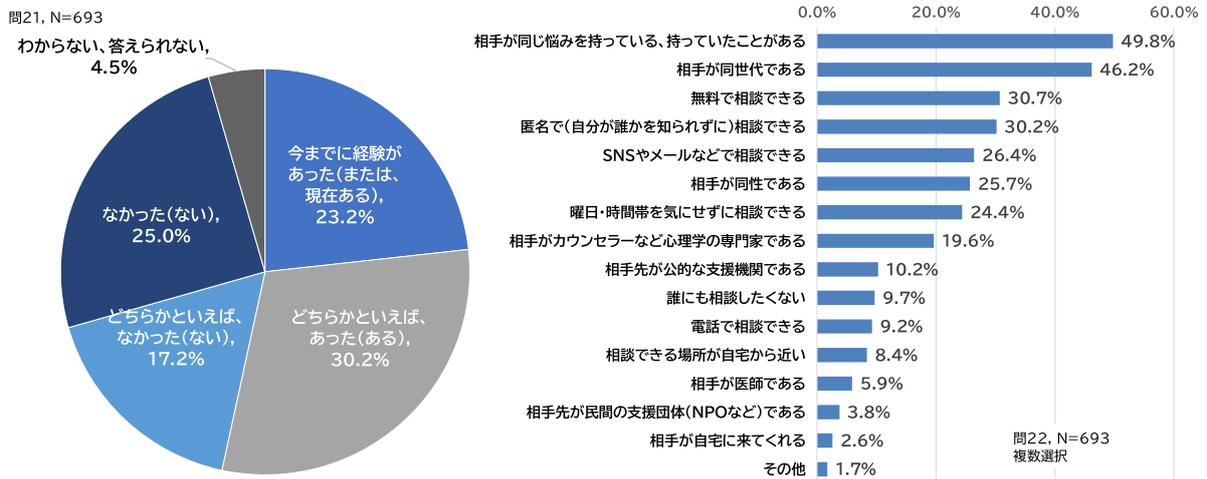
■ そう思う ■ 少しそう思う ■ どちらともえない ■ あまりそう思わない ■ 全くそう思わない ■ 無回答

※1 親せきの家を含む、※2 図書館や公民館や公園など、※3 SNS、YouTube やオンラインゲームなど

現在の若者の社会生活や日常生活に関する実感

社会生活や日常生活を円滑に送れなかった経験について、「今までに経験があった(または、現在ある)」と「どちらかといえば、あった(ある)」を合わせると53.4%で、半数以上の人々が日常生活を円滑に送ることができない経験がある(あった)と答えています。相談相手としては、「相手と同じ悩みを持っている、持っていたことがある」が49.8%と最も高くなっています。次いで「相手が同世代である」の46.2%です。また、「無料で相談できる(30.7%)」「匿名で相談できる(30.2%)」など、相談の仕方も選ばれています。その一方で、「誰にも相談したくない」を選んだ若者も9.7%ほど見られます。

(図4-9) 円滑な社会生活や日常生活を送れなかった経験のある若者の割合(左)と、社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態となったときの相談先(右)



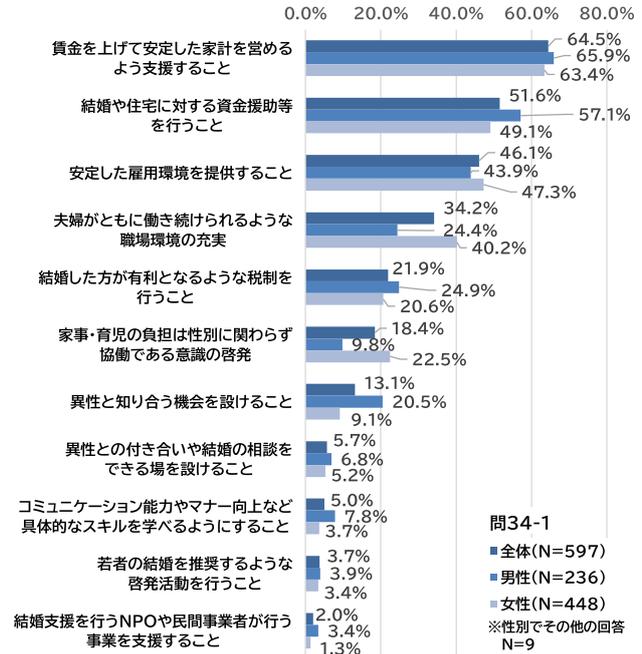
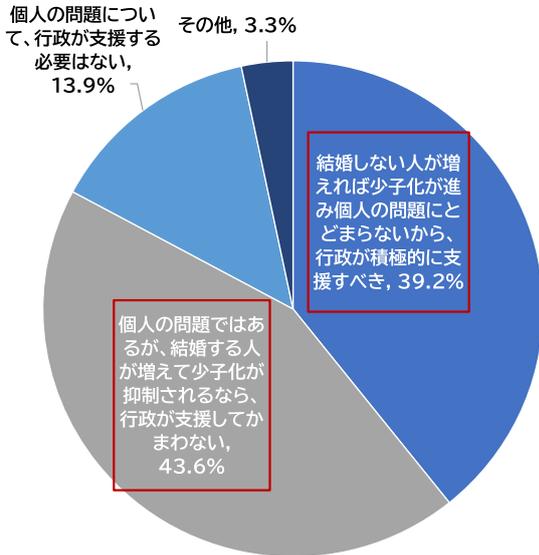
若者の結婚を希望する人を支援する施策への意識

結婚を希望する人への支援に対する意見として、「結婚しない人が増えれば少子化が進み個人の問題にとどまらないから、行政が積極的に支援すべき」と「個人の問題ではあるが、結婚する人が増えて少子化が抑制されるなら、行政が支援してかまわない」を合わせると82.8%となっています。

行政による支援として選ばれた項目として、「賃金を上げて安定した家計を営めるよう支援すること」の64.5%が最も高くなっています。次いで「結婚や住宅に対する資金援助等を行うこと」の51.6%、「安定した雇用環境を提供すること」の46.1%、「夫婦がともに働き続けられるような職場環境の充実」の34.2%が続いています。一方、「夫婦がともに働き続けられるような職場環境の充実」の選択割合は男性で24.4%、女性で40.2%と最も性差がみられます。

(図 4-10) 行政による結婚支援に対する若者の考え(左)と、結婚を希望する人への行政の支援として重要だと思っていること(右)

問34, N=693

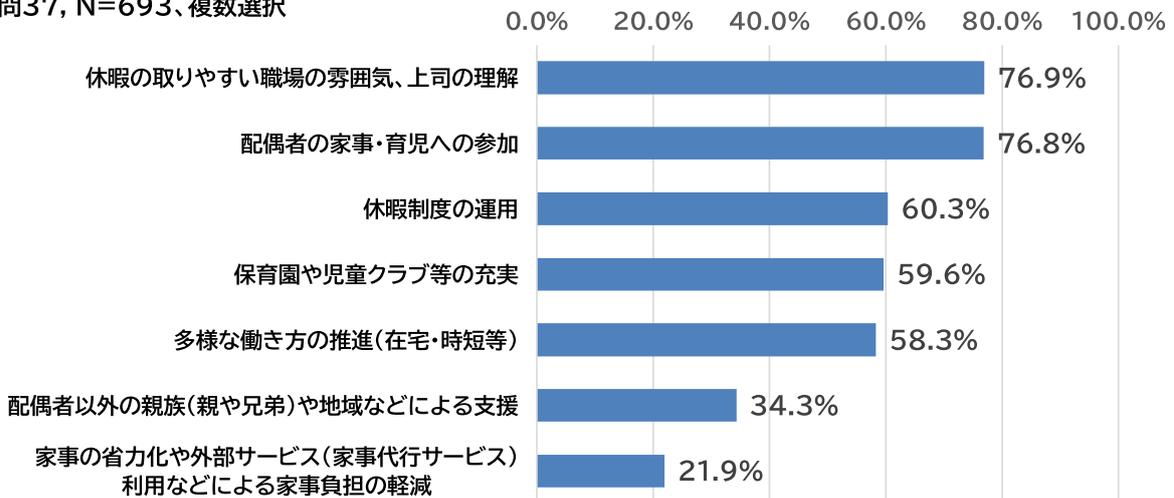


若者が感じている仕事と家庭の両立のために必要なこと

仕事と家庭を両立させるうえで必要なこととして、「休暇の取りやすい職場の雰囲気、上司の理解」が 76.9%、「配偶者の家事・育児への参加」が 76.8% とほぼ同数程度の若者に選ばれています。続いて、「休暇制度の運用」の 60.3%、「保育園や児童クラブ等の充実」の 59.6%、「多様な働き方の推進(在宅・時短等)」の 58.3%となっています。

(図 4-11) 仕事と家庭の両立のために必要だと思うこと

問37, N=693、複数選択

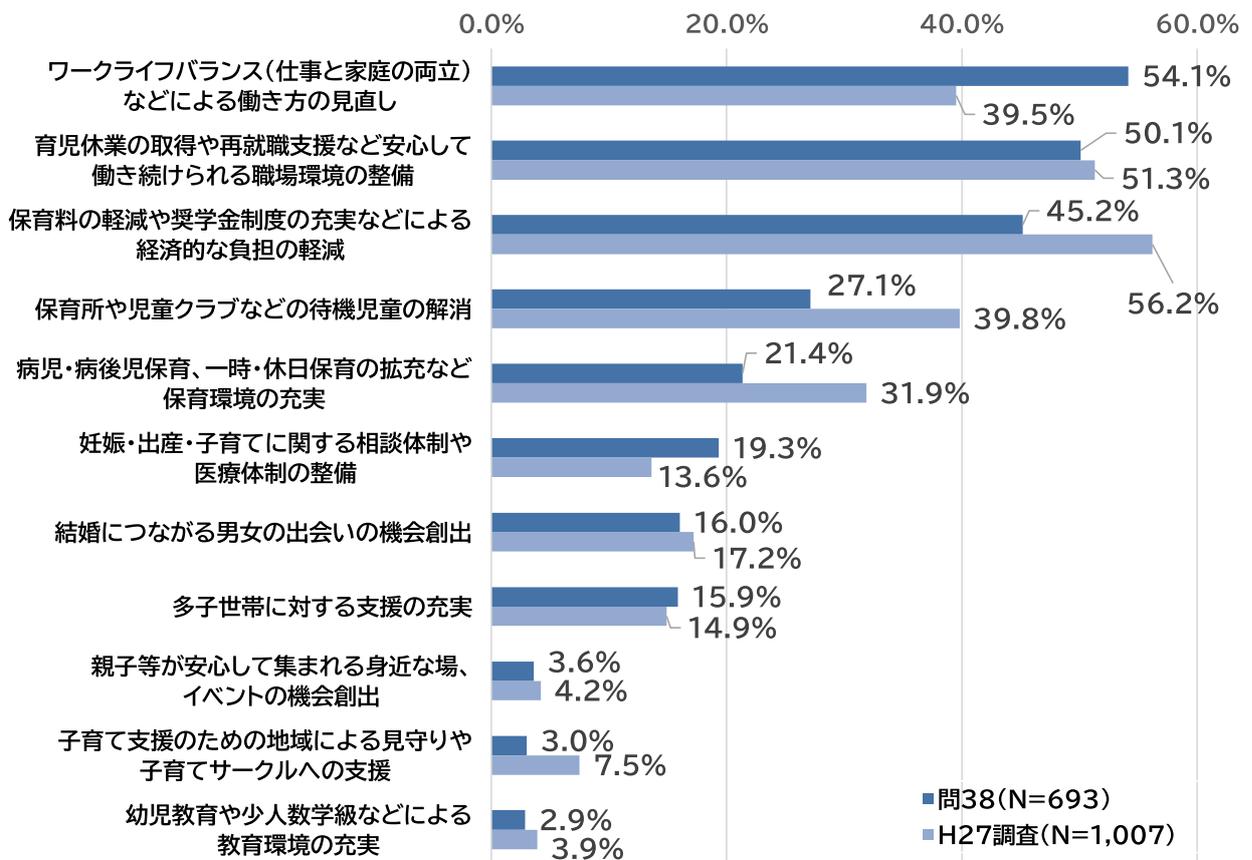


若者が重要だと考える少子化に対する施策

若者が、少子化対策として鹿児島市に更に力を入れてほしいと考えている項目として「ワークライフバランス(仕事と家庭の両立)などによる働き方の見直し」が54.1%と最も高くなっています。次いで「育児休業の取得や再就職支援など安心して働き続けられる職場環境の整備」の50.1%、「保育料の軽減や奨学金制度の充実などによる経済的な負担の軽減」の45.2%となります。

平成27年度実施の「結婚・出産・子育てに関する意識調査」における結果と比較すると、「ワークライフバランス(仕事と家庭の両立)などによる働き方の見直し」を選ぶ割合が14.6%ほど増えています(今回54.1%、前回39.5%)。一方、「保育所や児童クラブなどの待機児童の解消」については、今回が27.1%、前回は39.8%と、最も数値が減っています。ただし、今回の調査でも4番目に多く選ばれている項目で、4人に1人以上の若者が選んでいます。

(図4-12) 若者が鹿児島市に求める少子化対策

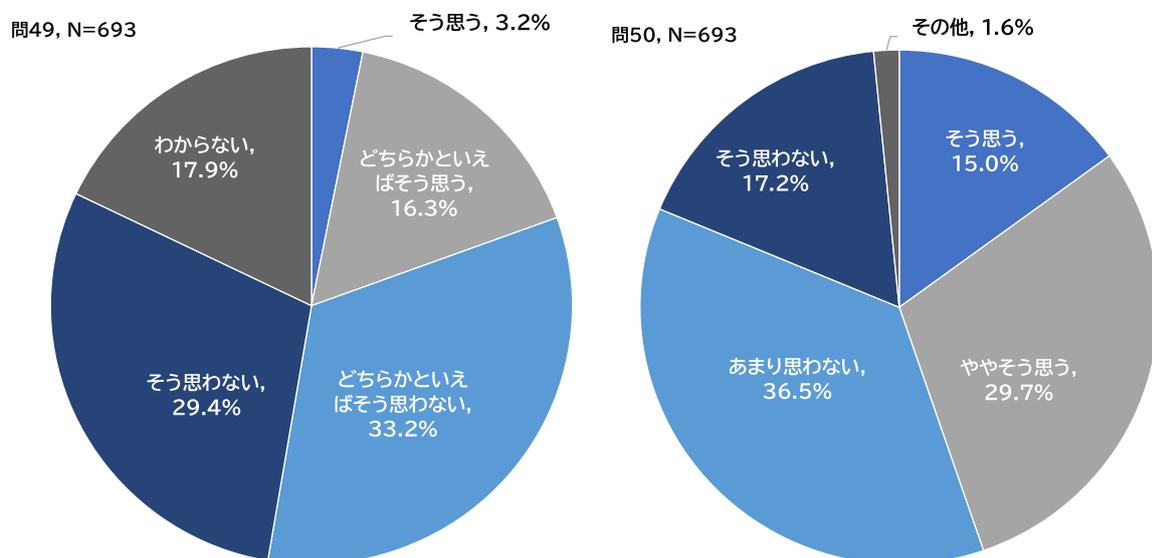


若者における市の制度や施策に対する意見の表明への意識

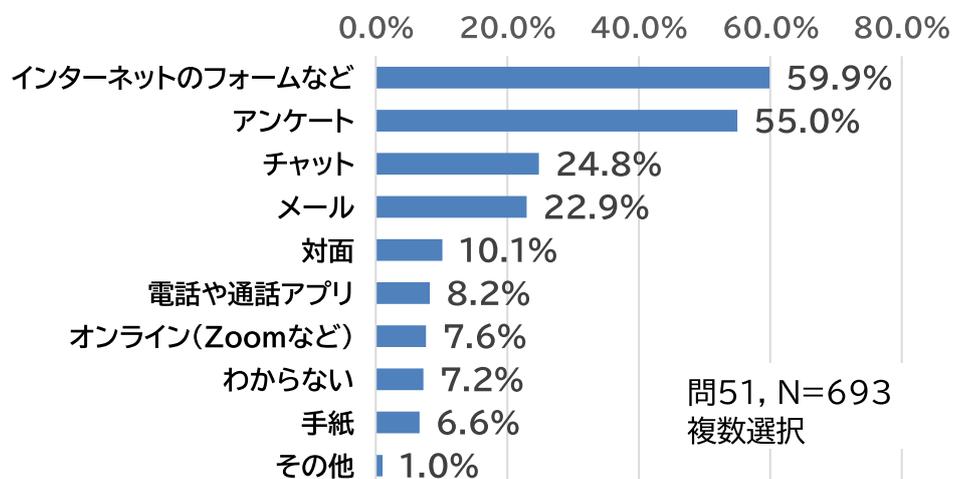
「子どもや若者に関する政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思う若者は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせて19.5%と、5人に1人程度になっています。一方で、実際に国や市に伝えたい意見がある若者は、「そう思う」「ややそう思う」を合わせて44.7%と、5人に2人以上になっています。

市に対して意見を伝えやすい方法については、「インターネットのフォームなど」(59.9%)と「アンケート」(55.0%)を半数以上の若者が選択しています。

(図4-13) 子どもや若者に関する政策に自身の意見が聴いてもらえていると思う若者(左)、並びに意見を国や市に伝えたいと思っている若者(右)の割合



(図4-14) 鹿児島市に対して意見を伝えやすい方法



③ 子育て当事者向けアンケート調査結果

回答者の年齢（子育て当事者）

回答者の年齢（令和6年4月1日時点）について、最も多い年齢層が「35～39歳」の29.1%、次いで「40～44歳」が21.1%、「30～34歳」が21.0%となっています。

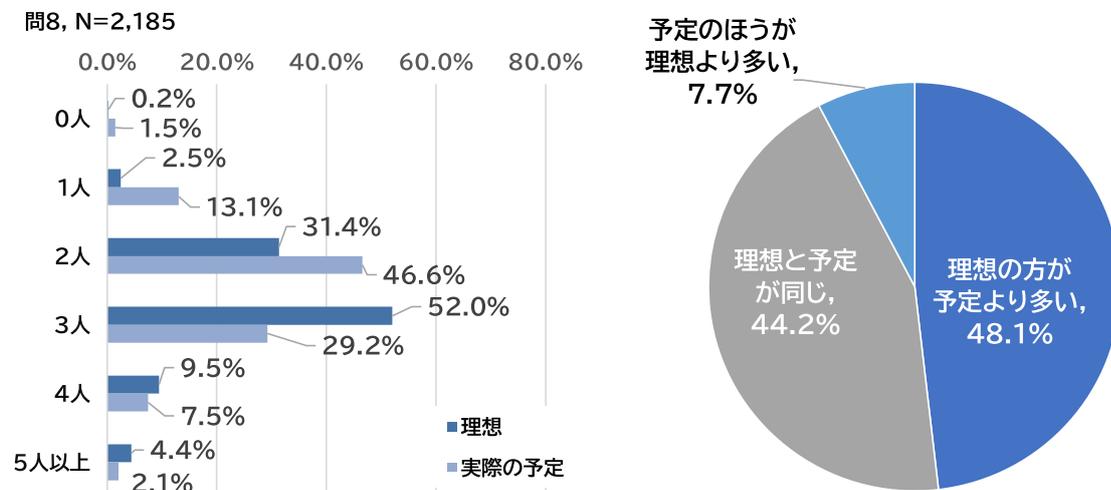
（図4-15）回答者の年齢構成／子育て当事者



子育て当事者のこどもの人数に関する現状・意識

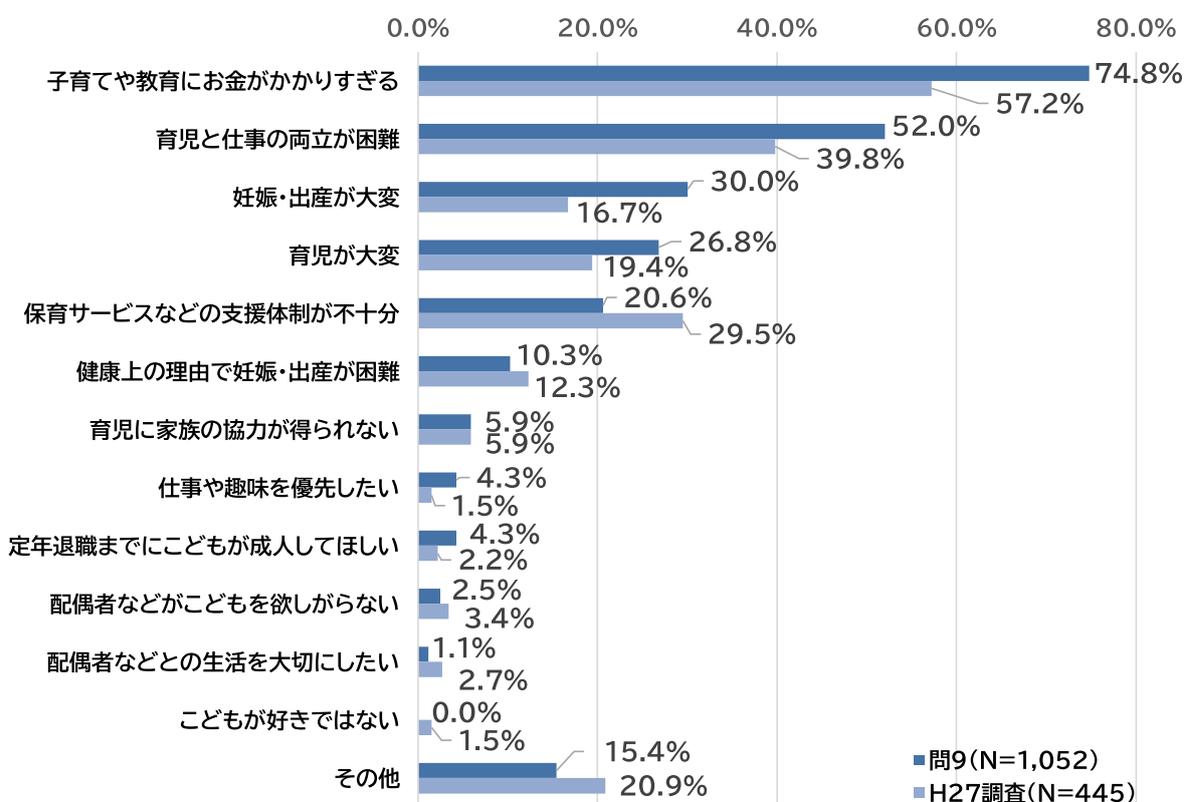
理想のこどもの人数は「3人」とする割合が52.0%と最も高く、次いで「2人」の31.4%、「4人」の9.5%となっています。また、実際に予定しているこどもの人数は「2人」とする割合が46.6%と最も高く、次いで「3人」の29.2%、「1人」の13.1%となります。理想と予定のこどもの人数の差をみると、「理想の方が予定より多い」とする子育て当事者の割合が48.1%と最も高くなっています。

（図4-16）理想のこどもの人数と実際に予定しているこどもの人数（右）と
こどもの理想の人数と実際に予定している人数の差（左）



こどもの人数について、「理想の方が予定より多い」回答者にその理由を尋ねたところ、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が74.8%と最も高くなっています。次いで、「育児と仕事の両立が困難」の52.0%、「妊娠・出産が大変」の30.0%、「育児が大変」の26.8%と続いています。この結果を平成27年度「結婚・出産・子育てに関する意識調査」の結果と比較すると、「子育てや教育にお金がかかりすぎる(今回74.8%、H27調査57.2%)」「育児と仕事の両立が困難(今回52.0%、H27調査39.8%)」は選択割合が増えています。

(図4-17) 理想のこどもの人数の方が実際の予定より多い理由

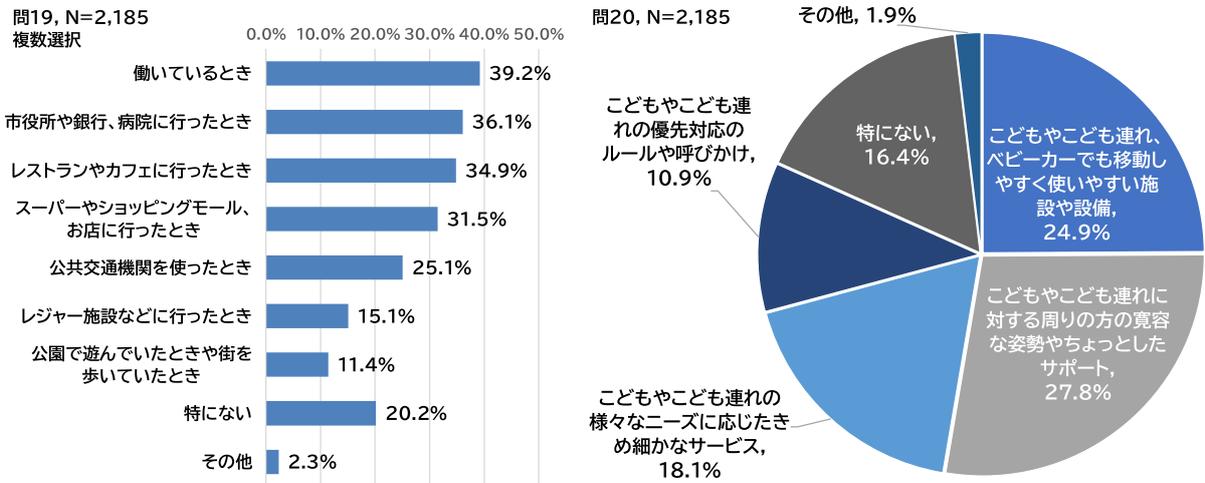


子育て当事者におけるこどもと一緒にいるときの実感

子育て当事者がこどもと一緒にいて不便を感じたり、周囲の理解・配慮を欲しいと感じたりする場面では「働いているとき」を選ぶ割合が39.2%と最も高くなっています。次いで、「市役所や銀行、病院に行ったとき」の36.1%、「レストランやカフェに行ったとき」の34.9%となっています。

また、周りから欲しかった理解や配慮としては「こどもやこども連れに対する周りの方の寛容な姿勢やちょっとしたサポート」を選ぶ割合が27.8%と最も高く、「こどもやこども連れ、ベビーカーでも移動しやすく使いやすい施設や設備」の24.9%が続いています。

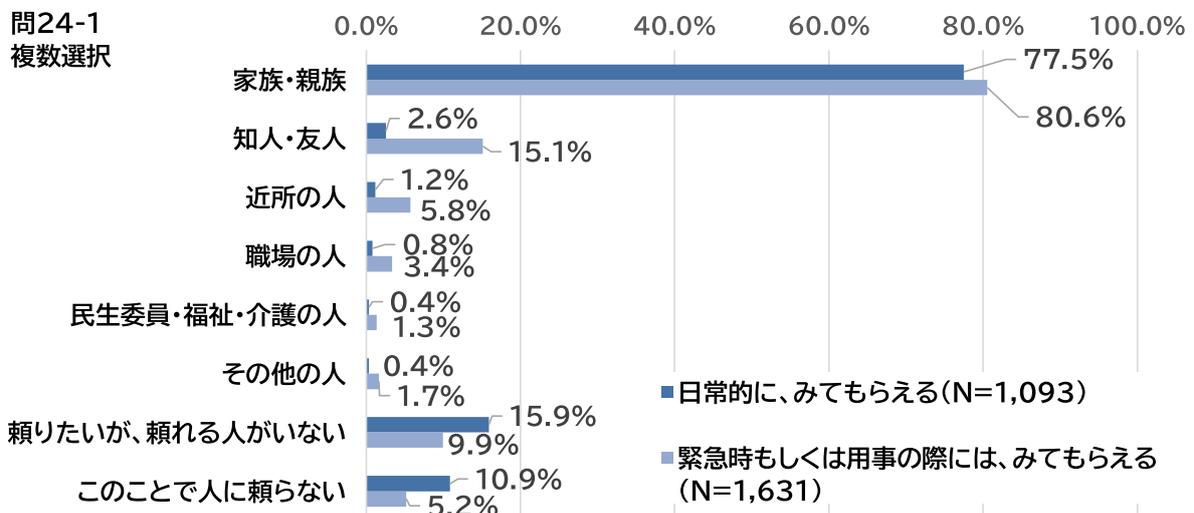
(図 4-18) 「こどもと一緒にいるとき、不便を感じたり、周りからの理解や配慮が欲しかった場面」(左)、ならびに「周りから欲しかった理解や配慮の内容」(右)



子育て当事者が子育てに関して、日常や緊急時等に頼れる人

こどもを「日常的に、みてもらえる」として選ばれた人は「家族・親族」が77.5%と最も高くなっています。次いで「頼りたいが、頼れる人がいない」の15.9%、「友人・知人」の2.6%が続きます。また、「緊急時もしくは用事の際には、みてもらえる」として選ばれた人も「家族・親族」が80.6%と最も高く、「知人・友人」が15.1%、「頼りたいが、頼れる人がいない」が9.9%と続いています。8割以上の子育て当事者が子育てに関して頼れる人がいるとしていますが、家族や親族以外になると、最も高いものでも緊急時の「知人・友人」の15.1%で、数値上で大きな差が見られます。

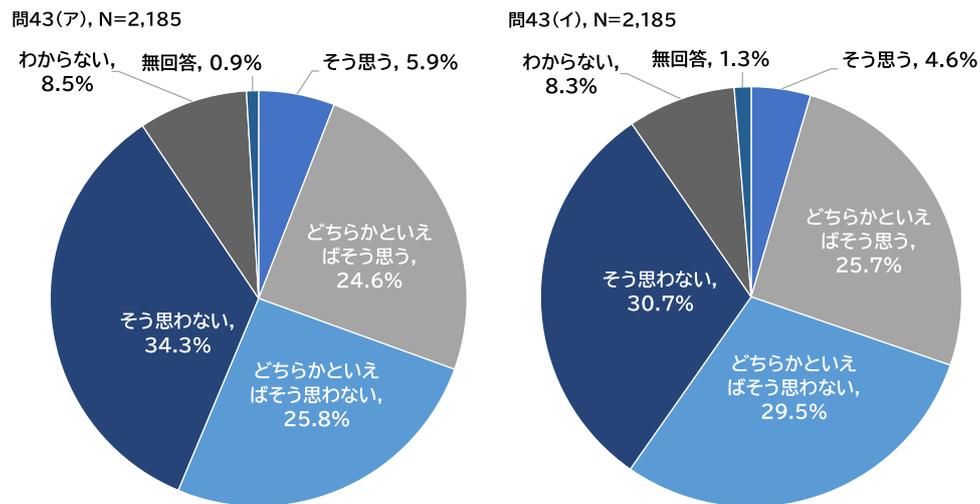
(図 4-19) 日常的に／緊急時等にこどもをみてもらえる人



子育て当事者の結婚・妊娠・こども・子育てに温かい社会・地域への実感

「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かって」と思う子育て当事者は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせて 30.5%、「保護者の子育てが地域で支えられている」と思う子育て当事者は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせて 30.3%ほどになっています。

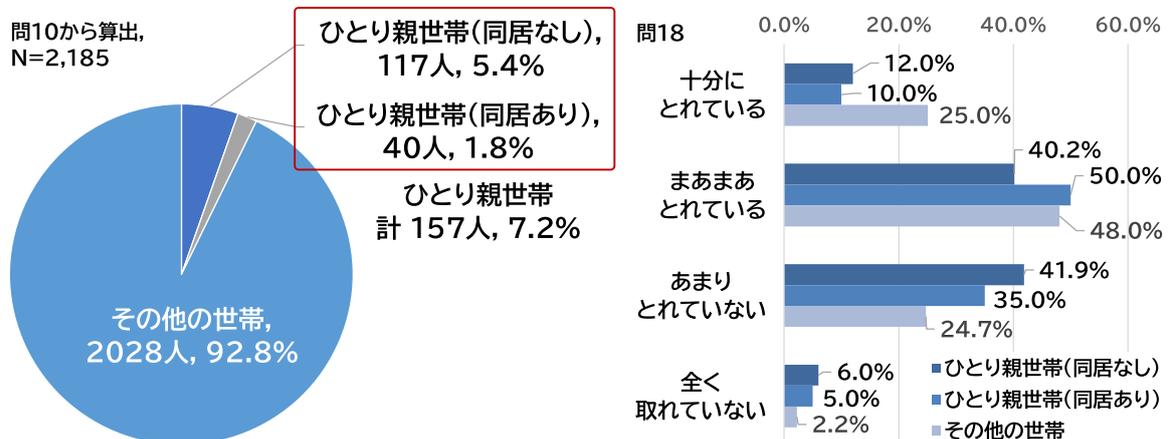
(図 4-20) 「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かって」(左)、「保護者の子育てが地域で支えられている」と思う子育て当事者(右)の割合



ひとり親世帯

今回の回答者におけるひとり親世帯は全体の 7.2%で、そのうち祖父母が同居していない世帯が 5.4%、祖父母が同居している世帯が 1.8%です。ひとり親世帯と他の世帯では回答傾向に違いがみられ、例えば、こどもとの時間を十分にとれていると感じている割合はひとり親世帯のほうが低くなっています。

(図 4-21) ひとり親世帯の割合(左)と、こどもとの時間のとり方についての比較(右)



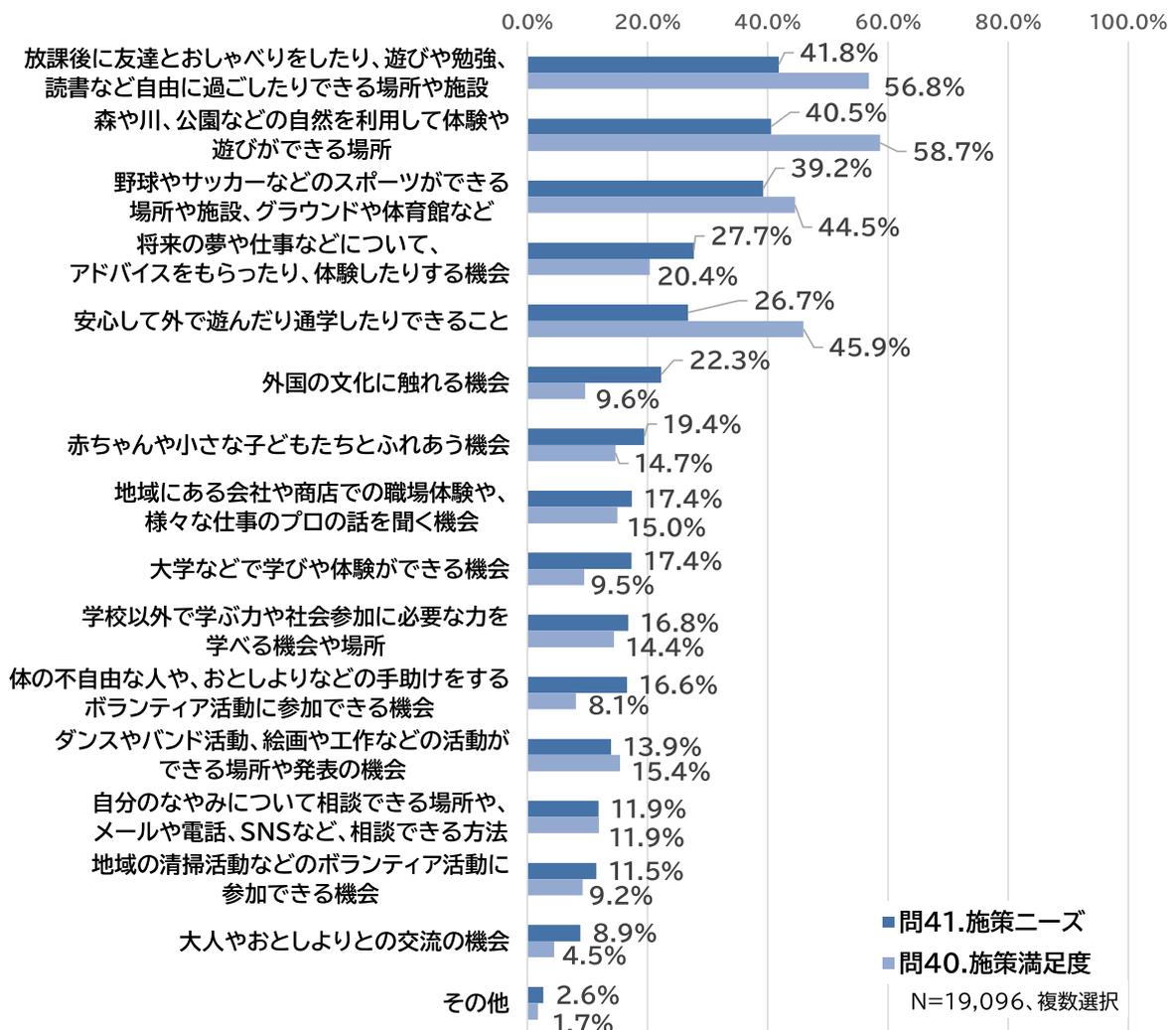
④ こども・若者・子育てへの支援に関するニーズ

ア. 児童生徒における施策ニーズ

鹿児島市の大人にこれから更に力を入れてほしい取組として、「放課後に友達とおしゃべりをしたり、遊びや勉強、読書など自由に過ごしたりできる場所や施設」が41.8%と最も選ばれています。次いで「森や川、公園などの自然を利用して体験や遊びができる場所」の40.5%、「野球やサッカーなどのスポーツができる場所や施設、グラウンドや体育館など」の39.2%、「将来の夢や仕事などについて、アドバイスをもらったり、体験したりする機会」の27.7%、「安心して外で遊んだり通学したりできること」の26.7%が続いています。

また、「将来の夢や仕事などについて、アドバイスをもらったり、体験したりする機会」や「外国の文化に触れる機会」は、満足している取組としてよりも、更に力を入れてほしい取組としての選択割合が高くなっています。

(図4-22) 児童生徒が鹿児島市の大人の取組で満足しているもの、更に力を入れてほしいもの

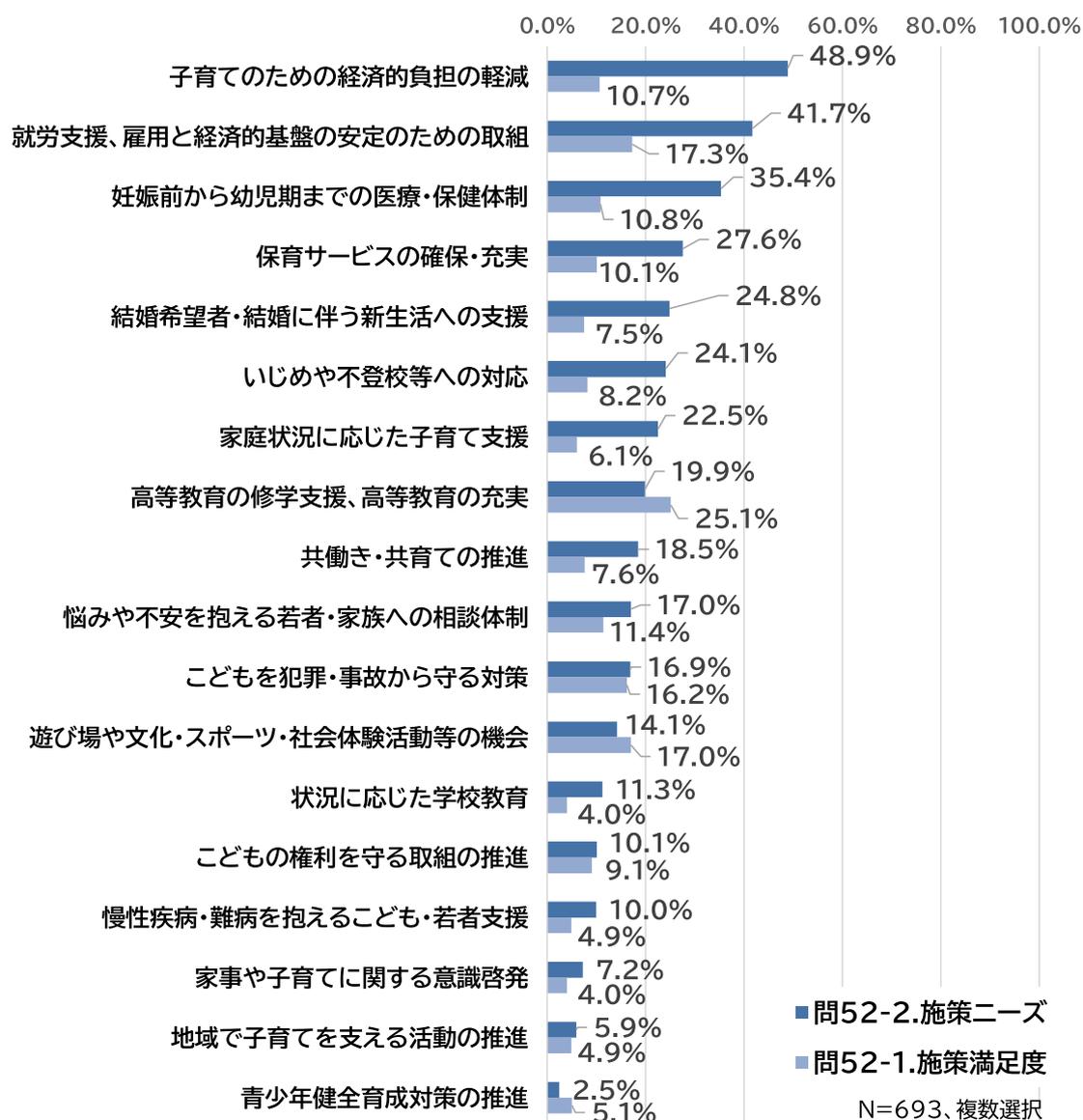


イ. 若者における施策ニーズ

若者が鹿児島市に更に力を入れてほしい取組として、「子育てのための経済的な負担の軽減」が 48.9%と最も選ばれています。次いで、「就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組」の 41.7%、「妊娠前から妊娠期、出産、幼児期の子育てに関する医療・保健体制」の 35.4%、「保育サービスの確保・充実」の 27.6%、「結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援」の 24.8%と続いています。

また、ほぼすべての項目で、満足している項目としてよりも、更に力を入れてほしい取組としての選択割合のほうが高くなっています。

(図 4-23) 若者が市の取組で満足しているもの、更に力を入れてほしいもの

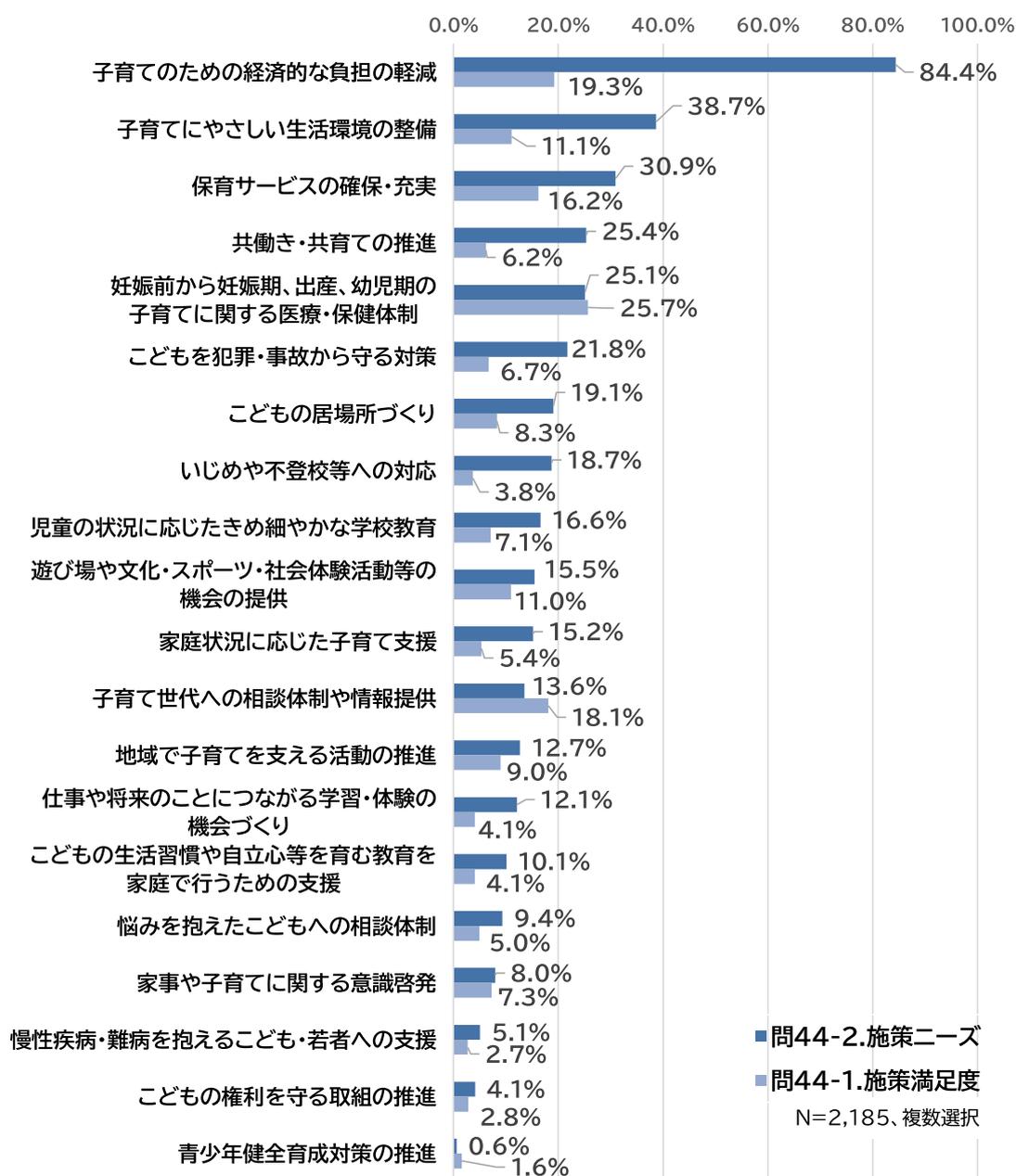


ウ. 子育て当事者における施策ニーズ

子育て当事者が鹿児島市に更に力を入れてほしい取組として、「子育てのための経済的な負担の軽減」が84.4%と最も選ばれています。次いで「子育てにやさしい生活環境の整備」の38.7%、「保育サービスの確保・充実」の30.9%、「共働き・共育での推進」の25.4%、「妊娠前から妊娠期、出産、幼児期の子育てに関する医療・保健体制」の25.1%と続いています。

また、ほぼすべての項目で、満足している項目としてよりも更に力を入れてほしい取組としての選択割合のほうが高くなっています。

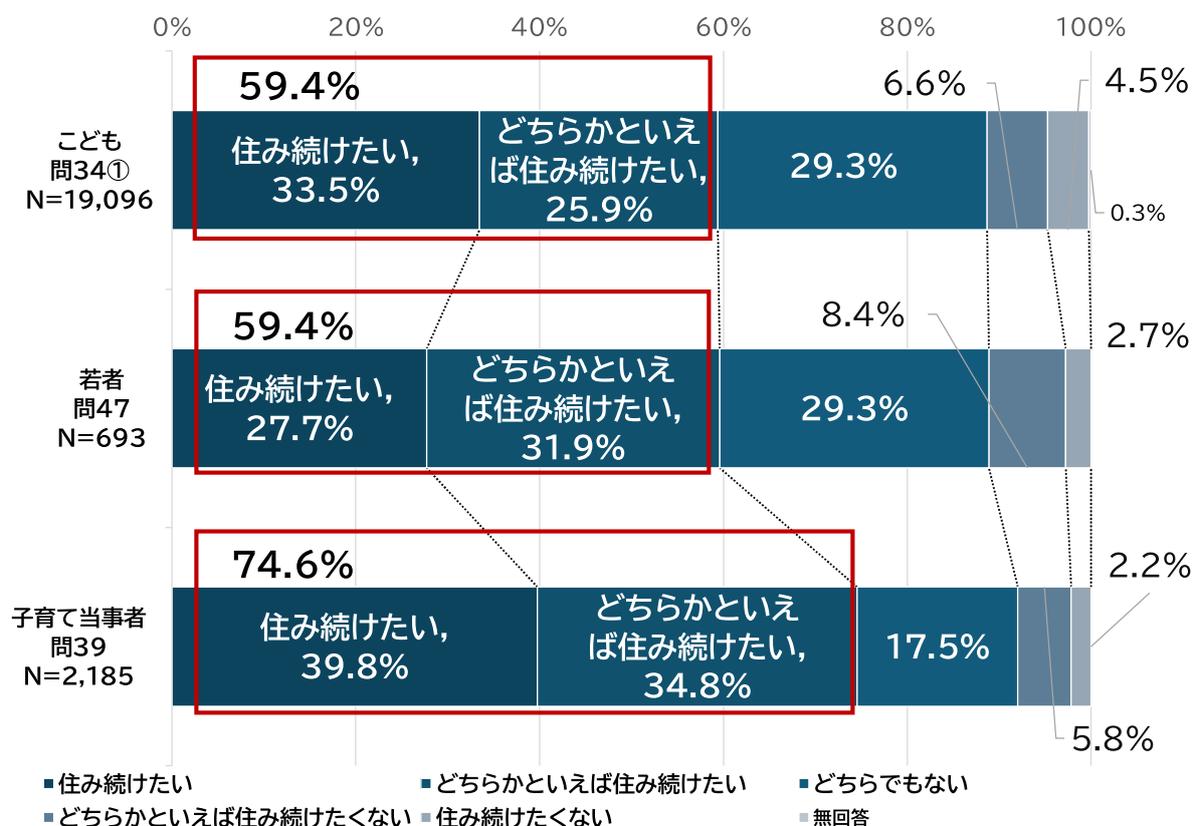
(図 4-24) 子育て当事者が市の取組で満足しているもの、更に力を入れてほしいもの



エ. 鹿児島市での居住継続に関する希望

最後に「鹿児島市に住み続けたいと思いますか」という設問に対して、「住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」を選んだ人の割合を見ると、こどもが59.4%、若者が59.6%、子育て当事者が74.6%となっています。

(図4-25) 鹿児島市に住み続けたいと思う人の割合(こども・若者・子育て当事者)



第 3 章

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

この計画は、こどもを権利の主体として尊重し、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、こども基本法第3条の基本理念や鹿児島市こどもの未来応援条例、第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画等を踏まえ、次の3項目を基本理念とします。

- (1) **すべてのこどもが、個人として尊重され、明るく健やかに成長できる環境をつくること**

- (2) **すべてのこどもの声や願いが届き、こどもたちが生まれ育った環境にかかわらず、将来にわたって夢や希望を持てるまちをつくること**

- (3) **こどもを持ちたいと希望する人が安心してこどもを生き育てることができ、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じられる社会をつくること**

2 基本的方針

この計画は、次の5項目を基本的方針として策定します。

(1) こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、一人一人が様々な個性や能力、大いなる可能性を持ったかけがえない存在です。輝く未来と無限の可能性を持つすべてのこども・若者の幸せを第一に考え、こども・若者の最善の利益が実現される社会を目指します。

(2) こどもや若者・子育て当事者の視点を尊重し、ともに進める

こども・若者が意見表明・社会参画するうえで欠かせない意見形成への支援を進めるとともに、こどもや若者、子育て当事者が安全に安心して意見を述べることができる場や機会をつくり、こども施策への意見反映に努め、こども施策の質の向上を図ります。

(3) ライフステージに応じて切れ目なく支援する

様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、こども・若者の成長段階に応じて切れ目なく支援を行い、こどもの誕生前から大人になるまでの過程を社会全体で支える取組を推進します。

(4) すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

一人一人のこども・若者が良好な成育環境のもと自らの可能性に挑戦しながら、夢と希望、誇りをもって成長し、自分らしく社会生活を営むことができる環境づくりに向けた取組を進めます。

(5) 結婚、子育てに関する希望の実現に取り組む

若者が希望をもって生きられる社会を目指し、雇用と所得環境の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を尊重することを前提に、結婚、子育てを希望する人が、安心して結婚・子育てを実現できるよう支援を進めます。

3. 全体目標

項目	市		国※2	
	現状 (R6)	目標 (R11)	現状	目標
「こどもまんなか社会の実現に向かって いる」と思う人の割合	25.9%	70%	15.7%	70%
「生活に満足している」と思うこどもの 割合	64.4%	70%	60.8%	70%
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者 の割合	66.8%	70%	60.0%	70%
「学校ではすぐに友達ができる」と思う こどもの割合※1	81.1%	87%	74.2%	80%
「自分には自分らしさというものがあ る」と思うこども・若者の割合	79.0%	90%	84.1%	90%
「どこかに助けってくれる人がいる」と思 うこども・若者の割合	92.4% 97.2%	97% 現状維持	97.1%	現状 維持
「社会生活や日常生活を円滑に送ること ができている」と思うこども・若者の割合	42.6%	70%	51.5%	70%
「こども政策に関して自身の意見が聴い てもらえている」と思うこども・若者の割 合	19.5%	70%	20.3%	70%
「自分の将来について明るい希望があ る」と思うこども・若者の割合	68.7%	80%	66.4%	80%
「自国の将来は明るい」と思うこども・若 者の割合	37.6%	55%	31.0%	55%
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社 会の実現に向かって」と思う人の割 合	31.4%	70%	27.8%	70%
「こどもの世話や看病について頼れる人 がいる」と思う子育て当事者の割合	86.6% 84.1%	90%	83.1%	90%

※1 こども大綱では「社会的スキルを身につけているこどもの割合」と掲載

※2 国の数値はこども大綱の別紙1を引用